

平成30年 6 月 29 日（金曜日）

第 2 号

平成30年第2回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

## 第2号

平成30年6月29日（金曜日）

## 出席委員

## 委員長

塚本敏一君

## 副委員長

中川浩利君

浅野貴博君

清水拓也君

新沼透君

田中英樹君

笹田浩君

中野秀敏君

三好雅君

松浦宗信君

内海英徳君

平出陽子君

遠藤連君

## 出席説明員

建設部長 岡田恭一君

建設部建築企画監 平向邦夫君

建設部次長 井之口淳治君

建設政策局長 岸純太郎君

土木局長 天野俊哉君

まちづくり局長 永山秀明君

住宅局長 長浜光弘君

建築局長 椿谷敏雄君

建設部技監 北谷啓幸君

施設保全防災  
担当局長 阿部島啓人君

建設業担当局長 高橋利明君

施設整備担当局長 工藤均君

総務課長 白石敏君

建設政策課長 白石俊哉君

維持担当課長 京田隆一君

管理担当課長 鳴海正一君

建設業担当課長 若井衛君

技術管理担当課長 坂野伸治君

河川砂防課長 金澤克人君

砂防災害担当課長 山廣孝之君

建築安全担当課長 宮森隆之君

住宅課長 高橋信二君

住宅管理担当課長 藤岡正勝君

建築保全課長 高島正秀君

水産林務部長 幡宮輝雄君

水産林務部次長 浦島浩史君

水産局長 遠藤俊充君

林務局長 本間俊明君

森林環境局長  
兼全国育樹祭準備  
室長 鈴木道和君

水産林務部技監 金崎伸幸君

水産基盤整備  
担当局長 生田泰君

森林計画担当局長 岡嶋秀典君

総務課長 黒澤政之君

企画調整担当課長 野村博明君

水産経営課長 杉西紀元君

水産支援担当課長 飯田哲也君

水産食品担当課長 佐々木 剛 君  
水産振興課長 佐藤 伸 治 君  
漁港漁村課長 相原 正 樹 君  
漁業管理課長 矢本 諭 君  
指導取締担当課長 刀 禰 浩 君  
林業木材課長 工藤 森 生 君  
木材産業担当課長 山野 朋 子 君  
林業振興担当課長 加納 剛 君  
人材育成担当課長 土屋 禎 治 君  
森林計画課長 服部 浩 治 君  
森林整備課長 寺田 宏 君  
治山課長 岡本 直 規 君  
森林活用課長 濱田 智 子 君  
道有林課長 川西 博 史 君  
全国育樹祭準備室  
参 佐々木 裕 明 君

技術支援担当局長 秋元 勝 彦 君  
活性化支援担当局長 西崎 高 君  
農政課長 水戸部 裕 君  
食品政策課長 瀬川 辰 徳 君  
農産振興課長 山野寺 元 一 君  
畜産振興課長 山口 和 海 君  
技術普及課長 白旗 哲 史 君  
農業環境担当課長 河野 勉 君  
農業経営課長 赤池 政 彦 君  
農地調整課長 尾崎 純 一 君  
農村設計課長 芳賀 是 則 君  
事業調整課長 須藤 正 之 君  
農業施設管理課長 中山 篤 史 君  
農村計画課長 坂井 松 信 君  
農地整備課長 山崎 毅 匡 君  
農村整備課長 高崎 悟 君

農政部長 梶田 敏 博 君  
農政部長  
食の安全推進監 甲谷 恵 君  
農政部次長 青木 誠 雄 君  
食の安全推進局長 立花 智 君  
生産振興局長 宮田 大 君  
農業経営局長 渡邊 顕太郎 君  
農村振興局長 橋本 智 史 君  
農政部技監 足立 一 郎 君  
競馬事業室長 田中 源 一 君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 永井 宏 佳 君  
議事課主査 田中 啓 之 君  
同 堤 輔 君  
同 伊藤 秀 和 君  
同 渋谷 崇 君  
同 高橋 智 嗣 君  
同 神澤 信 宏 君

午前 10 時 開議

○塚本敏一委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔田中主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

新 沼 透 委員  
三 好 雅 委員

であります。

---

○塚本敏一委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本敏一委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

(上の審査日程は巻末に掲載する)

---

○塚本敏一委員長 それでは、議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

#### 1. 建設部所管審査

○塚本敏一委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

中野秀敏君。

○中野秀敏委員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、道路の維持管理についてお伺いをしたいと思います。

例年、春先になりますと、雪解け水が凍結と融解を繰り返す影響などで、道路舗装の補修等が必要となる箇所が発生しますが、ことしについては、特にそうした箇所が目立ったとの声を耳にするところであります。

道が管理する道路で生じた要補修箇所が原因となったタイヤのパンクなどの物損事案の推移など、最近の状況についてどのようになっているのか、最初にお伺いをいたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 管理担当課長鳴海正一君。

○鳴海管理担当課長 道道の物損事故の状況についてでございますけれども、過去5年の、穴ぼこ及び段差によります物損事故の発生件数は、平成25年が60件、26年が22件、27年が39件、28年が37件、29年が30件と推移してきているところでございます。

平成30年におきましては、5月末現在で127件発生しており、特にことしはこれまでを大きく上回る状況でございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 ことしについては、127件と非常に多く発生している状況でありますけれども、道が管理する道路全体の中で、早急な道路舗装の補修等が必要な箇所はどの程度になっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 維持担当課長京田隆一君。

○京田維持担当課長 舗装補修が必要な箇所についてでございますが、道が維持管理を行っている

【第2分科会 6月29日 第2号】

約1万1800キロメートルの道道につきましては、定期的な道路パトロールを実施することにより、舗装の損傷の早期発見と応急的な補修に努めているところでございます。

このほか、計画的な維持管理を図るため、道路舗装のひび割れなどを確認する路面性状調査を、平成24年度から26年度にかけて、道道の全線にわたり実施したところでございます。

この結果、放置すると穴ぼこの発生が急増すると言われていて、ひび割れ部分の面積比率が40%以上の道路は約600キロメートルと、調査延長の6%となっているところでございます。

○中野秀敏委員 特に、この冬は、例年を大きく上回る127件と先ほど報告がありまして、補修が急がれる箇所も全道で相当数に上っているということでありまして、穴ぼこの発生の原因をどのように認識しているのか、今後、どのような影響があるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 施設保全防災担当局長阿部島啓人君。

○阿部島施設保全防災担当局長 穴ぼこの発生の原因と見通しについてでございますが、道路舗装の劣化によるひび割れ発生箇所の増加に加えまして、本年は、例年を大きく上回る積雪や急激な暖気による融雪により、路面の湿潤状態が続く中、路面から浸入した水による凍結と融解を繰り返して脆弱化した舗装に、通行車両の荷重や衝撃が作用したことが、多発の原因と推察されるところでございます。

穴ぼこや段差が例年を大きく上回り発生している中で、今後、限られた予算で十分な舗装補修ができないことなどにより、道路舗装の劣化がますます進行する懸念がございまして、計画的な維持管理が必要と考えているところでございます。

○中野秀敏委員 道においては、昨年度末に、道路の舗装に関する長寿命化修繕計画を策定して、本年度から10カ年にわたって、予防保全型の維持管理を行っていくとしているところでありますけれども、この春の道路状況などを見ると、従前から行っている事後保全型の維持管理が優先されるような状況であり、予防保全型の維持管理にまで管理の水準を引き上げることは容易ではないというふうに思うところであります。

道では、長寿命化計画に沿った予防保全型の維持管理をどのように進めようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

○阿部島施設保全防災担当局長 舗装長寿命化修繕計画の推進についてでございますが、これまでは、対症的な事後保全型の維持管理を行ってきたところですが、本年3月に策定した本計画では、定期的な点検、診断の結果によりまして、適切な時期に修繕を行う予防保全型に移行し、効率的で効果的な維持管理を推進することとしたところでございます。

この計画では、道路舗装の点検、診断は、舗装の寿命に大きな影響を与える大型車交通量による道路分類ごとに、おおむね5年もしくは10年に1度のサイクルを定めて実施いたしまして、路線の重要性和劣化の程度に応じた優先順位に基づきまして、計画的な修繕等を行うこととしたところでございます。

今後は、できるだけ早く、点検、診断、修繕等と、これらを記録するメンテナンスサイクルを

構築いたしまして、限られた財源の中、長寿命化対策や、維持管理コストの縮減及び予算の平準化が必要と考えているところでございます。

○中野秀敏委員 北海道のみならず、モータリゼーションが非常に進んでいるわけでありまして、自動車を抜きにして、道民の日常生活や企業の生産活動などは語れない状況にあるというふうに思うところであります。

自動車による移動が円滑に行われるよう、日々、道路の維持修繕に尽力されている関係者の皆さんには敬意を表するところでありますけれども、今後とも、安全かつ円滑な道路交通に万全を期するには、維持補修予算の確保も含め、適切な対応が求められます。

道においては、今後、どのように対応していく考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 建設部長岡田恭一君。

○岡田建設部長 今後の対応についてでございますが、道路は、道民の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤でありまして、安全で円滑な道路交通を支える上で、適切な維持管理は極めて重要と認識しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、舗装の損傷の早期発見と補修に努めることはもとより、経年などによる劣化の進行や、気候変動等に伴う道路舗装の急激な損傷により、対策に要する経費の増大も見込まれますことから、必要な予算の確保に努めるとともに、補装長寿命化修繕計画の着実な推進による、効率的で効果的な維持管理を行いまして、安全、安心な道路環境の確保に努めてまいり考えてございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 道路の維持管理について、それぞれ伺いましたけれども、道路の適切な維持補修を実施するためには、当然、財政措置を伴う対応が避けられない状況でありますので、建設部長だけの判断で進めることにはおのずと限界があるというふうに思うところであります。この点については、知事の御答弁を求めたいと思いますので、委員長の取り計らいをよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、2点目の、建設産業の人手不足対策についてお伺いをしたいと思います。

昨今の建設産業での深刻な人手不足を踏まえて、建設部では、今年度から新たな対策事業に取り組むというふうに伺っているところであります。

そこで、以下、建設産業の人手不足対策について伺いたいと思います。

建設産業における人手不足の状況はどのようになっているのか、職種ごとに、その推移なども含めて伺いたいと思いますし、現在の状態を道はどのように認識しているのか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 建設業担当課長若井衛君。

○若井建設業担当課長 建設産業における人手不足の現状などについてでございますが、本道の全職種の有効求人倍率は、北海道労働局の発表によりますと、8年連続で前年度を上回っており、直近の5年間を見ると、平成25年度平均では0.74倍であったものが、平成29年度は1.1倍となっ

ているところでございます。

このうち、建設業関係の主な職種につきましては、型枠大工、とび工では、平成25年度平均の3.40倍が、平成29年度は6.38倍に、建築・土木・測量技術者では、平成25年度平均の3.50倍が、平成29年度は5.10倍に上昇するなど、他の職種と比べ、人手不足がより顕著になっていると認識しているところでございます。

○中野秀敏委員 今、現状をお伺いしたところでありますけれども、人手不足となっている背景や要因をどのように認識しているのか、お伺いをしたいと思います。

○若井建設業担当課長 人手不足の背景などについてであります。本道においては、全国を上回るペースで少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進んでいることに加え、建設投資額が、平成5年度をピークに、平成22年度まで大幅に減少し、企業がやむを得ず採用を控えてきたことなどの影響が残る中、近年では、投資額が増加傾向となってきたことが背景にあると考えているところでございます。

また、道などが建設関連企業などを対象に実施したアンケートなどから、業界のイメージがよくないことや、他の業界と比べて休日が少ない、労働時間が長いといった就業環境なども、建設産業における人手不足の一因と考えているところでございます。

○中野秀敏委員 今は建設部所管で聞いているところでありますけれども、人手不足については、建設業のみならず、全ての産業がそういった状況に陥っているわけです。

今年度、新たに実施する事業として、道内の高校生を対象とする事業を行うというふうに聞いているところでありますけれども、具体的に、どのような狙いで、どのような事業を実施する予定なのか、お伺いをいたしたいと思います。

○若井建設業担当課長 高校生を対象とした事業についてであります。道では、建設産業の担い手の確保育成を図るため、平成27年度から、建設業担い手対策推進事業を実施しており、今年度は、新たに、高校生を対象としたICT体験講習会を行うこととしているところでございます。

このICT体験講習会は、次世代を担う高校生が、ICTに関する知識を学んだり、実技を体験する機会を通じて、建設産業に興味を持ち、就職へとつながることなどを狙いとしているところでございます。

この事業は、専門的な知識や技術を有する民間の研修機関などを活用した、ICTに関する知識などの習得と、ドローンの操縦体験の実習を行うもので、主に、卒業後の進路を検討中の建設系学科の生徒を対象に実施することとしているところでございます。

○中野秀敏委員 ただいま、高校生を対象とする事業について伺ったところでありますけれども、今年度、道内に在学している高校生に対して、ただいま言われた事業に参加する高校生の割合はごくわずかであり、効果は限定的と言わざるを得ないわけでありまして、より効果的な方法を検討すべきと考えますが、見解を伺いたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 建設業担当局長高橋利明君。

○高橋建設業担当局長 効果的な事業の実施についてでございますが、道がこれまで行ってきた出前講座におきましても、今年度から、一般社団法人日本建設機械施工協会などと連携しながら、ICTを活用した測量や施工の習得、デモンストレーションなどを、道内の8カ所の高校や工業高等専門学校で実施する予定としてございます。

さらに、今年度、新たに行うICT体験講習会は、道内の2カ所で実施することとしておりまして、来年度は、順次、全道展開いたしますとともに、教育庁が進める、各部と連携して将来の本道の基幹産業を担う人材を育成する、総合的なインターンシップ実践プロジェクトに位置づけられますことから、引き続き、これらの関係機関との連携を密にしながら、効果的な事業の実施に努めてまいりたいと考えてございます。

○中野秀敏委員 今、高校生が対象の事業について伺ったところであります。

今年度の事業においては、建設事業者向けの研修会も実施するというところでありますけれども、建設事業者向けとは、具体的に、どのような狙いで、どのような研修を実施する予定なのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○若井建設業担当課長 建設事業者を対象とした事業についてでございますが、建設事業者が若年者を確保するための有効な手段として、建設産業の魅力や自社の特徴の効果的な情報発信が必要と考えているところでございます。

このため、建設部では、今年度から、建設事業者を対象に、入職者募集に向けて、ホームページ、ソーシャルメディアを活用した効果的な企業PRの方法や、若年労働者の定着、育成を図るため、若者の思考や行動パターンを踏まえた対策を習得する研修会を、札幌市と函館市で開催することとしているところでございます。

○中野秀敏委員 建設事業者に対しては、札幌と函館で研修会を開催するというところでありますが、道内の2カ所だけで研修を実施しても、実際に参加できる建設事業者は限られたものになるわけでありまして。

より多くの企業が、人材採用に必要な知見やノウハウを獲得できるように、例えば、インターネットを活用したeラーニングのシステムを関係業界と連携して導入するのも一つの方策だと考えるところでございますけれども、道は、より効果的な研修の実施に向けて、どのように取り組む考えなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○高橋建設業担当局長 効果的な取り組みについてでございますが、建設産業におきましては、担い手不足が深刻化する中、若年労働者の確保、定着を目的とした効果的な情報発信や、若者の思考などを踏まえた育成方法を習得いたしますことは、事業者にとって重要であると考えておりまして、広く道内の事業者へ周知することが必要であると認識しているところでございます。

このため、今年度の事業実施におきましても、ホームページを活用して広く参加を呼びかけますとともに、来年度以降は、他の地域へも拡大するなど、関係機関と連携しながら、効果的な研修の実施に努めてまいりたいと思っております。

○中野秀敏委員 ただいま、人手不足対策の取り組みなどについて伺ったところでありますけれども、



ども、人手不足を克服する取り組みを効果的に実践していくためには、まず、企業の経営力を強化することが非常に重要だというふうに思うわけであります。

そのためには、例えば、個別企業の経営内容に関する相談会などを、地元の商工会議所や商工会と連携して実施するなど、工夫する必要があるというふうに考えるところでありますけれども、建設部としてはどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○若井建設業担当課長 経営力の向上に向けた取り組みについてであります。建設産業の担い手を確保していくためには、安定的な利益を確保できる経営力の強化が不可欠なものと考えているところでございます。

建設部では、建設産業への経営問題の指導や助言を行う総合的な相談窓口として、北海道建設業サポートセンターを設置し、中小企業診断士、公認会計士などにより、資金調達や経営診断といった相談に対応してきたところでございます。

さらに、一昨年12月に設置されたほっかいどう働き方改革支援センターなどとも相互に連携を図りながら、経営力の向上などに資する取り組みを行っていく考えでございます。

○中野秀敏委員 ただいま、建設部の取り組みについてそれぞれ伺ったところでありますけれども、企業の経営状況はそれぞれ異なることから、個々の企業に対して、より一層きめ細かな経営面での相談対応やフォローアップが必要だというふうに考えるところであります。

そのためには、関係部との連携を十分図るべきだと考えますけれども、今後、どのような対応をしていく考えなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○岡田建設部長 担い手確保対策に係る今後の取り組みについてであります。本道の建設産業は、人材確保が依然として厳しい状況にありますことから、担い手の確保育成などに取り組むことが重要と認識をしております。

このため、道では、本年3月に策定をした北海道建設産業支援プラン2018に沿って、就業環境の改善や生産性の向上などに取り組んでおりまして、今年度は、新たに、ICT体験講習会や、育成方法などを習得する研修会を実施することとしております。

さらに、こうした取り組みをより効果的に実施していくため、国、建設業団体、商工団体、教育機関などで構成する北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会などと連携して、担い手の確保育成を促進することとしておりまして、このプランが目指す、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的な発展の実現に向け、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中野秀敏委員 人手不足対策についてそれぞれ伺ったところでありますけれども、それぞれの業種の担当部局だけで取り組んでも限界があると思っております。関係部が連携して、文字どおり道庁一体となって取り組むべき課題だというふうに思うところでありまして、この点についても知事に見解をお伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

最後に、3点目でありますけれども、先日の大阪府北部地震で、ブロック塀の倒壊によって小

学生が亡くなるという、非常に痛ましい事故が起きたわけであります。

それで、学校教育施設等については、調査をしている状況が報道されているところでありませけれども、学校教育施設以外の道立施設におけるブロック塀の設置状況や、建築基準法の適合状況についてはどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○塚本敏一委員長 建築保全課長高島正秀君。

○高島建築保全課長 道立施設のブロック塀の状況についてであります、大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、道では、道立施設におけるブロック塀の設置の有無などにつままして、施設管理者による調査を実施したところ、庁舎等では、全718施設のうち27カ所、道営住宅では、全244団地のうち2カ所、職員住宅では、全1322棟のうち10カ所、計39カ所においてブロック塀の設置を確認したところでございます。

このうち、詳細点検が終わっている道営住宅の2カ所につまましては、建築基準法の基準を満たしていないことが判明したところでございます。

○中野秀敏委員 道営住宅の2カ所については基準を満たしていないということでありませけれども、この現状を踏まえて、道はどのように対応する考えなのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○塚本敏一委員長 建築局長椿谷敏雄君。

○椿谷建築局長 道立施設への対応についてでございます、道営住宅の2カ所につまましては、建築基準法の基準を満たしていないことが判明したため、周囲にロープを張り、ブロック塀に近づかないよう、措置を講じたところでございます。

その他の37施設につまましては、現在、各施設管理者において点検を実施しているところであり、外観に問題が発見されたブロック塀につまましては、速やかに付近の通行者への注意表示を行うとともに、建築基準法の基準を満たしていないことが明らかになった場合は、ブロック塀に近づかないよう、周囲にロープを張るなどの措置を講じるとともに、早急な撤去や改修方法の検討を行ってまいる考えでございます。

また、昨日、建設部や教育庁など関係する部局で構成する、ブロック塀の安全対策に係る庁内連絡会議を設置したところであり、安全点検や具体的な改修方法などについて情報共有を図り、関係機関が連携を強化し、着実に安全対策に取り組んでまいる考えでございます。

○中野秀敏委員 道立施設については今伺ったわけでありませけれども、市町村や民間など、道立以外の施設でのブロック塀の状況はどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○塚本敏一委員長 建築安全担当課長宮森隆之君。

○宮森建築安全担当課長 道立以外の施設の状況についてでございます、市町村が所有する施設のブロック塀につまましては、みずから点検を行っているものと考えており、先週の6月22日に、国土交通省が作成した、ブロック塀等の安全点検のチェックポイントを送付するとともに、昨日、早急に点検を行うよう、改めて各市町村に働きかけを行ったところでありませ。

また、民間のブロック塀につきましては、道では、その設置状況等を把握してございませんが、所有者みずからが安全点検を行っていただくよう、先週の6月22日から、道のホームページにより注意喚起を行うとともに、建設部と14振興局などに問い合わせ窓口を設置したところでございます。

○中野秀敏委員 それぞれ伺ったわけでありますけれども、道は、市町村や民間の施設で、建築基準法にのっとったブロック塀の整備が進められるよう、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 建設部建築企画監平向邦夫君。

○平向建設部建築企画監 市町村や民間に対する今後の対応についてでございますが、このたびの地震におきまして、建築基準法に適合しないブロック塀の倒壊により、通学する児童が亡くなるという、大変痛ましい事故が発生し、道内においても、道立施設や市町村が所有する施設で、法に適合しない塀が確認されているところであり、改めて、建築基準法を遵守することが重要と認識しております。

このため、道では、市町村に対しまして、市町村が所有する施設のブロック塀に対する緊急点検の実施を働きかけるとともに、民間のブロック塀の所有者に対し、ホームページにより注意喚起を行ったところであります。

また、道民の皆様からの問い合わせに対応するため、建築基準法を所管する道及び10市の特定行政庁のほか、37市町の限定特定行政庁にも窓口を設置したところでございます。

さらに、住宅の耐震化の普及啓発として毎年実施している住宅の耐震セミナーにおいても注意喚起を行うとともに、特定行政庁や限定特定行政庁と道で構成する全道建築行政連絡会議の場などを通じ、市町村と連携や情報共有を図り、道民の皆様のお安全で安心な生活の確保に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○中野秀敏委員 ブロック塀の関係をお伺いしたわけでありますけれども、こういったものについては、事故が起こらないと、調査というか、安全対策がなかなか行われたい、そういう状況にどうしてもなってしまうわけであります。

しかし、そういったことが起こる前に安全点検を行うことが非常に重要だというふうに思いますので、建物のみならず、全ての部分で常にそういった形がとれるというか、ある面、余裕もなきやだめなのかもしれないですけれども、そういったことを十分心得ながら、今後の業務に当たっていただきたいと思うところであります。

以上で私の質問を終わります。

○塚本敏一委員長 中野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

笹田浩君。

○笹田浩委員 通告に従って、道営住宅の管理と整備についてお伺いをいたします。

まず、入居選考における優先入居についてであります。

子育て世帯や高齢者のほか、DV被害者など、より住宅困窮度の高い世帯について優先的に入居させる仕組みがあるというふうに聞いていますが、その実績はどのようになっているのでしょうか。

○塚本敏一委員長 住宅管理担当課長藤岡正勝君。

○藤岡住宅管理担当課長 道営住宅における優先入居についてでございますが、道営住宅では、子育て世帯や高齢者、障がい者など、一般の入居希望者より住宅の困窮度が高い世帯の方々に対し、優先的に入居できる住戸として特定目的住宅を指定するとともに、抽せん時における当選確率の引き上げによる優先的な入居に取り組んでいるところでございます。

また、特定目的住宅として募集した実績は、平成27年度が197戸、28年度が163戸、29年度が212戸となっており、当選確率を引き上げる措置を講じた世帯は、平成27年度が延べ7852世帯、28年度が延べ6233世帯、29年度が延べ6717世帯となっているところでございます。

○笹田浩委員 当選確率を引き上げる措置を講じた世帯がかなりの件数となっているわけでありますがけれども、この措置は、配偶者暴力防止法や犯罪被害者等基本法に該当することなど、本人が、申し込む時点で訴えづらいというケースもあります。

また、要綱、要領によれば、その他、知事が特に居住の安定を図る必要があると認める者なども、この確率を引き上げる措置に該当します。

これをしっかりとやるためには、各部横断的な連携が必要だというふうに思います。この制度の適切な運用を心がけていただきますよう指摘しておきます。

さて、公募、選考の手続のほとんどは指定管理者が行っているわけであります。

そこで、指定管理者の選定方法についてお伺いしますが、どのように指定管理者を選考しているのか、お伺いいたします。

○藤岡住宅管理担当課長 指定管理者の選考についてでございますが、道では、指定管理者の指定に当たり、あらかじめ、学識経験者等で構成する道営住宅指定管理者候補者選定委員会を設置し、委員会の御意見を伺いながら、公募要項や選定基準等を定め、公募を行っているところでございます。

その後、申請者からの申請内容を審査するとともに、委員会において、ヒアリングを実施し、企画提案内容について評価をいただき、その結果を踏まえ、候補者を決定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定しているところでございます。

○笹田浩委員 公共サービス改革法、いわゆる市場化テストに基づいた手続で進められているというふうに思いますが、この法に定める秘密保持義務規定や、みなし公務員規定の適用などを受けて業務を遂行していることと思います。

そこで、家賃の徴収についてお伺いします。

家賃徴収業務についても指定管理者に行わせているわけですが、督促から相談、明け渡し訴訟など、どこまでが業務の範囲なのか、伺います。

また、家賃徴収業務に関して、明け渡し訴訟に至る場合があるかと思えますけれども、その業務は、どこが、どのようなプロセスで実施しているのか、お伺いします。

あわせて、近年の明け渡し訴訟の件数もお伺いいたします。

○藤岡住宅管理担当課長 家賃徴収業務などについてでございますが、指定管理者が行う家賃徴収業務の範囲は、道営住宅等の管理に関する協定書に基づき、減免決定などの行政処分を除いた家賃や敷金の徴収、滞納整理などの業務と定められているところでございます。

また、明け渡し訴訟は道が行うものでございまして、その手続は、再三の督促にも応じない滞納者のうち、家賃滞納額が30万円以上になった者や、30万円未満でも、家賃を支払う意思が全く見られない者を対象者として選定し、明け渡し請求を行い、明け渡しに応じない者について、議会の議決を経て、明け渡し訴訟を提起することとしているところでございます。

近年の明け渡し訴訟の実績は、平成27年度が16件、28年度が10件、29年度が9件となっているところでございます。

○笹田浩委員 明け渡し訴訟の実績が、16件、10件、9件と、年々少なくなってきていることは評価をいたします。引き続き心がけていただきますよう、お願いをいたします。

指定管理者と道の間でのケースの引き継ぎの話がありましたが、これがスムーズに行くこと、初動対応といえますか、最初の問題発生をしっかりと見きわめることが、こういうケースを減らすことにつながると思いますので、引き続き、この点についてもしっかりとされますよう、指摘をしておきます。

次に、滞納整理事務についてであります。

詳しいことは決算特別委員会で取り扱うべきなのでしょうけれども、道営住宅使用料における過年度分の徴収率が15%以下で推移しており、低調であると言わざるを得ません。

一方、毎年、2000万円から4000万円の不納欠損処理を行っているという報告を受けていますが、滞納整理事務がどのように行われているのか、お伺いいたします。

○藤岡住宅管理担当課長 滞納整理事務についてでございますが、道営住宅における滞納整理事務は、道営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱に基づき実施することとしてございまして、指定管理者では、滞納者に対する督促状や催告状の送付、連帯保証人への督促依頼、電話や訪問による納付指導のほか、振興局と連携しながら、家賃等収納強化月間における夜間の訪問徴収や電話催告などを行っているところでございます。

また、道では、明け渡し訴訟などの法的措置のほか、滞納したまま退去し、その後、所在不明となるなどの理由により、回収が困難となっている滞納家賃等について、平成22年度から、民間の債権回収会社や弁護士に回収業務を委託してございまして、収入未済額の縮減に取り組んでいるところでございます。

○笹田浩委員 平成22年度から、そういう会社や弁護士に依頼しているということでありましたけれども、不納欠損処理は2000万円から4000万円で推移しているわけであります。

ところで、過去3年間で、1人当たりで最も多額の債権の放棄を行ったのは、どのくらいの金

額なのですか。

○藤岡住宅管理担当課長 家賃における不納欠損の額についてでございますが、過去3カ年において、1人当たりで最も多い不納欠損の額は、平成27年度が約166万円、28年度が約218万円、29年度が約132万円となっているところでございます。

○笹田浩委員 1件の住宅使用料は、月に10万円も20万円もするわけじゃないわけでありまして、先ほど言っていた30万円を超えた時点でスムーズな引き渡しを受けて、振興局が担当することになるのでしょうかけれども、この辺のスキルアップみたいなものも課題になるというふうに思います。

ことし4月に債権管理条例が制定されましたが、私債権の管理については、強制徴収権がある税と違いますから、非強制徴収権の放棄の手続も適正に処理されなければならないと思いますので、道営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱と、4月にできた条例との整合を早急に図っていただいて、現実的にはそういう結果になったとしても、手続的に瑕疵がないような取り組みをしていただきたいと指摘しておきます。

次に移りますけれども、道営住宅の整備、活用についてお聞きします。

平成29年3月に道が策定した北海道住生活基本計画によりますと、公営住宅の供給目標は、平成37年度までに9万1000戸とするとされております。これは、公的な支援により居住の安定確保を図るべき世帯数の9割に相当するものでありますが、この計画に基づいて、道営住宅整備活用計画を定めているわけでありまして。

平成28年度末で2万2357戸ある道営住宅について、計画期間の平成37年度までに、どのように整備及び活用をしていくのか、お伺いいたします。

○塚本敏一委員長 住宅課長高橋信二君。

○高橋住宅課長 道営住宅の整備及び活用についてでございますが、道営住宅整備活用計画は、平成37年度までを計画期間とし、道営住宅の整備及び活用に関する具体的な考え方を定めたものでありまして、本計画に基づき、既存ストックについては、建設後の経過年数や居住性能のほか、地域の特性、老朽化の状況を踏まえまして、建てかえや改善、維持管理を計画的かつ効率的に行うこととしているところでございます。

整備に当たっては、コンパクトなまちづくりや少子化対策といった地域課題の解決に向けて、市町村と連携しながら、まちなかに移転集約する地域再編型整備や、交通ネットワークの充実に伴う広域需要に対応する広域再編型整備を進めているところでございます。

○笹田浩委員 それでは、道営住宅整備活用方針についてお伺いします。

道営住宅の整備は、道営住宅整備活用方針に基づき実施しており、当該方針では、市町村と連携する地域再編型整備と、北海道新幹線や高速道路など交通ネットワークの充実に伴う新たな住宅需要に対応する広域再編型整備を位置づけておりますけれども、その具体的な整備を決定するプロセスはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○高橋住宅課長 道営住宅の整備についてでございますが、地域再編型整備に関しましては、市町

村からの整備要望を踏まえ、既存道営住宅について、建設後の経過年数や劣化状況、ユニットバスなどの設備の状況などを勘案し、建てかえ、維持管理、改善などの方針を検討の上、建てかえ候補となった団地は、所在する市町村と、まちづくり施策や少子化対策などとの連携について協議を行い、事業の実施を検討することとしているところです。

また、広域再編型整備に関しましては、北海道新幹線や高速道路、空港の発着枠拡大など、交通ネットワークの充実に伴い発生する新たな広域需要の見込みを検討し、当該市町村と、住宅需要など、整備の必要性を協議の上、住宅対策審議会において、これらの妥当性について意見をいただき、事業の実施を検討することとしているところでございます。

○**笹田浩委員** 次に、道営住宅の高齢者対応についてお伺いします。

道では、高齢者居住安定確保計画も策定し、高齢化がとまらない道内における高齢者のニーズに対応した住宅確保を目指すと言われておりますけれども、道営住宅では、高齢化に対応するため、どのような整備を行っているのか、お伺いいたします。

○**高橋住宅課長** 高齢化に対応した整備についてであります。道では、高齢者はもとより、子どもや障がい者まで、全ての人が安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備を進めておりまして、手すりの設置、段差の解消、エレベーターの設置、車椅子利用者や介助にも配慮したスペースの確保のほか、灯油の運搬が不要となるオイルサーバーの設置などを行っているところでございます。

○**笹田浩委員** いろいろと聞いてまいりましたけれども、最後に、今後の取り組みについてであります。

本道では、人口減少や少子・高齢化が一段と進行しており、道営住宅が果たす役割はますます大きくなると考えています。

道営住宅は、道営住宅整備活用方針及び整備活用計画に基づいて整備を行っているわけでありましてけれども、道は、今後の道営住宅の役割をどのように認識し、整備に向けて、どのように取り組まれていくのか、見解をお伺いいたします。

○**塚本敏一委員長** 建設部建築企画監平向邦夫君。

○**平向建設部建築企画監** 道営住宅の役割などについてでございますが、道営住宅は、整備活用方針に基づき、市町村の補完的役割として、地域の既存老朽ストックの居住水準の向上や、住宅政策の推進、支援のほか、広域的な住宅需要への対応などを目的に、整備及び活用を行うこととしており、本道における人口減少や少子・高齢化などの課題に積極的に取り組むことが重要であると考えております。

道では、これまでも、市町村のまちづくりや住宅施策、少子化対策などとの連携を図りながら、まちなか居住や、移住、定住の促進に資する取り組みを推進するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとしての子育て支援住宅の整備など、道が進める施策と連携した道営住宅整備を進めてきたところであり、今後とも、市町村との連携をより一層強め、地域ごとの課題にも対応しながら、安全で安心して暮らせる地域社会の形成に向け、施策効果が高い道営住

宅の整備に努めてまいります。

○**笹田浩委員** しっかりと整備していただきますようお願い申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

○**塚本敏一委員長** 笹田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

清水拓也君。

○**清水拓也委員** おはようございます。

まず、河川災害の復旧について、順次伺っていきます。

平成28年に発生した大雨災害に伴う河川の復旧工事等の進捗状況を見ますと、昨年多発した入札の不調や不落は、さまざまな制度上の特例措置を講じることにより、一定程度改善したものと伺っておりますが、この5月25日現在においても、なお工事未着手となっている割合は10%となっているところであります。

どのような事情で、河川工事の進捗が他の分野に比べておこなれているのか、伺います。

○**塚本敏一委員長** 砂防災担当課長山廣孝之君。

○**山廣砂防災担当課長** 災害復旧工事の進捗についてでございますが、平成28年の災害復旧工事のうち、建設部が所管する道路、河川等の工事は、全体で788カ所、約556億円でありまして、平成30年5月25日現在、工事が完了したものが445カ所、工事に着手しているものが272カ所と、進捗率は約9割となっているところでございます。

残りの1割につきましては、主に河川工事となっており、入札手続中が37カ所、発注準備中が34カ所となっているところでございます。

河川工事の進捗のおくれにつきましては、箇所数が600カ所と、全体の約8割を占めていることに加えて、復旧工事が集中した昨年度は、護岸に用いるコンクリートブロックの供給不足などが主な要因と考えているところでございます。

○**清水拓也委員** 復旧工事が一日も早く進むよう、今後、道ではどのように取り組む考えか、伺います。

○**塚本敏一委員長** 土木局長天野俊哉君。

○**天野土木局長** 復旧工事の今後の取り組みについてでございますが、道では、護岸に用いるコンクリートブロックなどの資材不足につきましては、国や関係団体などと連携した需給状況の把握と調整により、今年度の発注予定の工事で必要な数量を確保できる見込みとなったところでございます。

また、これまでも、円滑な事業執行を図るため、技術者や技能労働者の不足への対応として、発注ロットの大型化のほか、受注者が工期の始期と終期を設定することができるフレックス工期制や、入札参加要件の拡大などを実施してきたところでございます。

引き続き、関係機関との調整を進めるとともに、建設業者への入札関連情報の適切な提供を行うなどして、災害復旧工事の円滑な執行に努めてまいります考えでございます。

○**清水拓也委員** 次に、市町村の対応について伺いますが、道では、平成28年の大雨災害のよう



【第2分科会 6月29日 第2号】

な場合に、災害復旧関連工事の実施に必要な技術職員を、全道から被災した現地に集め、早期復旧に努めてきたと伺っています。

市町村は、道のような広域団体ではないので、道のような対応は困難と考えますが、まち全体が被災地となったような状況の中、市町村はどのように対応したのか、伺います。

**○山廣砂防災担当課長** 市町村の対応状況についてであります。平成28年の災害における市町村の被害につきましては、全道で、被災箇所が439カ所、災害復旧費は約103億円に上ったところでございます。

そのうち、激甚災害の指定に伴う災害復旧費の国庫負担額のかさ上げ対象となったのは16市町村でありまして、被災箇所が多い順に、日高管内の新冠町で38カ所、日高町で37カ所、十勝管内の清水町で37カ所となっているところでございます。

新冠町及び日高町では、同じく被害規模が大きかった平成15年の大雨災害に比べて、被災箇所が2割程度と少なかったことや、過去の災害対応の経験者が在籍していることから、現有の職員で対応できたと伺っているところです。

また、被害規模が最も大きかった清水町につきましては、平成9年に締結した、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定に基づきまして、道や札幌市から職員を派遣し、対応したところでございます。

**○清水拓也委員** 多くの市町村では、いつ発生するかわからない河川災害に備え、技術系の専門職員を余裕を持って確保しておくことは困難なのが現状であります。そうした地域での災害に際して、一時的な市町村職員との併任発令などを行い、復旧工事等を道が肩がわりして実施することも必要と考えます。

国では、被災市町村の首長に他の自治体の職員が助言をする災害マネジメント総括支援員制度を創設し、あらかじめ、派遣できる職員を登録する制度を設けております。

道は、こうした制度も参考にしつつ、市町村の災害復旧事業の実施に際し、速やかに支援員を派遣できるよう、技術系の専門職員を登録する制度を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

**○塚本敏一委員長** 建設部長岡田恭一君。

**○岡田建設部長** 市町村への支援についてでございますが、市町村の土木関係職員が年々減少していることに伴いまして、災害復旧事業の実施に支障が生じ、地域の復旧がおくってしまう懸念があるものと認識をしております。

このため、道では、先ほど申し上げましたとおり、平成28年の大雨災害におきましては、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定に基づきまして、現職の技術職員を清水町などに派遣したところでございます。

さらに、平成28年9月に、北海道建設技術センターと、公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定を結びまして、災害に精通した道の退職者をアドバイザーとして南富良野町などに派遣し、現地調査や災害復旧に向けた技術支援を行ったところでございます。

道といたしましては、市町村の災害復旧事業が円滑に進むよう、今後とも、このような取り組みを積極的に推進し、市町村の要請にしっかり応えてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○清水拓也委員** 次に、水防災意識社会再構築ビジョンに基づく協議会について伺います。

気候変動の影響により、従来の防災施設の能力を上回る洪水などの災害が頻発することが懸念されることから、道では、減災のための目標を関係者が共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進して、社会全体で常に洪水に備える水防災意識社会を再構築することを目的とし、昨年6月から、地域ごとに減災対策協議会の設置を進めており、全道で25の協議会が設置されたとお聞きしております。

全道を網羅した体制になっているのかを含め、協議会設立の現状をどう評価しているのか、伺います。

**○塚本敏一委員長** 河川砂防課長金澤克人君。

**○金澤河川砂防課長** 減災対策協議会の設置状況についてでございますが、国が管理する河川におきましては、既に14の協議会が設置されており、この協議会に、近傍の道が管理する河川も追加したほか、それ以外の道管理河川を対象として、新たに11の協議会を設置したところでございます。

この25の協議会には、道管理河川を有していない利尻富士町と浜中町を含む全ての市町村が参画しておりまして、全道全ての地域において、現状の水害リスク情報や河川の整備の取り組み状況などを共有するとともに、河川管理者と市町村などとの情報伝達等の連携を強化しているところでございます。

**○清水拓也委員** 全道で25の減災対策協議会について、オホーツク管内では七つの協議会が設置されておりますが、石狩・空知管内では一つの広域的な協議会となっており、地方によって、協議会の数にばらつきがあるという状況にあります。

広域的な協議会は、構成している市町村数が多く、範囲も広いことから、地域の実情に応じた、きめ細かな協議や検討が難しいものと考えますが、どのように協議会を進めているのか、伺います。

**○金澤河川砂防課長** 広域的な協議会の進め方についてでございますが、最も広域的な石狩川下流域外減災対策協議会は、石狩・空知管内のほか、上川管内の一部を含めて、37の市町村により構成されているところでございます。

この協議会は広域的でありますことから、その下部組織として、空知川など主要な支川ごとに六つの地域部会を設置しまして、地域の実情に応じて、地区ごとに議論を行いますとともに、各地域部会に、実務者レベルの担当者部会を設置しまして、細かな検討を行いながら、必要な協議を進めているところでございます。

**○清水拓也委員** 減災対策協議会では、水防災意識社会の再構築に向け、具体的にどんな取り組みを実施しているのか、伺います。

○金澤河川砂防課長 協議会の取り組みについてでございますが、全道の25の地域の全てにおいて、本年7月までに2回目の協議会を開催しまして、おおむね5年で実施する取り組みの内容等を、地域の取り組み方針として取りまとめることとしたところでございます。

協議会におきましては、この方針に基づき、各構成員が実施している減災に係る取り組みの状況や河川の整備状況等について十分に情報共有を図った上で、水位計の設置や水害対応タイムラインの作成、協議会の構成員が相互に連携した防災訓練の実施など、円滑かつ迅速な避難のための取り組みなどを進めることとしたところでございます。

○清水拓也委員 減災対策協議会の取り組みの実効性を確保するため、運営面でどのような工夫が行われているのか、伺います。

○天野土木局長 実効性の確保についてであります。地域の取り組み方針に基づく取り組みの実施状況等を確認し、必要に応じて内容を見直すため、毎年、協議会を開催し、フォローアップを行うなど、防災、減災の取り組みを継続的に推進することとしているところでございます。

道といたしましては、この協議会を通じまして、国や市町村はもとより、气象台、警察、消防など、多様な主体との連携を一層強めながら、ハード、ソフトの対策をより計画的、一体的に推進するなど、防災・減災対策に全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

○清水拓也委員 次に、要配慮者利用施設における避難確保計画などについて伺います。

昨年6月、水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域などに立地する老人福祉施設や小学校などのいわゆる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられました。

道内の土砂災害警戒区域においては、現在、対象となる施設がどの程度存在し、避難確保計画の策定状況はどのようになっているのか、伺います。

○山廣砂防災害担当課長 避難確保計画の策定状況についてでございますが、今回の土砂災害防止法の改正に伴いまして、土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に定められた社会福祉施設などの要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられたところです。

道内の策定状況につきましては、国が公表した最新の資料によりますと、平成29年3月末時点で、土砂災害警戒区域に立地するため、警戒避難体制の整備等を構築する必要があるものとして、市町村防災計画に定められた要配慮者利用施設は102施設で、そのうち、法改正以前の自主的な取り組みとしまして、土砂災害に関する避難確保計画を策定している施設は8施設となっているところでございます。

また、法改正後の策定状況につきましては、現在、国において実態調査が行われておりまして、本年秋ごろをめどに、その結果が公表される予定と承知しております。

○清水拓也委員 ただいま御答弁いただきましたが、8施設ということでした。

法施行から日が浅いこともあり、今後は、計画策定や避難訓練の実施を進めていくことが重要と考えますが、道は、策定の促進に向け、今後、どのように取り組んでいく考えか、伺います。

○**岡田建設部長** 策定の促進に向けた取り組みについてでございますが、道では、迅速かつ円滑な避難の重要性を認識していただくため、全道の社会福祉施設の管理者等を対象といたしまして、昨年5月までに、国などと連携し、振興局などの地域ごとに、法改正の趣旨や土砂災害への備えなどに関する説明会を開催したところでございます。

また、市町村職員を対象といたしまして、土砂災害の危険性などについて理解を深めていただくための研修会を地域ごとに開催するとともに、庁内の防災部局や保健・福祉部局などで構成する総合的な土砂災害対策推進検討部会において、情報共有を図っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、市町村や関係機関などと一層連携して、災害時における要配慮者の方々の安全確保に向け、警戒避難体制の整備が図られるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**清水拓也委員** 防災対策は、市町村や地区ごとというよりも、それぞれの住民、施設が置かれている状況に応じ、きめ細かな対策が求められるようになってきており、高齢者福祉施設や病院、小学校など、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定や避難訓練は、今後ますます重要な課題になると考えます。

建設部はもとより、保健福祉部や総務部の防災関連部局などと緊密に連携し、早急に取り組まれるよう求め、質問を終わります。

○**塚本敏一委員長** 清水委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

新沼透君。

○**新沼透委員** それでは、通告に従いまして、建設業における週休2日モデル工事の実施について、順次質問してまいります。

近年、技能者、技術者を初め、建設業を担う人材の不足が特に深刻化しております。道議会の議論において道が明らかにしているように、道内の建設業就業者数は、平成7年から9年の約35万人をピークにして、昨年は約21万人にまで減少しています。年齢階層別の構成比について、平成11年と28年を比較すると、29歳以下は約18%から約10%へと低下する一方で、50歳以上は約39%から約50%へ上昇しております。

担い手不足の対策の一つとして、建設業においても、いわゆる週休2日制の導入を初めとする働き方改革の必要性が高まっております。

道としても、今年度より、道発注工事の中で、主に土木工事において、週休2日相当の現場閉所を行うことを条件とするモデル工事の実施を始めていますと承知しております。

昨年7月6日の建設委員会において、我が会派の同僚議員に対する質問に対して、建設業における週休2日制の導入に関し、建設業における担い手の中長期的な確保育成に向けて、休日の確保などの働き方改革を進めることの重要性を示しつつも、建設業団体との意見交換で、現場経費の増加や適切な工期の確保、日給制労働者の収入の減少などを懸念する意見も多いとの認識を示していました。

さらには、今後の取り組みについて、休日確保する適切な工期設定や積算のあり方などのほか、企業、労働者へ与える影響などの課題を把握するためのモデル工事の導入について、国の動向を見きわめるとともに、関係団体とも調整を図りながら検討を進めるなど、地域の実情を踏まえて取り組んでまいるとの答弁がなされました。

これを踏まえて、以下質問してまいります。

初めに、ありとあらゆる業種、業界で担い手不足が叫ばれておりますが、冒頭に述べましたように、建設業における状況は特に深刻なものであります。

建設業における担い手不足の解消に向けて、週休2日制の導入が重要であると考えますが、道としての認識を改めてお伺いいたします。

○塚本敏一委員長 建設業担当局長高橋利明君。

○高橋建設業担当局長 週休2日の取り組みについてでございますが、本道の建設産業においては、人材確保が依然として厳しい状況にございまして、担い手の確保育成のためには、長時間労働の是正や週休2日の導入など、就業環境の改善が重要と考えているところでございます。

一方で、週休2日の導入に向けては、工期の確保や現場経費の増加、労働者の収入減少などの課題もございまして、道といたしましては、本年3月から、施工者希望型で週休2日モデル工事を実施し、適切な工期設定や積算のあり方などの課題の解消に向けた検証を進め、週休2日の導入促進に取り組んでまいるとの考えでございます。

○新沼透委員 今お答えいただきましたように、道として、本年3月から週休2日モデル工事を実施し始めていますが、冒頭に述べました昨年7月の建設委員会における答弁以降、どのような検討をし、どのような制度としたのか、このモデル工事の概要についてお伺いいたします。

○塚本敏一委員長 技術管理担当課長坂野伸治君。

○坂野技術管理担当課長 週休2日モデル工事についてでございますが、建設部では、このモデル工事の検討に当たっては、昨年の秋以降に実施した、建設業協会など関係団体との意見交換や、国の動向等も踏まえ、受注者が取り組みやすい環境整備を図ることとし、週休2日を考慮した工期設定や間接工事費の増額、さらには工事施行成績評定の加点を行うほか、工事完成後に受注者へアンケートを行い、課題等の検証を行うこととしているところでございます。

こうした取り組みを行った上で、5月末現在、災害復旧工事など、工期末に制限がある工事を除く426件を、施工者希望型の週休2日モデル工事の対象としているところでございます。

○新沼透委員 積雪寒冷という気象条件によって著しい制限を受ける本道においては、年間を通じて工事を実施することができず、週休2日制を導入するのであれば、可能な限り早期の発注をしてほしいという声が建設事業者からは聞こえます。

週休2日制の導入によって工期が長くなり、冬期施工となることで品質管理上の課題が出てくることも考えられます。

道としては、この点に関して、事業者に対してどのような配慮を行う考えでいるのか、お伺いをいたします。

○坂野技術管理担当課長 週休2日モデル工事の実施についてであります。積雪寒冷地である本道においては、冬期の積雪、凍結などが、工事の品質や工程管理などに影響を及ぼす可能性があることから、モデル工事の実施に当たっては、品質低下を避けるため、冬期間の施工とならないよう、ゼロ道債の活用等により早期発注に努めるとともに、やむを得ず冬期施工となる工事においては、除雪や防寒仮囲い等に必要な費用を計上するなど、適切な施工が確保できるよう取り組んでまいり考えてございます。

○新沼透委員 日給制により収入を得ている労働者にとっては、休日の増加が収入の減少につながる懸念があります。

道が実施する週休2日モデル工事に当たり、道としては、間接工事費を国に準じて補正していると承知しております。

例えば、労務費の割り増しなどの方法をもって、日給制の労働者の収入減を防ぐなどの措置が必要と考えますが、道の認識をお伺いいたします。

○高橋建設業担当局長 労務費を含む必要な経費の確保についてでございますけれども、建設部では、本年3月から取り組んでいる週休2日モデル工事の実施におきまして、現場事務所や安全施設等のリース期間の増加などを考慮して、間接工事費の補正を行っているところでございます。

こうした中、国におきましては、間接工事費の補正に加えまして、本年4月以降、労務費や機械経費についても、現場の実情を踏まえた補正を行うこととしておりまして、建設部のモデル工事におきましても同様の対応が必要であると考え、労務費等の補正について準備しているところでございます。

建設部といたしましては、週休2日の実施に必要な経費を適切に計上するとともに、技能労働者等の適切な賃金水準の確保について、引き続き、建設業団体などへ要請してまいり考えてございます。

○新沼透委員 休日をふやすなどにより就業環境を改善することを初めとする働き方改革を進め、担い手不足を解消することの重要性については、建設事業者側も十二分に認識しているものと承知しております。

一方で、根本的な問題として、事業者が中長期的に経営の安定を見通せる環境ができることが最も重要であり、そのためには、公共事業予算の安定的な確保が欠かせないという声も最も強く聞かれます。

この点に対する道の認識並びに今後の対応についてお伺いし、私の質問といたします。

○塚本敏一委員長 建設部長岡田恭一君。

○岡田建設部長 建設産業の持続的な発展に向けた支援についてでございますが、道では、建設産業の振興を図るため、北海道建設産業支援プラン2018を策定いたしまして、就業環境の改善や生産性の向上など、働き方改革の取り組みを進めているところでございます。

こうした取り組みに加えまして、建設投資額に占める公共投資額の割合が高い本道において

は、安定した予算の確保も重要であると認識をしております。

このため、地域の安全、安心や、経済、雇用を支える建設産業の持続的な発展に向けまして、引き続き、市町村や関係団体と連携をしながら、機会あるごとに国などへの要望に努めるなどして、安定的な公共事業予算の確保を図ってまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 ありがとうございます。

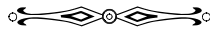
○塚本敏一委員長 新沼委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩



午前11時22分開議

○塚本敏一委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 水産林務部所管審査

○塚本敏一委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

松浦宗信君。

○松浦宗信委員 それでは、通告に従いまして、大きく二つの項目について質問してまいります。

初めに、道産木材の利用促進についてであります。

本道では、トドマツなどの人工林資源が利用期を迎え、平成28年の道産木材の自給率が58.3%にまで上昇するなど、道産木材を利用する動きが進んできております。

こうした中、道では、本年3月に北海道地域材利用推進方針を改定し、地域材の利用に向けた取り組みの一層の促進を図ることとしていますが、道産木材の利用を促進することは、林業・木材産業の振興のみならず、山村地域の振興にもつながる重要な取り組みでありますので、以下、数点にわたって伺ってまいります。

まず、建築分野での利用促進についてであります。

道では、地域材利用推進方針に基づき、公共建築物の木造化、木質化に取り組んでおり、国の事業を活用し、これまでに、77市町村で161施設の公共建築物を対象に支援を行ってきたこととありますが、道産木材の利用を拡大していくためには、公共建築物に加え、住宅や、店舗などの非住宅分野での木造化、木質化による道産木材の利用拡大を図る必要があります。

推進方針では、住宅での地域材利用の割合を高めるとともに、住宅以外の建築物についても、新たな木質部材のCLTを活用し、木造化や内装の木質化を促進するとされていますが、道は、

建築分野での利用促進に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○塚本敏一委員長 林業木材課長工藤森生君。

○工藤林業木材課長 建築分野での利用促進についてであります。針葉樹製材の出荷量のうち、付加価値が高い建築材の比率は、平成28年度で約4割にとどまっていることから、今後、公共建築物に加え、住宅、店舗や事務所などの非住宅の建築において、道産木材の利用拡大を図っていくことが必要であります。

このため、道では、道産木材を活用した住宅の建築を推進する工務店等と連携して、道民向けの見学会を開催するほか、木材関係企業や建築関係者などで構成する検討会を設置し、CLTなどの新たな建築部材の活用方法や、デザイン性にすぐれた木造建築物の最新事例などを取りまとめたPR資料を作成するとともに、企業向けセミナーを開催して普及、PRするなど、住宅や店舗などの木造化、木質化に向けた働きかけを強化し、建築分野における道産木材の利用を促進してまいる考えであります。

以上でございます。

○松浦宗信委員 次は、販路拡大に向けた取り組みについてであります。

道内では、全国より早いスピードで人口減少が進んでおり、平成29年度の住宅着工戸数は3万7000戸と、前年度から横ばいで推移するなど、今後も大幅な増加は見込めない状況にあることから、森林づくりに伴い産出される木材を有効活用するためには、新たな販路の拡大に取り組む必要があります。

首都圏では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを契機に、木材の利用が進むと期待されていることから、道内での需要拡大はもとより、首都圏における道産木材・木製品の利用拡大に取り組む、販路の拡大を図る必要があると考えますが、道としてどのように販路拡大に取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○工藤林業木材課長 販路拡大に向けた取り組みについてであります。道産木材の利用を促進するためには、大消費地である首都圏での販路拡大が必要なことから、道では、これまで、道産木製品リストの作成、配付、首都圏で開催される建築材や木製品の展示会への出展などに取り組んできたところであります。

道では、こうしたPR活動をより戦略的に行うため、今月、新たに木材関係の企業や団体などと設立した協議会において、求められる規格や品質について、首都圏を対象としたマーケティング調査を実施するとともに、道産木材のよさを効果的にPRするプロモーション活動を展開し、道内企業と首都圏の企業のマッチングを図り、その成果を道内の業界に広く普及するなど、道産木材の首都圏での販路拡大に向けた取り組みを進めてまいる考えであります。

以上です。

○松浦宗信委員 道内の人工林資源が利用期を迎えている中で、資源を有効に活用していくためには、利用促進や販路拡大の取り組みに加えて、木材の効率的な流通体制を構築していくことが重要になります。



道産木材を安定的に供給できるよう、物流面での対策を進める必要があると考えますが、道はどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○塚本敏一委員長 木材産業担当課長山野朋子君。

○山野木材産業担当課長 道産木材の安定供給についてであります。建築分野などで道産木材の利用を促進するためには、丸太や製材を安定的に供給することが重要でありますことから、道では、国の事業を活用して、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な伐採や、木材加工施設の整備などへの支援を進めてきたところでございます。

道といたしましては、こうした取り組みに加え、道産木材の効率的な流通体制の構築を図るため、素材生産者と複数の製材工場が連携し、これまで伐採現場で太さや品質ごとに選別していた丸太を、工場の近くに集積して、効率的に選別を行い、各工場に供給するモデル的な取り組みを実証し、全道に普及することなどにより、道産木材の安定供給体制の整備を進めてまいる考えでございます。

○松浦宗信委員 今後の取り組みについてですが、森林資源の循環利用を進め、道産木材の自給率をさらに向上させていくためには、全道各地で、林業・木材産業の成長産業化を推進していくことが重要であります。

国では、昨年度から、全国的なモデルとなる林業成長産業化地域を選定して、地域の取り組みを支援しており、道内では、昨年は網走西部地域が、ことしは渡島地域が選定され、先駆的な取り組みが行われております。

こうした取り組みを全道に普及させ、道産木材の一層の利用促進に向けた取り組みを進めていくことが重要と考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○塚本敏一委員長 林務局長本間俊明君。

○本間林務局長 今後の取り組みについてであります。本道では、トドマツなどの人工林が利用期を迎えており、森林資源の循環利用を確かなものとするため、道産木材の安定供給と利用促進、さらには販路拡大に向けた取り組みを総合的に展開することが必要であります。

このため、道といたしましては、網走西部地域や渡島地域における、森林施業の低コスト化や道産木材の効率的な流通体制の構築、森林認証を活用した地域材のブランド化といった、川上から川下まで総合的に取り組むモデルを支援し、その成果を全道に普及するとともに、首都圏でのプロモーション活動の強化による販路拡大に取り組むなど、道産木材の利用を一層促進し、林業・木材産業の成長産業化に向けて取り組んでまいる考えでございます。

○松浦宗信委員 大きな項目の二つ目は、林業大学校についてであります。

本道の森林づくりを担う林業労働者は、60歳以上の割合が約3割と依然として高い状況にあり、森林資源の循環利用に基づく林業・木材産業の成長産業化を着実に進めていくためには、若年層を中心とした新規就業者を安定的に確保していくことが喫緊の課題となっており、将来にわたって本道の林業・木材産業を支える人材を計画的に育成していくことが重要であります。

本年3月に策定された林業大学校基本構想の具体化を図るため、さきの水産林務委員会で、

「運営体制などの具体的な姿」が報告されましたが、拠点となる地域名が示されていないことから、我が会派の代表格質問で知事に伺ったところ、広く道内外から学生を確保し、地域に根差した人材を育成するため、カリキュラムや拠点の設置場所などを明らかにした基本計画を早急に示すことができるよう、取り組みを加速化するという答弁がありましたので、以下、数点伺ってまいります。

道は、「具体的な姿」の取りまとめに当たり、10を超える地域などで誘致の動きがある中、公平性、透明性を確保する観点から、有識者会議や地域との意見交換の場において、講義・基礎実習拠点や地域拠点などの施設要件、広域的な運営体制のイメージなどを示し、意見を伺いながら検討を進めてきたとのことですが、有識者や地域の方からはどのような意見が出され、道はどのように対応してきたのか、お伺いをいたします。

○塚本敏一委員長 人材育成担当課長土屋禎治君。

○土屋人材育成担当課長 地域からの意見などについてであります。道では、本年3月に策定した基本構想の具体化に向け、有識者や、提案をいただいている地域との意見交換を重ねながら、全道各地の特性を生かした運営体制などの検討を進めてきたところであります。

有識者や各地域の方々からは、道内外からの入学者や卒業後の就業先の確保、道総研が持つ機能や既存施設の十分な活用、市町村や林業・木材産業などの地域の関係者との連携などが必要といった、さまざまな御意見をいただいております。

道といたしましては、こうした御意見を踏まえ、地域の多様な林業・木材産業に対応できる実践力を身につけるカリキュラムとすることや、講義、実習の拠点について、道総研の活用や交通アクセス、さらには就業を見据えた実習の効率的な実施などを勘案して、全道各地に配置し、地域や産学官と一体となった運営体制を構築することなどを、「具体的な姿」として取りまとめたところであります。

以上でございます。

○松浦宗信委員 次に、運営形態についてであります。「具体的な姿」では、本道の多様な地域特性を踏まえ、講義と実習を組み合わせた段階的かつ体系的なカリキュラムを構築するとしておりますが、道は、カリキュラムの検討とあわせて、学校教育法に基づく専修学校とするのか、条例設置の学校とするのか、その運営形態を検討することとしております。

大学校の運営形態は、学生のニーズにも配慮しながら、必要な人材を育成するために作成するカリキュラムを踏まえて決めていくべきものと考えますが、道は、どのような考えでカリキュラムを検討し、運営形態を決定していくのか、お伺いをいたします。

○土屋人材育成担当課長 カリキュラムの検討などについてであります。道では、将来にわたり森林づくりを担う人材を育成し、全道各地の林業・木材産業への就業、定着を図るためには、伐採、植林などの技術、技能はもとより、木材の加工や流通に関する知識などを体系的に学ぶことができるカリキュラムとすることが重要と考えておまして、現在、本年5月に設置した、有識者によるカリキュラムの検討委員会の御意見を伺いながら、科目ごとの時間数や年間の授業計

画など、具体的な検討を行っております。

道といたしましては、大学校の運営形態については、学校教育法に基づく専修学校とする場合には、奨学金の受給や4年制大学への編入が可能となりますが、必要となる年間授業時間数などの基準がありますことから、今後、カリキュラムの検討状況も考慮して、専修学校と、道条例に基づく学校のそれぞれの特徴を比較するなどいたしまして、本道の林業大学校にふさわしい運営形態について検討を進め、基本計画で明らかにしていく考えであります。

以上でございます。

**○松浦宗信委員** 次に、講師の選定についてであります、「具体的な姿」では、カリキュラムの柱ごとに、専任教員のほか、試験研究機関や事業体などから外部講師を選定して活用するとしていますが、本道の林業・木材産業を担う人材を育成するためには、作成するカリキュラムに基づき、科目ごとに目標を設定し、目標の達成に向けて適切に指導できる講師を確保する必要があると考えますが、道の見解を伺います。

**○土屋人材育成担当課長** 講師の確保についてであります、「具体的な姿」では、カリキュラムの柱として、森林の調査や計画などのプランニング力、間伐など森林づくりの実践力、森林や木材の活用力、業務を円滑に進める行動力を掲げまして、講義、実習を組み合わせ、専門的な知識、技術の習得や実践力の養成を図ることとしたところであります。

道といたしましては、こうしたカリキュラムに基づき、基礎から実践までの体系的な指導を行うことができる専任の教員や、多様な分野の講師を確保することが必要と考えており、引き続き、検討委員会から御意見を伺いながら、カリキュラムの具体的な内容はもとより、科目ごとに習得すべき知識、技術の目標を設定し、その達成に向け、専任教員や外部講師を選定する基本的な考え方を取りまとめるなどして、講師の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○松浦宗信委員** 次に、各拠点の運営についてであります。

全国一の森林面積を有し、樹種構成や林業・木材産業も地域ごとに特徴のある本道では、全道の多様な特徴について学び、さまざまな地域の現場に対応できる人材を育成する必要があります。

「具体的な姿」では、講義拠点、基礎実習拠点と、全道7地域の実践実習拠点から成る広域的な運営体制を構築するとしていますが、道は、各拠点にどのような役割を持たせようとしており、それをどのように運営していこうと考えているのか、お伺いをいたします。

**○塚本敏一委員長** 森林計画担当局長岡嶋秀典君。

**○岡嶋森林計画担当局長** 各拠点の役割などについてであります、道では、地域に根差した人材を育成するためには、広く道内外から入学者を確保しながら、卒業生が全道各地で就業できる運営体制を構築することが重要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、本道の森林・林業・木材産業の体系的な知識や、基礎的な技術、技能を効果的に理解、習得する講義拠点と、基礎・応用技術などの反復、定着を効果的に図

る基礎実習拠点を設置し、これらの拠点を、産学官や地域との連携のもと、一体的に運営してまいる考えであります。

また、長期の実習やインターンシップなどにより、地域の特徴を理解し、地域の魅力を体感しながら実践力を養成する実践実習拠点は、地元での就業につなげる重要な役割を担うものとして、地域の特色を踏まえて、全道7地域に配置し、市町村や企業、団体等との連携協力のもと、運営してまいる考えであります。

以上でございます。

**○松浦宗信委員** 林業大学校では、毎年、40名の学生が、本道の森林・林業・木材産業について学び、各地の実習で実践力を身につけ、道内での就業を目指すこととなりますが、就業先の確保に向けては、地域の企業等との連携協力が不可欠であります。

「具体的な姿」で示した地域との連携協力体制では、地域サポート会議を設置し、道内7地域の実践実習拠点などを、大学校と連携して運営するとしていますが、道では、就業先の確保に向けてどのような体制づくりを進めていくのか、考えを伺います。

**○岡嶋森林計画担当局長** 地域と連携した就業先の確保についてであります。道では、全道各地の拠点において、地域の林業・木材産業の現場に触れ、実践力を高め、その地域で就業、定着し、活躍できる人材を育成するためには、市町村や企業等の関係者と連携協力体制を構築することが必要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、提案をいただいている地域などと連携して、全道各地の実践実習拠点において、関係者によるサポート会議を設置し、長期実習やインターンシップなどを円滑に進め、地域の魅力が発揮できるよう、連携協定の締結などを進めることとしております。

さらには、全道各地に設置している、森林づくりを担う人材を確保するための協議会とも連携を図りながら、就業先の確保につながる地域との連携協力体制を構築してまいる考えであります。

以上でございます。

**○松浦宗信委員** 道は、拠点の設置場所について、公平性、透明性を確保する観点から、議会議論や有識者からの意見を踏まえて総合的に検討するとしていますが、平成32年度の開校に向けて、早急に具体的な場所を決定する必要があります。

有識者による検討会議が昨日開催されていますが、会議ではどのような意見が出され、それをどう受けとめているのか、お伺いいたします。

**○岡嶋森林計画担当局長** 有識者からの意見についてであります。きのう開催した有識者による会議におきまして、「具体的な姿」を説明し、有識者の方々から、広域的な運営体制に関しては、講義拠点は、暮らしやすさや空港など交通アクセスの利便性が重要、講師の確保など、林業を学ぶための環境が重要、基礎実習拠点は、安定的に実習地を確保するため、道有林などを活用し、複数設置すべきといった御意見を、また、地域との連携協力体制に関しては、地域の実践実習を行うため、地元自治体の協力体制が重要、地域でインターンシップを受け入れる企業間の情

報共有が重要といった御意見をいただいたところでございます。

道といたしましては、今後、拠点の設置場所を検討する上で、講義拠点は、道総研の活用や学生の暮らしやすさ、さらには実習拠点への交通アクセスといった観点が重要であり、また、基礎実習拠点は、多様な林業・木材産業が集積していること、実践実習拠点については、地域の特徴を生かした実習が可能であることなどの一定の共通認識が得られたものと考えております。

以上でございます。

○松浦宗信委員 最後の質問になります。

今後の取り組みについてですが、基本計画の策定に当たって、いまだ明らかにされていない講義や実習の拠点の具体的な場所などを早急に示して、施設整備、地域と連携した広域的な運営体制づくりを加速させる必要があると考えております。

平成32年度の開校に向けて、いつまでに、拠点を決定し、施設の整備内容などを明らかにする考えなのか、お伺いをいたします。

○塚本敏一委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、道では、地域に根差した人材の育成に向けて、御提案をいただいた地域や有識者との意見交換を重ねながら、先般、「具体的な姿」を取りまとめ、カリキュラムや拠点の場所も含めた、広域的な運営体制の構築に向けた検討を進めているところでございます。

道といたしましては、道議会での御議論、有識者からの御意見を踏まえ、引き続き、講義や実習の拠点の設置場所などについて、校舎の規模、交通アクセスといった施設等の要件を初め、道総研や道有林の活用、講師の確保、さらには、就業を見据えた実践実習の効率的な実施といった観点から総合的な検討を行い、平成32年度の開校を目指して、拠点の場所、施設整備の内容、地域や産学官との連携協力体制などを明らかにした基本計画を早急に策定できるよう、取り組みを加速してまいりたいと考えてございます。

○松浦宗信委員 本道の林業・木材産業を担う人材の育成のため、林業大学校は重要な存在であり、道は、毎年40人の学生を育てるという責務を負うこととなります。

先ほども申し上げましたが、平成32年度の開校に向けて、具体の準備を急ぐ必要があり、基本計画の策定に当たっては、スピード感とあわせて、スケジュール感が重要と考えます。

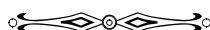
これにつきましては、知事に直接伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○塚本敏一委員長 松浦委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩



午後 1 時 開議

○塚本敏一委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

中川浩利君。

○中川浩利委員 通告に従いまして、順次質問をしてみたいです。

実は、私の地元には浜はないのでありますけれども、本道における漁業、水産業の重要性あるいは国土政策、国防の観点からも、現に働いておられる漁業者に寄り添った振興が図られることが何よりも重要だというふうに考えておりますので、こうした意識のもと、まず、大きな1点目の質問に入らせていただきます。

今般、国では、現行の漁業制度を大幅に改定する「水産政策の改革について」を決定したと承知しております。その内容は、資源管理、水産物の流通構造、漁場の利用方式、漁協のあり方など、漁業制度の全体を大きく変えるものであり、これを性急に実現しようとするれば、漁業関係者の中に、取り返しのつかない大きな混乱と対立を持ち込むことになるのではないかと考えております。

そこでまず、今次改革に対する道の受けとめをお伺いいたします。

○塚本敏一委員長 水産局長遠藤俊充君。

○遠藤水産局長 改革に対する受けとめについてであります。道では、昨年4月に策定された国の新たな水産基本計画や、規制改革推進会議での議論など、政府における検討の状況を注視してきたところであります。このたび決定された「水産政策の改革について」は、具体的な内容に不明な点が多く、漁業者に不安があると承知しております。

国は、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指す」としており、今後、漁業関係者の意見も聞いた上で、関連する法律等を整備する際に、具体的な内容について検討するとしておりますことから、道といたしましては、国が関係者に対して丁寧に説明することや、漁業協同組合が中心的な役割を担い、漁場を適切かつ有効に活用してきたことなど、本道の実情が十分に反映されることが必要と考えております。

○中川浩利委員 ありがとうございます。

まさに、本道の実情に対してどうなのかという観点が非常に重要であろうと考えております。

ここで、少し改革案の中身に触れたいと思います。

本改革案では、一つ目として、資源管理の方式については、TAC——漁獲可能量の対象魚種を拡大し、順次、個々の漁船、経営体への漁獲量割り当て方式——IQを導入すること、二つ目として、水産物の流通のあり方については、流通インフラの大規模産地への集約化を目指していること、三つ目として、遠洋・沖合漁業については、資源管理のために重視されてきた漁船規模規制を撤廃して大型化を進める方針をとること、四つ目として、沿岸漁業については、養殖業、定置漁業への企業の参入を促進するために、漁業権免許の方式を大幅に変更し、公正に免許

対象者を決定する現行方式から、行政の裁量権を大幅に認めて、行政が効率的とみなす企業経営体を優遇するという、五つ目として、地元の資源と就業機会に依拠して生活されている沿岸漁業者を軽視して、専ら参入企業の個別利益を尊重していることなど、漁業経営や関連産業のあり方に大きな変更を迫るものと私は認識しております。

先般、6月25日、札幌市において、水産庁による説明会が開催されておりますけれども、出席者からは、どのような質疑、特に危惧や懸念の声があったのか、お伺いいたします。

○塚本敏一委員長 企画調整担当課長野村博明君。

○野村企画調整担当課長 説明会における意見などについてであります。国は、水産政策の改革に関する説明会を全国の6カ所で実施することとしており、本道では、札幌市におきまして、6月25日に、漁業協同組合や水産関係団体、市町村の職員など、約160名の参加のもとで開催されたところであります。

出席者からは、新たな資源管理システムの構築に当たり、最大持続生産量、いわゆるMSYの導入の長所、短所が不明なことや、TAC対象魚種が拡大されると、混獲魚種のTAC配分量の消化により、その他の魚種の操業も制限されることを懸念する意見のほか、都道府県が区画漁業権と定置漁業権を免許する際の優先順位の規定の廃止につきましては、利用実態を踏まえ、従前からの漁業者に対して継続して免許されるよう要望などがあったところであります。

○中川浩利委員 今ほど、漁協や水産関係団体の方といった現場の皆さんの懸念の声をお伺いいたしましたけれども、水産政策の改革につきましては、多くの漁業経済学者からも、さまざまな問題点が指摘をされております。

本道も含めた我が国の漁業資源とその利用のあり方については、歴史的な背景をもとに構築されたものでありまして、多様な水産資源を多様な漁獲方法で利用している我が国及び本道の漁業の実態を考えたときに、今回の改革は違和感を禁じ得ません。

例えば、資源管理の方式の基本について、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、MSY——最大持続生産量をベースとする方式に変更されますけれども、この方針転換は、これまで、日本独自の資源管理方式が妥当であるとしてきた水産庁の方針とも全く相入れないものであります。この点について、道の見解を伺います。

○遠藤水産局長 新たな資源管理目標の導入についてであります。これまで、国では、MSYについては、海洋環境の変動などとの関係が考慮されていないことや、実際の資源管理に適用し得るために十分なデータが蓄積されていないことなどから、その導入は難しいとしてきたところでございます。

しかしながら、近年、我が国の周辺海域における水産資源の管理において、諸外国との協調の重要性が増していることから、国は、調査船調査の拡充や情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するなどした上で、国際的に用いられているMSYを新たな資源管理目標として導入することとしたものでございます。

○中川浩利委員 ただいまの局長の答弁について、確認をさせていただきたいと思っております。

勝手な要約で恐縮ではありますが、すなわち、MSYについては、科学的には難しい、どうかというふうに思うけれども、諸外国との協調あるいは国際的な交渉を行うためには導入する必要がある、そういう理解でよろしいでしょうか。

○塚本敏一委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 ただいまのお尋ねでございますけれども、諸外国と協調した資源管理を進めるために、国際的なスタンダードとなっているMSYを使うという国の考え方は理解できるところでございますけれども、道としては、その導入に当たりましては、現場の浜の実態と乖離がないように、正確なデータをしっかり集めて、より精度の高いものとしていくことが重要だと考えております。

○中川浩利委員 ただいま答弁がありましたとおり、MSYをベースとして考えるのは、まだまだ課題があるのかなというふうに思っております。

時間がありませんので、先に進みます。

MSYに基づいてTAC制度を活用することを考えているようでありますけれども、特定の魚種だけを狙う漁業であればまだしも、定置網等を含めて、多様な魚が漁獲される業法の場合、問題はないのでしょうか。

先般は、クロマグロの混獲で、ナショナルクォータがいっぱいになり、問題となりましたが、そういった現象が起きる懸念はないのか、お伺いいたします。

○塚本敏一委員長 漁業管理課長矢本論君。

○矢本漁業管理課長 TAC制度についてであります。大中小型まき網漁業に代表される大臣許可漁業は、特定の魚種を選択した操業が容易である一方、沿岸では、多種多様な魚種を対象に、さまざまな漁法により漁業が行われている実態がございます。

特に、定置網漁業につきましては、魚種や漁獲量のコントロールが難しく、特定の魚種が漁獲枠を超過した場合、休漁せざるを得ないことも懸念されることから、今後のTAC制度の運用に当たりましては、漁法の特性に応じた対応が必要になるなど、解決すべき課題があると考えております。

○中川浩利委員 今ほども、解決すべき課題があると考えておられるという認識を示していただきましたが、特に、定置網について、TACなどの資源管理は調和的ではないのかなと考えております。

さらに、今回の改革では、TAC制度を導入して、欧米並みに、IQ——個別割り当て制に移行するようでありますが、漁船別の割り当てであるIVQが既得権化していく懸念があるのではないかと。また、やがては、ITQ——Tが入ると譲渡可能ということになりますが、そういった割り当てが導入される懸念もございます。

国際的に、アイスランドの事例を見ても、ITQの導入で、漁業者の撤退と一部企業による寡占化が進行いたしまして、結果的に、零細漁民に対して直接所得補償を実施したというふうに承知しております。



我が国及び本道でも、IQの導入により、こういった事態が懸念されますが、そもそも、道としては、8割もの魚種でTAC制度を活用することが妥当と考えておられるのでしょうか。また、IVQ、ITQについての認識もお伺いいたします。

○矢本漁業管理課長 TAC制度の拡大などについてであります。現在、TACの対象の8魚種で漁獲量の6割程度を占めており、目標の8割とするには、現在の8魚種に加え、数種類程度が設定されるものと想定されますが、今後、どのように追加していく考えなのか、具体的に示されていない状況にあります。

道といたしましては、対象魚種の拡大に伴う影響を見きわめていく必要があるため、引き続き、国の検討状況を注視してまいります。

また、IVQ、ITQにつきましては、特定の魚種を対象とする大型の漁船には適応が可能と考えますが、多様な魚種を漁獲対象とする沿岸の小型漁船においては、魚種を限定した漁獲や数量管理が困難であるなど、現時点では課題が多いものと考えております。

○中川浩利委員 わかりました。

次に、漁業権についてであります。

これは、いわゆる大臣許可漁業についてもそうではありますが、今回の改革では、知事許可漁業等にも広範な変更が及ぶこととなります。特に、養殖業などで利用されている区画漁業権については、これまで、漁協を第1順位に位置づけ、地域の海面利用の利害調整や適正管理、秩序維持を漁協に担ってもらっていたわけでありまして、今回の改革によって大きく変更されることとなります。

そういった責任を今後は道が引き受けることになると思っておりますけれども、海面の調整は利害の厳密な調整でありまして、相当な難事業であります。道は行い得るのでしょうか。厳しいとなれば、国に対して物を言っていくことも必要であろうかと考えますが、見解を伺います。

○矢本漁業管理課長 漁業権に係る海面の利用調整などについてでございますが、現在、本道においては、限られた水域で、多数の漁業者が漁船漁業や養殖業を営んでいるため、漁業間での海面の利用調整が重要であり、その役割を担う漁業協同組合に対して優先的に区画漁業権を免許しているところでございます。

道といたしましては、これまで、漁協による漁業権管理のもとで、海面が適切かつ有効に活用されてきたことを踏まえ、今後、国が示す、免許の際に考慮すべき具体的な基準などに、地域の意見が反映されるよう、漁業団体と連携して、国に働きかけてまいる考えであります。

○中川浩利委員 ぜひ、しっかりとお願いしたいというふうに思います。

次に、漁業調整委員会についてでございますが、今回の改革によって、漁業調整委員会の公選制が廃止されることとなります。実際に選挙となった例が少ないことを理由の一つに挙げているようでありますけれども、仮に事前の調整により選挙が回避されたとしても、漁民の代表として公選で選ばれる意義は大きいものと考えております。

特に、漁場の競合を調整し、漁場紛争の予防に係る複雑な利害調整を行う際に、公選であると

いうことは重要な意義を持つものと思います。

現在でも一部は知事の選任となっていますけれども、今後、選出方法の見直しが実施されたならば、利害調整に関し、道の責任も重いものとなり、一方で、委員の権威は従前とは違うものになり得ると考えております。

今回の漁業調整委員会の改革は、行政の強権的決定にもつながりかねず、本道周辺海域の漁業秩序にとってもよいものとはならないのではないかと考えますけれども、道の見解をお伺いいたします。

**○矢本漁業管理課長** 漁業調整委員会の改革についてであります。漁業調整委員会は、各海区における漁業調整機構として、漁業調整や資源管理のほか、都道府県が行う漁業権の免許に対する諮問機関など、大変重要な役割を担っており、これまで、選挙で選ばれた漁業者委員を主体とした組織により、漁業秩序を保ち、漁業調整を円滑に実施してきたところであります。

このたび国が示した改革では、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者、漁業者を中心とする柔軟な委員構成とすることとしており、道といたしましては、今後とも、委員会の構成については、漁業者の代表を主体とするなど、地域の意見を十分に尊重し、反映されることが重要と考えております。

**○中川浩利委員** ありがとうございます。

次に、漁業の成長産業化に関してでありますけれども、今回の改革では、漁業の成長産業化を図るとされ、輸出振興が重視されております。

そもそも論であります。日本国内の食料自給率と国内消費の拡大のために、魚介類の消費が減少している原因を究明し、改善策を示すべきとの意見があります。私も全く同感であります。

先日、私も、道総研の研究成果の発表会に参加をさせていただきましたが、そこでは、魚離れの要因分析——例えば、骨があって食べづらい、あるいは、独特のにおいがあるといった要因分析を行ってまいりました。さらに、それを克服するための研究の一部にも触れさせていただきましたが、こういったことも含めて、魚介類の国内消費の拡大に向けてどのような取り組みをしていくのか、お伺いいたします。

**○塚本敏一委員長** 水産食品担当課長佐々木剛君。

**○佐々木水産食品担当課長** 国内消費の拡大についてであります。水産物につきましては、国内需要に加え、海外の販路を含め、需給の安定を図っておりますが、輸出は、相手国の経済状況などに左右されることから、本道の水産業にとって最も大切なマーケットは、安定した需要が見込まれる国内市場であると認識しているところであります。

このことから、道では、多様化する消費者ニーズに対応するため、漁業者団体が行う、簡単に調理ができる製品の開発に対して支援するほか、道総研と連携し、においを低減した干物や、骨まで食べられる加工製品の技術開発などに取り組んできたところであります。

今後も、調理方法の提案や量販店でのPR、道産ホッケを使った学校給食による魚食普及、地産地消につながる取り組みを進めるなど、道産水産物の国内における消費拡大を図ってまいらる考

えでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 水産については最後の質問になります。

今回の一連の改革によって、浜の秩序に大きな変化がもたらされることにはなりますが、今回の改革が言うところの成長産業化については、私としては、きょうの議論の中でも示されたように、課題が多く、いたずらに浜の秩序を破壊するといった可能性も有していることから、本当に本道の漁業者のためになるのかと考えざるを得ないわけであります。

漁業者が、将来に向けて真に経営を維持し、発展していく改革については賛同いたしますけれども、現に、多くの水産関係の学者なども、問題点を指摘し、反対の態度を示しているわけであります。

改めて、道は、ただいま国が進めようとしている漁業改革についてどう対応していこうとするのか、お伺いいたします。

○幡宮水産林務部長 改革に対する道の対応についてでございますが、このたびの国の改革では、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指す」としておりまして、水産資源の減少や、漁業就業者の減少、高齢化など、本道の水産業、漁村が抱える課題の解決に資するものとは考えますが、改革の具体的な内容に不明な点が多いことなどから、漁業者に不安もあると考えております。

道といたしましては、今後、国が進めようとしている、MSYをベースとする資源管理目標の導入や、漁業権を免許する際の優先順位の考え方などの検討に当たりまして、本道の実情に即して、漁業者が安心して漁業を営めるものとなるよう、関係者と連携して国に働きかけを行い、本道の水産業、漁村が将来にわたって持続的に発展していけるよう、取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 ありがとうございます。

この改革によって、多くの漁業者の方が退場していくことにならないようにしていただきたい。実際、北欧ではそうなってしまったわけでございますので、成長産業化という言葉の中身を具体的に見きわめた上での対応をお願いしたいと思います。

続きまして、新たな森林管理システム等について伺ってまいります。

昨年末、森林環境税の創設が決定し、森林環境譲与税のもとでの施策がスタートすることになります。受け皿法となる森林経営管理法もこの通常国会で成立し、いよいよ、新たな森林管理システムの施策が実行されることになります。

そこでは、自治体の役割がかつてないほどに重要になるわけでありますが、新たな森林管理システムを実施するに当たり、道としては、どのような課題があるというふうに認識をしているのか、まずお伺いいたします。

○塚本敏一委員長 森林計画担当局長岡嶋秀典君。

○岡嶋森林計画担当局長 新たな森林管理システムの課題についてであります。新たな森林管理システムは、間伐等が行われず放置された森林を、市町村が主体となって適切に管理するためのものであり、市町村は、間伐など森林整備の意欲が低い所有者の意向などを把握し、所有者みずからが管理や経営を実施できない場合、意欲と能力のある林業経営者に森林整備を委ねるとともに、林業に適さない森林については、森林環境譲与税を活用しながら、市町村みずからが間伐などの森林整備を行うものであります。

道といたしましては、市町村には林業の担当職員が少ないことから、こうした新たな業務へ対応する体制を構築することや、森林整備への意欲と能力を持ち合わせた林業経営者の育成を進めることが課題であると認識しております。

以上でございます。

○中川浩利委員 今回の法改正によりまして、森林の管理は所有者の責務というふうになるわけですが、これができない場合、自治体に管理を委ねることになります。

しかし、現在予定されている森林環境譲与税については、道への配分が、期待しているより少ないのではないかとというふうに私は考えております。

全国で200億円のうち、譲与基準である私有林人工林面積あるいは林業就業者数、人口に照らして、本道にはどの程度が譲与されると想定しているのか、お伺いいたします。

○塚本敏一委員長 森林計画課長服部浩治君。

○服部森林計画課長 本道への譲与額についてであります。森林環境譲与税は、森林が有する公益的機能の発揮を図るため、新たな森林管理システムに基づく間伐などの森林整備のほか、森林づくりを担う人材の育成や木材利用の促進のために必要な財源を確保するものであり、市町村、都道府県への譲与額は、私有林人工林面積や林業就業者数、人口といった客観的な基準に基づき算出することとされています。

こうした国が示した算定基準に基づき、道内の市町村や道に対する配分額を試算すると、未確定な部分がありますが、制度が創設される平成31年度は十数億円となり、その後、徐々に増額される見込みであります。

○中川浩利委員 今のところは見込みで、今後、細かく算定されていくのかなというふうに思います。

市町村分は別にして、道分については、当初、2割でスタートしますが、本道では、御案内のとおり、広く全道をカバーするわけでございますので、そういった中でしっかりと運用していただけるように頑張ってくださいというふうに思います。

次ですが、今回制定された法律あるいは森林環境税がカバーしている部分は、基本的には民有林だけあります。したがって、自治体管理の森林は、従前どおり、道や市町村が責任を持って管理を行うこととなりますが、財源については、交付税措置が実施されているということで、明確な森林整備財源が来ているかは、変な表現ですが、信じるよりほかはないところであります。

厳しい道の財政の中でも、森林管理は待ったなしの問題であり、そもそも、温暖化対策の森林吸収源対策としての背景を持つ森林管理であればこそ、たとえ森林環境税が本格化しても、従来の森林整備財源はしっかりと措置されることが必要であると考えます。

今後、道として森林整備予算をどう確保していくのか、お伺いいたします。

○塚本敏一委員長 森林整備課長寺田宏君。

○寺田森林整備課長 森林整備予算の確保についてであります。植林や間伐、路網整備などの森林施業を計画的に進め、森林資源の適切な管理を推進するとともに、地球温暖化の防止や国土の保全など、森林の有する多面的機能を持続的に発揮するためには、従前から実施している公共事業などの森林整備予算につきましても、安定的に確保していくことが必要と考えております。

このため、道といたしましては、国に対し、全国の森林面積の4分の1を占め、我が国の森林吸収源対策に大きく貢献する本道の森林、林業の重要性などをアピールしながら、林業関係団体と連携して、要請活動を精力的に行い、予算の確保に努めてまいる考えでございます。

○中川浩利委員 ぜひ、しっかりとお願いしたいというふうに思います。

次に、所有者不明森林などへの対応についてでありますけれども、今回の法律を制定した要因としては、民有林の不在村地主の問題がありまして、相続未登記の土地の問題、あるいは、相続等によって所有者の権利関係がより複雑化していることが指摘されております。

今回の法律の制定により、所有者の確定等について、多少の簡素化は図られるということになりますが、本質的な解決にはなっておりません。登記の問題など、そこら辺をやるべきだというふうに思っております。

また、林地の場合、所有者の探索と同時に、境界の画定にも相当な困難があると想定されます。一義的には市町村の仕事ではありますが、市町村からの依頼により、道がかわりに実施することが想定されている以上、人ごとではありません。

こういった所有者の確定、境界の画定については問題がないのか、お伺いいたします。

さらに、責務がかかっている以上、管理を実施することになりますが、所有者が未確定の場合、あるいは境界が画定できない場合についてはどう対応されるのか、お伺いいたします。

○服部森林計画課長 所有者が不明な森林などへの対応についてであります。本道では、森林所有者の高齢化が進む中、森林の経営管理や路網の整備などを計画的に進めるためには、所有者や境界が不明確な森林を早急に解消することが必要と考えています。

このような中、平成28年度に改正された森林法に基づき、市町村は、森林の所有者の明確化や境界を画定する作業を進めながら、精度の高い情報について、今年度末までに林地台帳として取りまとめ、公表することとされており、道では、定期的に進捗状況を確認しながら、作業を支援しているところです。

道としては、市町村による台帳の整備が円滑に進められるよう、道が持つ森林情報を登記簿情報と対応させた台帳原案の提供や、国の事業の活用を促進するなど、所有者の確定や境界の画定に向けた市町村の取り組みが着実に進むよう、積極的に支援してまいる考えです。

○中川浩利委員 林地台帳の公表が、今年度末ということで、約9カ月後でありますので、境界の画定とともに、これもしっかりと支援をしていただきたいと思います。

それで、今回の法律の制定により、市町村が主体となって管理や事務を行うことが予定されていますが、担当部局や職員を置いている自治体は非常に少ないというふうに聞いております。また、専門職員がいる場合であっても、非常に少ない人員であるとのことでもあります。

現在の状況は、法が求める業務に対して、マンパワーも含めた体制が明らかに整っていないというふうに考えざるを得ませんが、支援体制をどう構築する考えか、お伺いいたします。

○服部森林計画課長 市町村への支援体制についてであります。新たな森林管理システムに基づき、市町村が主体となって行う森林整備などを円滑に進めるためには、市町村に対して道が積極的に支援を行っていくことが必要と考えています。

このため、道としては、市町村が行う森林所有者の意向調査や、税財源を活用した施策の具体的な検討のほか、市町村の業務を支援する地域林政アドバイザーの雇用などについて指導助言を行うとともに、森林情報を市町村と共有する森林クラウドシステムを充実し、市町村の業務の負担軽減を図るなど、市町村が主体となった森林づくりを支援する体制を構築してまいる考えです。

○中川浩利委員 これまで、森林の管理につきましては、流域での管理も行われまして、基礎自治体を越えた、より広域での管理も行われております。

小規模な市町村などでは、複数の市町村が協議会を設立するなど、共同で取り組むことも大切であると考えていますが、道の考えをお伺いいたします。

○岡嶋森林計画担当局長 協議会など、共同の取り組みについてであります。新たな森林管理システムでは、市町村は、間伐など森林整備の意欲が低い所有者の意向などを把握し、所有者みずからが管理や経営を実施できない場合、意欲と能力のある林業経営者に森林整備を委ねるといった、新たな業務への対応が必要となります。

このような中、森林面積が小さな市町村などでは、森林環境譲与税の配分額が少なく、専任職員を配置することも困難であることから、道といたしましては、流域内の近隣市町村などで協議会を設置し、各市町村が行う共通の業務を共同で実施できるよう指導助言を行うなど、市町村の効率的な実施体制の整備に向けて支援してまいる考えであります。

以上でございます。

○中川浩利委員 森林整備におきましては、人材の育成確保が必要不可欠であります。

しかし、森林整備の現場からは、担い手が不足しているという話をよく聞くところであります。森林整備を担う人材の確保の現状について、道はどのように認識されているのか、また、人材の確保に向けてどのような目標を設定されているのか、お伺いいたします。

○塚本敏一委員長 林業振興担当課長加納剛君。

○加納林業振興担当課長 森林整備を担う人材についてであります。本道では、カラマツなどの人工林が利用期を迎え、伐採や植林などの林業生産活動が活発化し、林業・木材産業の成長産

業化の実現に期待が高まりつつある中、林業労働者全体では増加傾向で推移しているものの、造林や種苗生産に従事する労働者が減少傾向にあり、60歳以上の労働者の割合も依然として高いことなどから、森林づくりを担う人材の不足が懸念されていると認識しております。

このため、道では、北海道森林づくり基本計画において、森林資源の循環利用の推進を施策の柱に掲げ、道産木材の利用量や植林面積が増加することに伴って必要となる新規就業者について、平成29年度から平成38年度までの10年間で1600人を確保することを目標としているところであります。

以上でございます。

○中川浩利委員 森林整備に従事されている方々は、野外での厳しい労働環境のもとでの作業が多く、また、労働災害の発生件数がほかの業種に比しても多いなど、決して恵まれているとはいえない状況にあります。

最近では、山ガールなど、山に魅力を感じていただいている若い方もふえておりまして、実際に、林業女子と呼ばれる方も就業されているわけでありまして。

若い皆さんに就業してもらうためには、就業環境の改善が欠かせないと思っておりますし、一方で、労働災害の防止もどうしても必要であるというふうに考えております。その点について、道の所見をお伺いいたします。

○岡嶋森林計画担当局長 就業環境の改善などについてであります。林業は、足場の悪い急峻な地形や野外での作業といった厳しい労働環境のもとで、木材の伐採、集材など、危険を伴う作業が多いことから、若年者を初め、林業に従事する方が安心して働けるよう、就業環境の整備や労働災害の未然防止の取り組みを進めることが重要であります。

このため、道といたしましては、北海道森林整備担い手対策基金などを活用し、関係団体と連携しながら、労働安全に関する研修会の開催や、デザイン性、機能性にすぐれた安全服の購入などに対して支援するとともに、平成28年度から設置した、林業事業者や市町村などが参画する地域協議会と連携し、作業負担を軽減する下草刈りの機械化やアシストスーツの活用、さらには、女性、若年者の林業への参入、定着が図られるよう、林業で働く女性の交流会の開催や、現場で活躍する姿の情報発信など、森林づくりを担う人材の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川浩利委員 ありがとうございます。

それでは、大きな三つ目になりますが、仮称・北海道立林業大学校について伺います。

道では、本年3月に策定した（仮称）北海道立林業大学校基本構想の具体化を図るため、「（仮称）北海道立林業大学校の運営体制などの具体的な姿」を取りまとめ、さきの水産林務委員会において報告されたと承知をしております。

我が会派では、この「具体的な姿」を踏まえ、地域との連携協力体制をしっかりと構築していくことが重要であると考えており、本定例会の一般質問において、知事からは、多様な実習によ

り、地域に根差した人材を育成する広域的な運営体制の構築に向け、基本計画を早急に示せるように取り組むとの答弁がありました。

そこで、以下伺ってまいります。

道は、誘致、提案をいただいている10を超える地域や有識者の方々から、広域的な運営体制、各拠点の要件などの考え方について意見を伺いながら、「具体的な姿」を取りまとめたと承知しております。

そうした地域や有識者の方々からどのような意見があったのか、お伺いいたします。

○塚本敏一委員長 人材育成担当課長土屋禎治君。

○土屋人材育成担当課長 地域からの意見についてであります。道では、本年3月に策定した基本構想の具体化に向け、これまで、透明性、公平性を確保する観点からも、有識者や提案をいただいている地域から御意見を伺いながら、広域的な運営体制、カリキュラムの体系などについて検討を進めてきたところであります。

有識者や各地域の方々からは、運営体制の構築に向けて、卒業後の就業先を確保するため、市町村や企業などの地域の関係者との連携が不可欠であること、道総研が持つ人材や施設といった機能を有効に活用すること、学生の暮らしやすさにも配慮が必要であること、また、道内外からの幅広い入学者の確保に向けて、地域の特色ある企業でのインターンシップや、地域づくりにも貢献できる木育などの北海道ならではの質の高いカリキュラムの構築が重要であることなど、さまざまな意見をいただいたところであります。

以上でございます。

○中川浩利委員 北海道らしい林業大学校を設立するためには、誘致、提案をいただいた地域などとの連携協力体制づくりを進めていくことが重要と考えます。

道は、「具体的な姿」において、講義拠点、基礎実習拠点と、全道7地域の実践実習拠点から成る広域的な運営体制を構築することとしており、そのためには、各地域の特徴を生かして、連携協力体制づくりを進めることが不可欠と考えますが、今後、どのように進めていく考えなのか、お伺いいたします。

○岡嶋森林計画担当局長 地域との連携協力体制についてであります。本道の多様な林業・木材産業に対応できる実践力を身につけ、地域に根差した人材を育成するためには、全道各地での就業を見据えた実践的な教育を効率的、効果的に行う体制づくりを進めることが重要であります。

このため、道といたしましては、長期実習やインターンシップの受け入れなどを円滑に行う体制づくりに向け、提案をいただいている地域などとサポート会議を設置して、連携協定の締結などを進めるとともに、全道各地に設置されている、森林づくりを担う人材を確保するための協議会とも連携を図りながら、地域で就業できる場の確保に取り組むなど、産学官や地域が一体となった連携協力体制を構築してまいります。

以上であります。



○中川浩利委員 道が示した「具体的な姿」では、全道の拠点地域との連携協力体制づくりに向けて、各拠点において地域サポート会議を設置するとしております。

道は、この地域サポート会議にはどのような方々の参画を想定しているのか、また、地域サポート会議にどのような役割を期待しているのか、お伺いいたします。

○土屋人材育成担当課長 地域サポート会議の役割などについてであります。実践実習拠点の円滑な運営に向けて設置する地域サポート会議につきましては、誘致などの御提案があった地域の市町村や企業等を初め、国有林、教育・研究機関などの幅広い関係者の参画を想定しております。

また、地域サポート会議には、林業大学校と密接に連携しながら、地域の魅力を発揮できるよう、実習フィールドの確保や学生の受け入れ支援、先進的な技術などを学べるプログラムの作成や外部講師の確保、インターンシップ先の調整、就業先の確保といった幅広い役割を担っていただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○中川浩利委員 地域サポート会議を円滑に運営していくためには、大学校の運営体制などの課題を踏まえて、毎年、見直し、改善をしていくことが重要と考えます。

道は、「具体的な姿」の中で、産学官や地域と連携し、PDCAサイクルによる、入学から卒業までの一貫した教育システムを導入することとしておりますが、大学校の運営について、どのように点検評価を行い、改善していく考えなのか、お伺いいたします。

○岡嶋森林計画担当局長 運営状況の点検評価についてであります。「具体的な姿」では、即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う人材を育成するため、学生が身につけるべき能力、教育内容などのカリキュラム、さらには、入学者に求める能力、資質などを明らかにすることにより、入学から卒業までの一貫した教育システムを構築することとしております。

道といたしましては、こうした教育システムのもとで、卒業生の就業を見据えて、大学校を円滑に運営するため、産学官や地域などの関係者による協議会を設置し、地域、企業等のニーズを的確に把握しながら、毎年、実践実習の効果や就業先での定着状況などを踏まえ、PDCAサイクルによる点検評価を行い、カリキュラムや運営体制の改善を進めてまいる考えであります。

以上であります。

○中川浩利委員 最後の質問になります。

道は、これまで、平成32年度の開校を目指し、連携体制などを明らかにした基本計画を早急に示せるよう、取り組みを進めると答弁してきておりますが、全体のスケジュールが明らかにされておられません。

地域との連携協力体制づくりに計画的に取り組むべきであり、平成32年度の開校から逆算しますと、おのずと、林業大学校の設立に向けた全体のスケジュールが明らかになると考えますが、道は、基本計画の策定スケジュールを含め、今後、どのように取り組むのか、部長のお考えをお伺いいたします。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、道では、3月に基本構想を策定し、これまで、地域や有識者からの御意見をお伺いしながら検討を進め、全道各地の拠点による広域的な運営体制や、産学官、地域との連携協力体制などについて、先般、「具体的な姿」として取りまとめたところでございます。

道といたしましては、平成32年度の開校に向け、引き続き、道議会での御議論などを踏まえ、広域的な運営体制に向けた具体的な拠点の配置や、道内各地の実践実習を円滑に行う地域や産学官の関係者によるサポート体制づくりなどについて、基本計画として早急に示すことができるよう、取り組みをより一層進めてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○中川浩利委員 ただいま御答弁をいただきましたけれども、残念ながら、部長からは具体的、明確なお答えがいただけませんでした。

繰り返しになりますが、平成32年度の開校を目指して、地域との連携協力体制づくりを進め、円滑かつ計画的に取り組んでいくための全体のスケジュールを明確にする必要があるというふうに思っております。

こうした点につきましては、知事のお考えを直接お伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願いいたしまして、私の質問を終えます。

ありがとうございました。

○塚本敏一委員長 中川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

三好雅君。

○三好雅委員 私も、先ほど中川委員から質疑がありました水産政策の改革についてお伺いをしたいというふうに思います。

「水産政策の改革について」では、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指す」とし、国では、規制改革推進会議が、漁業者や漁業協同組合、流通業者等からのヒアリングなども行い、水産政策の改革を取りまとめ、農林水産業・地域の活力創造プランに位置づけたと承知しているところであります。

さきの一般質問におきましても、我が会派の同僚議員が、水産資源の適切な管理の取り組みについてお伺いしたところでございますが、資源状況の悪化などにより、漁業生産の減少が続いている中で、水産資源のより適切な管理が重要であり、漁業関係者の理解を得て、一体となって、国が示した改革の方向性に向けて取り組んでいく必要があると考えますので、以下、数点お伺いをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、その内容についてでございます。

先ほども質疑があったかと思っておりますけれども、水産政策の改革は、漁業の成長産業化などの推進と水産資源の管理の充実を図るため、昨年から検討されていたもので、現在、改革の内容の説

明会——先ほど、札幌でとの話もありましたが、それが全国各地で開催されているとのことであります。

最初に、水産政策の改革の取りまとめに至ったこれまでの経緯と、改革の内容についてお伺いをいたします。

○塚本敏一委員長 企画調整担当課長野村博明君。

○野村企画調整担当課長 水産政策の改革の内容などについてであります。国では、昨年4月に策定した新たな水産基本計画に基づき、TACなど、数量管理等による資源管理の充実や、漁業の成長産業化などを進めるために必要な施策について、関係法令の見直しも含め、検討を進めてきたところであり、規制改革推進会議における議論も踏まえ、本年6月1日に、政府の農林水産業・地域の活力創造プランに水産政策の改革を位置づけたところであり、

改革の具体的な内容につきましては、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立などに向け、新たな資源管理システムの構築を初め、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直しや、養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しなどを行うこととしております。

○三好雅委員 今回の答弁の中にありましたとおり、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、そして、養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しなどを行うこととしているということでございます。

その三つにつきまして、それぞれお聞きしていきたいと思っております。

本道の漁業生産の減少が続く中で、資源の早期回復と安定化を図ることが極めて重要であります。そのためには、水産資源の適切な管理が欠かせないものと考えるところであります。

今回示された改革で、国は、資源管理について新たなシステムを構築するというところでありますが、どのような内容にしようとしているのか、それにより、どんな効果が期待できるのか、伺いたいと思っております。

○塚本敏一委員長 漁業管理課長矢本論君。

○矢本漁業管理課長 新たな資源管理システムについてであります。これまでの資源管理は、国や都道府県による公的規制と、漁業者による自主的管理を組み合わせられてきており、操業隻数や漁法などを制限する、いわゆるインプットコントロールと、漁具、操業日数などを制限するテクニカルコントロールを中心に行われてきたところでございます。

今後は、数量管理を基本とするアウトプットコントロールに重点を置き、TACの対象魚種の拡大や、漁船別に個別に割り当てるIQ方式を順次導入するなど、国際的に見て遜色のない、科学的、効果的な資源管理を導入する考えでございます。

これらの新たな取り組みに加え、漁業者がみずから行う資源管理を組み合わせることにより、資源を持続的かつ最大限に利用できる管理体制を確立し、漁業の基礎となる水産資源の維持回復を見込んでいるところでございます。

○三好雅委員 浜の皆さんは、海の中にお魚がいれば、できるだけとりたいという思いもあろうかと思いますが、そんな中で、科学的な考え方に基づいて資源を維持していくことが、次のシー

ズンやその次のシーズンも同じような量を与えられる結果となると思いますし、そこについては専門的な知見が必要だと思います。

先ほどの議論にもあったとおり、国際的な標準も加味しなければ、今後の水産業の振興を望めないということであれば、道としては、いろいろ考え、検討しなきゃいけないだろうと思いますけれども、これからも注視をしながら、適切な対応に努めていただきたいと思いますところであり

ます。次に、漁業権の見直しについてでありますけれども、養殖・沿岸漁業の発展に資するため、海面利用制度を見直して、漁業権付与の際の法定優先順位が廃止されるというふうに聞いております。

浜では、法定優先順位の廃止によりまして、漁業を継続できなくなる場合もあるのではないかと不安の声が出ておるといことでありますし、説明会の中でも、そういう声があったとお聞きしておるところでありますけれども、現在操業している漁業者については、継続して利用できるしっかりとした仕組みが必要だと思うところでもあります。

国は、この優先順位に関して、どのように制度を見直そうとしているのか、伺いたいと思います。

**○矢本漁業管理課長** 漁業権制度の見直しについてであります。今般、国が示した水産政策の改革では、適切な資源管理や、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、現行の漁業権制度を基本的に維持した上で、現在の漁業法で定めている、都道府県が区画漁業権と定置漁業権を免許する際の優先順位の規定を廃止し、これにかえて、水域を有効活用している場合には、その漁業者に対して優先して漁業権を免許し、それ以外の場合には、都道府県が、地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断して免許を行う仕組みとする考えでございます。

なお、具体的な判断基準などに関しましては、今後、国において、漁業者や関係団体などの意見を聞いた上で、法制化、運用ルールの策定が行われるものと承知しております。

**○三好雅委員** 説明会の中でお答えいただいたそうではありますが、道内の漁場は、どの地域においてもフル活用されているといった現状の中で、仕組みを考えていかなければならない、そういうような話であります。

また、最後にも述べたいと思いますが、まだなかなか先が見えない中での話でありますので、今から準備できることをしっかり準備していただくことが大事なのかなとも思うわけでございます。

次に、養殖業への企業の参入についてであります。

本道の各地域において、漁業協同組合の調整のもと、組合員である漁業者により、さまざまな養殖が行われておるところであります。

国は、今回の改革で、養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるよう取り組みを進めるとのことではありますが、本道における養殖業に関する漁業権の免許状況はどのようになっているのか、今後の企業参入に対する道の認識とあわせて伺いをしたいと思います。

○矢本漁業管理課長 養殖業の免許の状況などについてでございますが、現在、本道では、ホタテや昆布、カキなど12魚種について、51の漁業協同組合が201件の区画漁業権を取得し、それぞれの組合員が、長年にわたり、水域を有効に活用して養殖業を営んでいるところでございます。

本道の養殖業は、これまで、漁協が中心となり、他種漁業も含めた漁場の円滑な利用や環境保全など、地域全体にわたる調整を行い、安定した生産と経営を維持しておりますことから、企業参入に当たっても、こうした漁協が担ってきた役割を十分尊重することが必要と認識しております。

○三好雅委員 新たな資源管理システムの導入や漁業権制度の見直しなど、水産政策の改革が示す内容について、3点お伺いをしたところであります。

本道の基幹産業である水産業が今後も発展していくためには、まず第1に、漁業協同組合がこれまで担ってきた役割を踏まえて、水揚げの減少や担い手不足などの諸課題に適切に対応していくことが重要と考えるところであります。

今回、国が示した水産政策の改革を受けて、道は、今後、どのように対応していく考えなのか、伺いたいと思います。

○塚本敏一委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の対応についてでございますが、本道の水産業は、水産資源の減少や、漁業就業者の減少、高齢化など、多くの課題を抱えており、今後も、安全、安心な道産水産物を安定的に供給していくためには、引き続き、漁業協同組合が中心的な役割を担い、漁場の円滑な利用調整や水産資源の保護管理、新規漁業就業者の受け入れなどを行っていくことが重要と認識しております。

このたびの国の改革により、漁協を中心とした漁場管理の変更や、免許の優先順位の廃止などが見込まれますが、漁場の利用実態から、現時点では大きな影響は生じないと考えておりますものの、将来的には、企業が参入してくる場合は、既存漁業者とのトラブルも懸念されるところでございます。

このため、道といたしましては、改革の具体化に当たりまして、本道の実情が反映された内容となるよう、国へ働きかけるとともに、漁協などと連携し、国が措置する施策も活用しながら、漁業生産の早期回復と安定化や担い手の育成確保などに取り組み、本道の水産業、漁村が将来にわたり持続的に発展し、今後とも、漁業者が安心して漁業に営めるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○三好雅委員 御答弁いただきましたが、漁業協同組合が中心的な役割を担い、もろもろの施策を行っていくことが重要である、そして、このたびの国の改革により、現時点では大きな影響は生じないと考えるものの、将来的には懸念もあるというような御認識であったと思います。

まだなかなか実態が見えない中での話ではありますが、北海道の水産業は、日本においても非常に大きなウエートを占めるものでありますので、ぜひ、これを機会に、道として、国に対して、

北海道の水産業の発展のためにどのような話をしていくのか、そして、今、部長から御答弁があったトラブルなどの懸念材料をどういった形であれば解消していけるのか、そういったことを国に訴えるチャンスだという思いのもとで進めていただくことが重要だと思います。まだこれからの話でありますから、ぜひとも、そういった意見をもとに国と交渉していただきたい。

それと同時に、国がこの改革により措置する施策を活用するという御答弁もいただきましたので、そういったチャンスをきちんと捉まえていくことが大事なのではないかと考えるところであります。

次の質問に移ります。

トド等の海獣による漁業被害対策について伺いたいと思います。

トドによる漁業被害につきましては、日本海や根室地域を中心に発生し、被害額は15億円を超えるなど、本道の漁業生産が減少する中で、漁業経営に甚大な影響を及ぼしております。

これまで、道では、被害の防止、軽減を図るため、トドの駆除や追い払い、強化網の導入支援を初め、漁業者ハンターの育成などを促進してきておりますけれども、6月14日に開催された全道漁協組合長会議では、トド等海獣類による漁業被害対策のさらなる拡充強化について決議をされ、道議会にも要請があったと伺っております。

トドの来遊経路や摂餌域など、その行動には不明な点が多いと聞きますが、これまで来遊が少なかった稚内の弁天島に、近年では2000頭を超える多数のトドが上陸するようになるなど、海洋環境等の変化により、トドの来遊状況も変わってきているのではないかと考えるところであります。

以下、これまでの採捕状況などについて伺ってまいりたいと思います。

さきの全道漁協組合長会議においては、トドなどの海獣により、特に日本海側を中心に、全道各地で甚大な被害が出ているほか、海獣による莫大な捕食が漁業資源の減少に拍車をかけていることなども背景にあつて、決議に至ったと聞いております。

最初に、本道におけるトド等海獣による漁業被害の状況はどのようになっているのか、伺います。

○塚本敏一委員長 水産振興課長佐藤伸治君。

○佐藤水産振興課長 漁業被害の状況についてであります。本道における、トド等海獣による漁業被害額は、平成24年度以降、20億円を超える被害が続いており、25年度は26億円、26年度は24億円、27年度は24億円、直近の28年度は21億円で、このうち、トドによるものが75%、オットセイによるものが13%、アザラシによるものが12%という構成になっております。

なお、被害額の多くを占めるトドについては、平成22年度以降、15億円を超え、25年度は20億円と増加傾向にありましたが、その後、26年度は17億円、27年度は19億円、28年度は16億円と、15億円から20億円の範囲で推移しているところであります。

以上です。

○三好雅委員 今は、金額ベースによる被害の状況でありましたが、平成28年度は、トドによる

【第2分科会 6月29日 第2号】

ものが75%を占めているということでありまして、まさに、トドによる漁業被害が相当大きな部分を占めているわけでありまして。

ここ数年、そのような多額の漁業被害が続いておりまして、被害を軽減するためには、被害の多くを占めるトドを積極的に駆除して、沿岸に来遊する頭数を減少させるのが対策の基本であり、割り当てられた採捕枠を確実にクリアしていく必要があると考えますが、近年のトドの採捕枠に対する実績はどのようになっているのか、伺います。

○佐藤水産振興課長 トドの採捕状況についてであります。現在、トドの採捕は、平成26年度に国が策定したトド管理基本方針に基づき、絶滅の危険のない範囲で、漁業被害を最小化することを目標に、平成30年度末までの5年間の総採捕数が決められております。

トドの採捕頭数は、トドの来遊時期に合わせ、9月から翌年6月末までの期間で管理をしており、平成26年度の採捕枠は、前年度の253頭からほぼ倍増の516頭となり、採捕の実績は415頭で、採捕枠の80%、27年度は、採捕枠の591頭に対して520頭で88%、28年度は、採捕枠の587頭に対して540頭で92%と、増加傾向で推移してきました。

なお、平成29年度は、採捕期間を1カ月残す5月末現在で、採捕枠の563頭に対して441頭で78%となっており、前年度同期の89%を下回っているところであります。

○三好雅委員 今期の採捕数の話でありますけれども、前年度までと比較してちょっと少ない状況にあると言われております。このことが漁業被害にどのように関連しているのかは、29年度の被害額の取りまとめを待って検証することになりますけれども、現時点で、採捕数が減少している原因についてどのように考えているのか、伺います。

○佐藤水産振興課長 採捕数の減少についてであります。日本海地域の沿岸漁業者、ハンターなどからは、操業時や海岸の岩場などの上陸場でトドを見かけることが少ないなど、沿岸への寄りつきが減ったことや、例年よりもしけが多く、トドを駆除する機会が十分に確保できなかったとの報告があり、これらが影響したと考えているところであります。

一方で、近年、稚内市の宗谷海峡にある弁天島で多数のトドが上陸するなど、来遊状況が変化しているとの意見もあることから、道としては、今後、試験研究機関が取りまとめる、定点観測や沖合底びき網漁業者からの聞き取りによる、トドの来遊状況調査の結果などを踏まえ、採捕数の減少要因について、関係者と分析してまいる考えであります。

○三好雅委員 トドの確実な採捕を実現するためには、トドの生態の把握や分析をこれまで以上にしっかりと行うとともに、駆除を行うハンターを安定的に確保していく必要があると考えます。

猟銃所有者の現状は、高齢化や担い手不足といった状況にあり、トド等海獣の駆除事業を行うハンターも同様というふうに聞いておりますが、道は、トドハンターの課題をどのように認識し、どう対応していこうと考えているのか、伺います。

○佐藤水産振興課長 ハンターに係る課題などについてであります。トドの駆除などに従事するハンターは、平成29年度は190名が登録されており、そのうち、海上作業になれた漁業者ハン

ターの数が95名と、半数を占めるまでになりましたが、漁業者ハンターの年齢構成は、50歳以上が51名と高齢化が進んでいるほか、43名が資格を取得してから5年以下であり、駆除経験を積んだ者が少ない状況にあります。

このことから、道では、効果的な駆除事業を推進するため、漁業者が猟銃の資格を取得する経費への支援などに加え、今年度から、新たに、経験の少ない者に対して熟練者から技能を伝承する講習会を実施することにより、漁業者ハンターの確保と駆除技術の向上を図ってまいる考えであります。

**○三好雅委員** 海上作業になれた漁業者ハンターが半数を占めるまでになったけれども、年齢構成が高く、また、43名が資格取得から5年以下であり、駆除経験を積んだ方が少ない現状にあるということですね。これは、まさに、これからも繰り返していくほかないのではないかというふうに思いますが、ぜひとも、今お話しいただいた講習でありますとか、横のつながり——私の地元の礼文島では、経験を持った方が、それこそ、先ほど言った弁天島の近くの漁協に赴いて技術の伝承をしたというお話もお聞きしておりますので、そういったことがスムーズにいくような施策を進めていただければと思います。

今後の取り組みについてお伺いいたします。

日本海を中心に、水揚げの減少が続くなど、本道の漁業者は厳しい状況に置かれており、これに、トドなどの海獣類による被害が追い打ちをかけている状況があります。

海獣被害対策は喫緊の課題であります。道は、今後、どのように取り組みを進めていく考えなのか、まずは伺いたい。

また、近年、弁天島に多数のトドが上陸するなど、明らかにトドの来遊状況に変化が見られることから、状況の変化を踏まえて対策を講じる必要があると考えますが、道はどのような対応を考えているのか、伺います。

**○塚本敏一委員長** 水産基盤整備担当局長生田泰君。

**○生田水産基盤整備担当局長** 今後の取り組みについてであります。トドによる漁業被害は、漁業生産が低迷し、被害が集中する日本海海域において、漁業経営に深刻な影響を与えており、駆除による適切な個体管理を基本に、各種の対策を講じ、被害を軽減していくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、引き続き、漁業団体などと連携して、駆除や追い払いなどの対策を進めることはもとより、被害に対する補償制度の創設などを国に働きかけてまいります。

また、トドの来遊状況の変化に対しては、試験研究機関と連携し、来遊状況の把握に努め、必要に応じ、他地域からのベテランハンターによる応援など、機動的な駆除体制を確立し、被害の軽減と漁業経営の安定に取り組んでまいる考えでございます。

**○三好雅委員** よろしくお伺いいたします。

次に、水産物の輸入についてお伺いいたします。

本道の主要魚種であるイカの生産量の減少は、漁業ばかりでなく、水産加工業での原料不足、



さらには、イカのまち・函館市では、観光業などの関連産業への影響もあり、函館市は、独自に加工業者への支援を行っていると聞いております。

一方で、イカの輸入については、我が国の漁業への影響などを勘案し、輸入数量を制限する輸入割り当て制度の対象品目となっておりますが、ことし3月、輸入が可能な国に、新たにロシアを追加したと聞いております。

そこで、イカの近年の生産量や、ロシアが輸入対象国に追加されたことによる漁業への影響などについて伺っていきたいと思います。

6月からイカ漁が開始されたところではありますが、産卵水域の環境の変化や、北朝鮮など外国による漁獲などにより、資源は減少傾向にあると承知しております。

先日、ことしの来遊予測が発表されたとお聞きしておりますが、本道におけるイカの実産量について、近年の推移とことしの見通しをお伺いたします。

**○矢本漁業管理課長** イカの実産量の推移などについてであります。本道におけるスルメイカの漁獲量は、数年周期で大きく変動し、平成23年に11万8000トンにまで増加した後、減少傾向が続いており、27年に4万7000トン、28年に2万4000トン、29年は速報値で1万9000トンとなり、平成以降で見ると最低の漁獲水準となっております。

また、ことしの見通しについては、4月に国の研究機関が公表した日本海スルメイカ漁況予報によりますと、来遊量は前年並みで近年平均を下回ると予想されており、さらに、道総研釧路水産試験場が毎年6月に太平洋海域で実施している資源調査におきましても、漁獲が見られなかったことから、道内における生産量は、昨年同様、低位のまま推移すると想定されているところでございます。

**○三好雅委員** 今回の答弁を聞くと、まさに、6年間で10分の1にまで減少しており、しかも、ことしも前年並みで近年平均を下回るということでもありますから、本当に状況は心配なところだと思うのですが、イカの実産量の減少による加工原料不足に対応するために、輸入により原料を確保している状況と聞いております。

近年のイカの輸入について、輸入量と主な輸入国について伺うとともに、先ほど述べたとおり、ことしから、これまで輸入が認められていなかったロシアを輸入対象国に追加しておりますが、ロシアが加わった経過について伺いたしたいと思います。

**○塚本敏一委員長** 水産食品担当課長佐々木剛君。

**○佐々木水産食品担当課長** イカの輸入の状況等についてであります。スルメイカの漁獲が低迷する中、道内港へのイカの輸入量は、財務省の貿易統計によりますと、冷凍品を主体に、平成27年が8200トン、28年が1万6000トン、29年が2万4000トンと増加しており、29年の国別輸入量は、中国が1万1000トンと最も多く、次いで、韓国が4400トン、ペルーが3400トン、アメリカが2800トンと、これら4カ国で全体の9割を占めております。

また、イカの輸入割り当てにおきましては、輸入が可能な国が定められており、これまでロシアは対象となっていませんでしたが、国内におけるイカの実産量の減少により、加工原料が不足

した函館市などの加工業者の要望等を踏まえ、国では、原料の安定確保のため、ことし3月からロシアを輸入対象国としたところであります。

○三好雅委員 中国と韓国とペルーとアメリカで全体の9割を占めているという御答弁でありましたが、それに加えてロシアということになると、周辺海域はちょっと心配かなと感じるところであります。

これまで、イカの生産量の推移などについて伺ってきましたが、ことしの来遊についても前年並みと不漁が予想される中で、我が国の海面と隣接するロシアからのイカの輸入量が増加することにより、本道のイカ釣り漁業者の経営にも影響が生じるものと懸念されるところであります。

道として、イカ釣り漁業者にどのような影響が生じるかと考えているのか、伺うとともに、漁業者の経営安定を図るため、どのような対策を講じていくのか、伺いたいと思います。

○塚本敏一委員長 水産局長遠藤俊充君。

○遠藤水産局長 イカ釣り漁業者への影響などについてであります。3月に輸入が可能となったロシアからの輸入実績については、これまでのところ確認されておらず、現時点でのイカ釣り漁業者への影響は不明ですが、輸入したイカは、加工原料として国内に流通することから、今後、国内の漁獲量が回復し、加工向け流通量が増加した場合には、イカの価格が低下するものと考えているところでございます。

また、ロシア国内で、輸出を目的としたイカの漁獲意欲が高まると、漁業交渉に基づく、ロシア水域における日本の漁獲枠が減少し、本道の漁業者の操業機会が失われることが懸念されます。

道といたしましては、イカの漁獲減少により、漁業者の経営に影響が出ていますことから、漁業団体と連携し、金融相談や漁業共済への加入の促進を図るとともに、省力化、省コスト化に資する機器の導入等への支援や、ロシア水域における漁獲枠の確保を国に要請するなど、今後とも、イカ釣り漁業者の経営安定に努めてまいる考えでございます。

以上です。

○三好雅委員 今の御答弁にありましておおり、もし、今後、国内の漁獲量が回復すると、イカの価格が低下してしまう、また、ロシア国内で、輸出を目的としたイカの漁獲意欲が高まると、今度は、漁業交渉に基づく、ロシア水域における日本の漁獲枠が減少して、本道の漁業者の操業機会が失われる懸念があるということです。

さらに、イカの輸入対象国にロシアを加えたことで、まだ状況は確認されていないにしても、ある程度不安があるということでもあります。

近年、水産加工業の方々は大変な思いをされながら経営されているものと思いますし、今後、それが漁業者に影響してはならないとも思いますので、道に万全の体制をとっていただくとともに、この件に関しては、今後確認された段階で、また議論していかなきゃならないということをおし添えまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○塚本敏一委員長 三好委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

浅野貴博君。

○浅野貴博委員 北海道結志会の浅野貴博でございます。

午後の休憩前の最後の質問者でございますので、皆様、よろしく願いたします。

まず、北朝鮮のミサイル発射への今後の備えについて伺ってまいります。

今月の12日、史上初となる米朝首脳会談が行われました。北朝鮮の完全非核化を目指す、そのような合意がなされ、共同声明に署名がされておりますが、昨年、一昨年と、北海道は、たび重なる北朝鮮のミサイル発射に悩まされてまいりました。地理的に最も先に危機にさらされる日本海側、特に漁業者の方々にとっては、今後も本当に油断のならない状況が続くと思います。

そこで伺ってまいります。

昨年9月の一般質問において私は質問させていただきましたが、国においては、今、各地の無線局を通じ、漁船へ自動的に発射情報を通報するシステムの検討を進めているとの答弁がなされておりましたが、このシステムの整備の進捗状況はどのようになっているのか、伺います。

○塚本敏一委員長 漁業管理課長矢本諭君。

○矢本漁業管理課長 ミサイル発射情報通報システムについてであります。国は、ミサイル発射情報を迅速かつ確実に伝達するため、水産庁から各漁業無線局へ送信される電子メールを、無線局が無人であっても、自動で音声に変換し、操業中の漁船へ速やかに通報できるシステムを整備することとし、平成29年度補正予算により、必要な措置を行ったところでございます。

道内の無線局におきましても、この予算を活用し、必要な機器の導入を進めているところであり、主に沿岸漁船を対象とする無線局の74局のうち、当面整備が必要な71局が、また、沖合の大型漁船を対象とする無線局の7局のうち、根室地区と余市地区の2局が、それぞれ年内の完了を目指し、機器整備に取り組んでおり、これにより、道内のほぼ全海域を網羅したシステムが整備されることとなります。

○浅野貴博委員 道内のほぼ全域が網羅されるシステムが近々整備されるとのことで、心強い限りではありますが、北朝鮮情勢は、先ほど申し上げたとおり、今後も予断を許さない状況が続くと思います。

漁業者の保護に向けて、今後、道としてどのように取り組むのか、伺います。

○塚本敏一委員長 水産林務部次長浦島浩史君。

○浦島水産林務部次長 今後の取り組みについてでございますが、道では、これまで、操業する漁船などに対し、ミサイル発射に係る情報の迅速な連絡体制を構築するとともに、万が一、被害が及んだ場合には、責任を持って救済策を講じることなどについて、国に対して要請を行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、庁内の関係部局が連携しながら、北朝鮮に対してミサイル発射の自制を求める毅然とした外交交渉や、ミサイルが飛来、着弾する事態に備え、漁業者はもとより、国民の保護を最優先に、万全の措置が講じられるよう、国に対して要請を行ってまいらる考

えでございます。

○浅野貴博委員 北朝鮮情勢が安定することをもちろん望むものでありますが、今御答弁いただいたように、引き続き、万全の措置を講ずるように、道としても取り組んでいただきたい、また、国に求めているいただきたいと思えます。

次に、資源管理について伺ってまいります。

まずは、クロマグロ漁についてです。

太平洋のクロマグロについて、第3管理期間における小型魚の本道の漁獲状況は、上限の111.8トンの7倍にもなる783.2トンとなってしまいました。

このことを受けて、次の第4管理期間は、恐らく本道には配分はされなく、やむを得ない混獲枠として数トンが認められるものの、小型魚は0トン、大型魚は漁獲実績に基づき決められるという、大変厳しい状況になることが予想されております。

そこで伺いますが、なぜ、第3管理期間において、このように大幅に上限を超えてしまう漁獲がなされたのか、そして、道としてどのような取り組みをしてきたのか、伺います。

○矢本漁業管理課長 漁獲超過についてであります。道内のクロマグロは、定置網漁業や、はえ縄漁業、一本釣り漁業で漁獲されておりますが、昨年、クロマグロの来遊が早い道南地域の定置網において、7月からの管理期間の開始早々に加え、9月28日からの5日間に偶発的な大量漁獲があったほか、クロマグロの来遊が各地で多かったことから、はえ縄漁業、一本釣り漁業においても漁獲量が積み上がり、配分を大きく上回ったところであります。

この間、道といたしましては、漁業者に対し、小型魚の漁獲を行わないよう、重ねて文書で指導を行うとともに、現地に職員を派遣して、操業指導会議を開催し、放流するよう、指導の徹底に努めてきたところでございます。

○浅野貴博委員 第3管理期間における漁獲状況を振興局別で見ますと、定置網漁業では、渡島の1308.2%を筆頭に、後志、胆振、日高などで大きく超えておりますが、その他の地域では55.4%にとどまっております。

一本釣り、はえ縄等のその他の漁法で見ますと、唯一、私の地元の留萌管内が42.6%と、割り当てられた分を大きく抑えているのです。

そうした地元の漁業者からは、真面目に配分量を守ったのに、来期は、何で一律に漁ができないという扱いを受けなきゃいけないのかと、大変な不満の声が上がっております。

このことについて、道としてはどのように認識をしているのか、伺います。

○塚本敏一委員長 水産局長遠藤俊充君。

○遠藤水産局長 配分枠を残した地域についてであります。道では、これまで、漁業者に対し、漁獲枠の遵守について周知と指導に努めてまいりましたが、クロマグロは、年によって漁場形成に偏りがあり、来遊量も大きく変動するなど、数量管理が難しい状況にあります。

このような中で、配分枠を残したのに操業自粛を余儀なくされた留萌地域のはえ縄漁業、一本釣り漁業は、零細な漁業者が多く、漁業経営にも大きな影響を与える結果となりました。

このため、道といたしましては、関係者に対し、今後、さらなる周知、指導の徹底を図ってまいる考えであります。

○浅野貴博委員 今回、本道は、圧倒的に上限枠を超えてしまっておりまして、新聞報道などによりますと、今後10年は割り当てがないのじゃないか、そういう危惧がなされております。

今月の25日に、道内でクロマグロ漁をされている方々が、東京に行かれて、デモ行進などをされております。今答弁いただいたように、零細な漁業者が多い、私の地元のはえ縄漁業、一本釣り漁業では、このままだと廃業に追い込まれる漁業者もいると大変な危機感を抱いております。

道として、今後、配分がなされた際には、真面目にルールを守った人たちにちゃんと報いることをしていただかないと、公平公正の観点からも問題がありますし、漁業者の意欲をそいでしまうこととなります。結果として、本道の漁業の衰退を招いてしまうことになると思います。

道として、今後、本道に大型クロマグロの漁獲枠の配分がなされるとしたら、どのようになると考えているのか、また、小型魚、大型魚ともに配分がなされた際に、そうした漁業者の思いに対してどのように応えていく考えでいるのか、伺います。

○遠藤水産局長 漁獲枠の配分についてであります。平成30年7月から始まる第4管理期間における本道への大型魚の配分につきましては、27年から29年までの全国的な漁獲実績に基づき行われたところです。

ことし5月に、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会が公表した、太平洋のクロマグロの資源評価の結果を見ますと、一定の基準を上回っていることから、国では漁獲上限の増大を提案すると聞いており、平成31年以降、本道への配分の見直しが期待されるところです。

なお、本道において小型魚、大型魚ともに配分がなされた際には、関係者の意見を十分にお聞きし、これまでの漁業者の取り組みや、漁獲枠を残して操業を自粛せざるを得なかった経緯も勘案した上で、適切な配分となるよう取り進めてまいる考えです。

○浅野貴博委員 今、配分量を守った地域の思いを代弁させていただきましたが、同時に、配分量を超えてしまった地域の方々が、いたずらに、悪者にされて、攻撃されてしまうようなことも避けなくてはいけないと思っております。

お聞きしますと、函館の南茅部地区の漁業者の方々は、大謀網という伝統的な漁法によって魚をとるのですが、その中に、どうしてもクロマグロがまじってしまう状況があって、漁に行って戻るたびに、マグロが入っていない方がいいなと祈るような思いの漁業者の方もいたと聞いております。

それで、南かやべ漁協は、全国の漁業者への迷惑料として1億5000万円を拠出することを決めたそうです。そして、資源管理にもしっかり取り組むとの意向を示されていると伺っております。

こうした地域の漁業者の方々が悪者にされて、意欲がそがれることのないように、道としてもしっかり対応しなくてはいけないと思うのですが、今後の道の取り組み、こうした地域の方々への協力のあり方について伺います。

○矢本漁業管理課長 地域の取り組みへの協力についてでございますが、本年7月から、資源管理法に基づく、TACによる厳格な数量管理が開始されますことから、小型魚の漁獲抑制を初めとして、漁業者みずからが漁獲枠遵守の取り組みを行うことが重要でございます。

このため、道では、各漁業者の定置網の規模、形状を調査し、混獲回避のための取り組みや網の改良を促すとともに、道総研、大学と連携し、定置網に流速計や水温計を設置し、クロマグロの来遊環境を調査するなど、地域の取り組みに対して積極的に協力してまいりたいと考えております。

○浅野貴博委員 ぜひ、しっかりとした対応をお願いします。

次に伺いますが、クロマグロ漁で問題視すべき点として、道内の漁獲量の違いもあるのですが、漁法のことをしっかり考えなくてはいけないと思うのです。

資源管理のことで言いますと、主に沖合で行われている、まき網漁業という、一度に大量のクロマグロをとる漁法によって、資源状況が悪くなっていて、はえ縄漁などの伝統的な漁法を営む沿岸漁業と漁獲量を比較すると、圧倒的にまき網漁業のほうが多いわけでありまして。

しかし、はえ縄漁業は、経営規模は小さくても、良質なクロマグロを漁獲でき、付加価値をつけて、地域の経済活性化に大きく貢献する漁法であると言われております。

国連食糧農業機関でも、こういう小さな漁業者を大事にすべきだとうたっているわけでありまして、こうした漁法にこそ、多くの枠を配分すべきであると私は考えます。道の認識を伺います。

○遠藤水産局長 沿岸漁業への漁獲量配分についてであります。国は、第4管理期間における、大中型まき網漁業などの大臣管理漁業と、定置網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業などの知事管理漁業につきましては、我が国に割り当てられた大型マグロの漁獲枠を、これまでの漁獲実績に応じて大臣管理漁業と知事管理漁業に案分し、数量配分をしております。

特に、経営規模も小さく、零細漁業者が多い道内のはえ縄漁業者、一本釣り漁業者は、水揚げ後、直ちに鮮度保持に取り組み、付加価値の向上を図るなど、限られた漁獲枠を有効に利用してきたところでございます。

このため、本道の漁村地域の維持発展に向けては、地域の状況に応じた沿岸漁業への漁獲量配分が必要と考えております。

○浅野貴博委員 クロマグロの資源量を回復させて、かつ、持続的なものにするには、資源の減少に大きな影響力を持つ、主に沖合で行われているまき網漁業の管理を強化すべきであり、それが必要だと私は思います。沖合漁業の管理を強化して、同時に、漁村を形成し、多面的機能の発揮に貢献している沿岸漁業に配慮することが欠かせないと思います。

この重要性について、道はしっかり国に訴えていただきたいと思うのですが、今後の取り組みを伺います。

○塚本敏一委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 クロマグロの資源管理についてでございますが、本道における沿岸漁業

は、漁村地域を支える重要な産業であり、国境監視など、多面的機能の発揮にも大きく貢献していると認識をしております。

クロマグロの資源は、沿岸と沖合の双方の漁業にとって重要な資源であることから、その回復を図るためには、科学的な資源評価に基づく、より効果的な資源管理を行うことが何よりも重要でございます。

このため、国が現在検討を進めております、クロマグロの資源管理の強化の取り組みに関し、道といたしましては、漁村の維持、形成に大きな役割を担う比較的小規模な沿岸漁業に対する十分な配慮を国に対して強く要望してまいりたいと考えてございます。

**○浅野貴博委員** 今後のクロマグロの資源管理、また、沖合漁業と沿岸漁業との関係については、ぜひ知事御本人に答弁を求めたいと思いますので、委員長におかれましては取り計らいをお願いいたします。

続きまして、漁業資源の変化について、数点伺ってまいります。

まず、ホタテガイのへい死についてであります。

本道のホタテガイ漁業は、生産量で29.6万トン、生産額で940億円と、いずれも全道の漁業生産の32%を占め、北海道の水産物の中でもエース的存在だと思います。私の地元・留萌管内でも、重要な水産物として、多くの方が従事されておりますが、今、そのへい死がふえているのです。

これは、漁業者の利益の減少のみならず、死貝が漁港に積み上げられていることによって、景観的にもよくありませんし、そこから発するにおいとか、地域にもいろんな影響が出ております。

このへい死がふえている理由について、今、道としてもいろいろ調査を進めていただいていると思うのですが、原因究明には至っていないにしても、調査の現状、並びに、ホタテガイのこういう状況を防止するためにどんな取り組みをされるのか、あわせて伺います。

**○塚本敏一委員長** 水産振興課長佐藤伸治君。

**○佐藤水産振興課長** ホタテガイのへい死についてであります。日本海の養殖ホタテガイについては、生産数量の増加などによる作業時期のおくれに加え、海水温等の海洋環境の変化や、しけによる施設の振動などがへい死の要因と考えられております。

このため、留萌から後志までの海域において、水産試験場と水産技術普及指導所が連携して、水温、流速といった海洋環境を広域的に把握するとともに、潮流によるかごの振動や傾きによる貝の生残率を把握する試験、さらには、貝の活力を判定する技術開発を進めているところであります。

道といたしましては、こうした取り組みで得られたデータをもとに、養殖に最適な水深帯や作業時期などを明らかにし、漁業者への普及指導を図り、ホタテガイ養殖の生産安定に取り組んでまいります。

**○浅野貴博委員** ただいま、データをもとに、養殖に最適な水深帯や作業時期を明らかにすると

答弁いただきましたが、これはいつごろまでにやっていただけるのでしょうか。

○佐藤水産振興課長 ホタテガイの調査についてであります。今年度から実施する新たな調査につきましては、かごの傾きや振動による半成貝のへい死の影響を把握するものであり、本年4月から11月ごろまでデータを収集し、これにより得られた一定の分析結果等について、順次、関係者への周知や指導を行うこととしております。

また、この調査は、ホタテガイ養殖の生産サイクルを勘案して3カ年行い、平成32年度に結果を取りまとめることとしております。

○浅野貴博委員 11月ごろまでデータを収集するということですから、早くても年末か年明けということになるのでしょうか。一刻も早く原因分析などの結果を地元の漁業者の方に伝えていただきたいと思います。

次に、他の漁業資源の変化について伺います。

日本海の漁業についてですが、私の地元の留萌管内においては、真ん中あたりにある羽幌町での甘エビの漁獲量が、2016年ごろから減っておりまして、去年も資源が減っていたのですが、ことしは、そのさらに半分だったと言われております。

それで、今月の23日、24日に甘エビまつりが行われて、留萌管外の札幌のほうからも多くの方に来ていただき、甘エビを買っていただくのですけれども、一度に売る量を少なくして、多くの方に買っていただけるよう、地元の漁業者や漁協の方も何とか工夫して、地域活性化のイベントを行っていただいているという現状があります。

また、ナマコの資源量も減少傾向が見られて、不安に思っている漁業者の方がいますが、こうした資源量の変化の原因について、道はどのような認識を有して、どのような対応をとっているのか、伺います。

○矢本漁業管理課長 資源量の変化の要因などについてでございますが、日本海における資源減少の主な要因としては、魚種により状況は異なりますが、漁獲量のほか、海水温や海流、餌となるプランクトンなどの環境要因があるものと認識しております。

これまで、道では、海域や魚種ごとの資源評価に基づき、漁具、漁法の制限などにより資源管理を推進してきましたが、近年、多くの魚種で漁獲が減少していることから、試験研究機関と連携し、資源評価の精度の向上を図り、海域や魚種の特性に合わせた、より効果的な資源管理手法の導入を検討するなど、漁業資源の持続的な利用に向けて取り組んでいるところでございます。

○浅野貴博委員 ぜひ、地域の不安の声に応えていただきたいと思います。

次に、漁業経営に係る諸課題について伺ってまいります。

まずは、担い手不足に対する対応についてであります。

青年就業準備給付金事業というものがあります。これは平成25年に創設されたもので、詳細は申すまでもありませんが、45歳未満で新たに漁業につく方を支援する給付金事業ですが、3親等以内の親族のところに就業する場合は対象とならないといった、北海道の実情になかなか合わないものとなっており、この間、道としても、その要件の緩和を国にずっと求めていただいている



と思います。

この事業の要件緩和は実現できているのかどうか、実現に至っていないとしたら、どのような状況にあるのか、まず伺います。

**○遠藤水産局長** 青年就業準備給付金事業についてであります。道では、多くの漁家子弟が親元に就業する本道の漁業の実態を踏まえ、これまで、道単独や全国知事会の要請に加え、全道漁業協同組合長会議と連携し、国に対して要件緩和を求めてまいりましたが、いまだ実現されていないところでございます。

道といたしましては、担い手対策を進めていくためには本事業の要件緩和が有効であると考えことから、引き続き、漁業団体などと連携し、粘り強く国に働きかけるとともに、漁船リース事業の実施や市町村との連携により、住居の確保、生活支援など、新規就業者が定着しやすい環境整備を進めるなど、担い手対策に取り組んでまいりる考えでございます。

**○浅野貴博委員** 次に、北海道人材確保対策推進本部における取り組みについて伺います。

3月30日に知事が本部長となられ、この組織の幹事会が6月14日に行われたということですが、この場において、漁業における担い手不足についてはどんな議論がなされたのか、伺います。

**○塚本敏一委員長** 水産経営課長杉西紀元君。

**○杉西水産経営課長** 人材確保に向けた取り組みについてであります。道では、業界等の情報や魅力の発信、道外からの人材誘致など、人材の確保に向けた取り組みを各部横断的に進めるため、北海道人材確保対策推進本部の幹事会において、具体的な取り組み内容等を検討しているところでございます。

漁業分野といたしましては、担い手の確保に向けた、北海道漁業就業支援協議会と連携した就業支援フェアの開催のほか、高校生を対象に夏休みを利用した漁業体験や、農林水産業が一体となった首都圏でのPR活動を実施するなど、関係部局と連携して取り組んでまいりる考えでございます。

**○浅野貴博委員** ここで、私の地元の取り組みを御紹介したいと思うのですが、初山別村では、冬の時期は余り仕事が多くなく、忙しくない建設会社が、4月の忙しい時期を迎えたホタテ漁に人材を派遣する、5月は水田農家のところに行かせるという、外部から人を呼んでもなかなか来ないので、村の中にいる人が担い手を融通し合う取り組みを始めて、これに着目した留萌振興局が組織を立ち上げて、留萌管内働き手対策検討会がことしの4月24日に1回目の会合を行っております。

人口減少が避けられない中で、地域にいる人で何とかうまくやっていく取り組みも、今後の漁業の人手不足の解消には有効で大きな手だてとなり得ると思うのですが、道の認識を伺います。

**○杉西水産経営課長** 異業種間における人材の受け入れについてであります。留萌管内の初山別村では、漁業、農業で、短期的な働き手の不足により、事業の縮小や廃業をせざるを得ない業者が出ていることから、商工会が中心となり、業種間で労働力を融通するシステムの検討を始

め、漁業や農業の繁忙期と建設業の閑散期とがマッチングしたことから、ホタテの稚貝養殖などに建設会社の作業員が従事していると承知しているところがございます。

道といたしましては、このような取り組みは、地方の1次産業において課題となっている労働力不足を解消する上で有効な取り組みであると考えているところがございます。

○浅野貴博委員 有効な取り組みである一方、さまざまな課題、制約もあります。派遣業法に基づく煩雑な手続があるとか、あらゆる業種間で双方向の人材をやりとりできるわけではない、そうした課題もありますが、これらの制約の解決を図り、留萌振興局が立ち上げた組織と連携して、この仕組みをもっと発展させていくことが必要だと思えます。

漁業の現場における担い手不足の解消の一助とするべく、道として、今後、どのように取り組むのか、伺います。

○遠藤水産局長 今後の展開についてであります。本年4月から本格的に取り組みを開始した初山別村の事業につきましては、業種ごとに、労働時間、作業内容が異なることに加え、安全性の確保などといった課題もあることや、今後、事業終了後にアンケート調査を実施し、来年度以降に向けた改善点等の検討を行うと聞いておりますことから、その内容も含め、注視していく必要があると考えております。

道といたしましては、各地域に、市町村や漁協、振興局などで構成する漁業就業者対策協議会を設置し、担い手確保に向けた対策を推進しているところであり、今後、留萌管内働き手対策検討会と情報の共有を図りながら、漁業現場における繁忙期の労働力不足の解消を図るなど、地域の基幹産業である漁業の持続的な発展に努めてまいりたいと考えております。

○浅野貴博委員 次に、漁業経営への支援と密漁対策について伺います。

まず、漁船リース事業についてですが、平成27年度に、浜の担い手漁船リース緊急事業が、T P Pへの緊急対策としてつくられておまして、私の地元でも、これまで、数名の方がこの事業によって補助を受けております。

この事業の予算の拡充並びに継続を望む声を私も非常に多く聞いているところでもありますけれども、道の認識、並びに、事業の継続、拡充に向けた取り組みについて伺います。

○杉西水産経営課長 漁船リース事業についてであります。漁船は、漁業生産を行うために不可欠なものです。近年は、漁船の価格の高騰により、本道においても、老朽化した漁船の更新は漁業者にとって大きな負担となっております。

このような中、国の補正予算により措置された漁船リース事業は、漁船の更新を図る上で非常に重要な事業と認識しているところがございます。

道といたしましては、本事業に対する漁業者の期待が大きいことから、今後とも、漁業団体と連携をし、事業の継続と必要な予算の確保を国に働きかけるなど、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業を営めるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野貴博委員 次に、密漁について伺います。

ナマコなど、非常に価格が高いものを狙った密漁が頻発しておりますが、近年の密漁の発生状

況並びに防止に向けた道の取り組みについて伺います。

○塚本敏一委員長 指導取締担当課長刀禰浩君。

○刀禰指導取締担当課長 近年の密漁の状況などについてでございますが、本道の海面における近年の密漁摘発件数は、平成26年が221件、27年が284件、28年が320件と増加傾向にあります。

密漁の事案としましては、従来のレジュー型に加え、近年、高価なナマコやアキサケを狙った、組織的で悪質・巧妙化した密漁が多く見られるところでございます。

特に、ナマコの密漁は、暴力団関係者など十数名前後が一つのグループを組み、夜間に、潜水器やゴムボートを使用するなど、巧妙かつ組織的に行われており、本年も、既に、石狩市で16名、稚内市で10名が摘発され、合わせて850キログラムのナマコが押収されているところでございます。

このため、道では、密漁情報が多い日本海に漁業取締船を重点配備しているほか、海上保安部や警察と連携した取り締まりなどを実施しているところでございます。

○浅野貴博委員 各漁協を初め、関係機関は、24時間の監視カメラを設置するなどの対応をしておりますけれども、予算的に厳しいという声も聞かれます。

これに対して、道としてどんな支援を行っているのか、また、今後、それを拡充する考えはないのか、伺います。

○刀禰指導取締担当課長 道の協力や今後の対応についてでございますが、道では、これまでも、漁協や関係団体が実施する、密漁監視機器の導入、密漁防止啓発看板の設置などに対して支援してきているところでございます。

道としては、今後とも、取り締まり機関や漁業団体と緊密に連携し、ナマコを初めとした密漁を抑止するため、合同の夜間パトロールを行うとともに、漁協等が進める監視カメラなどの機器整備に支援するほか、特に密漁が多い海域に、漁業取締船を重点的、機動的に配備するなど、密漁防止対策に取り組んでまいる考えでございます。

○浅野貴博委員 ことしの3月に、日本海漁業振興基本方針を改定していただきました。

先ほどの御答弁の中で、密漁情報は日本海側が多いと言われていましたが、日本海漁業にとって本当に深刻な問題であります。

この基本方針の中に密漁防止対策を明記して、対策を強化していただきたいという声が寄せられておりますが、そのことについての道の認識を伺います。

○塚本敏一委員長 水産支援担当課長飯田哲也君。

○飯田水産支援担当課長 日本海地域での密漁防止対策についてであります。日本海地域におきましては、スケトウダラやホッケの資源の減少のほか、近年ではスルメイカの不漁なども加わり、依然として厳しい漁業経営が続いていることから、道は、ナマコやホタテガイの増養殖の導入などによる新たな生産体制づくりを進めるため、本年3月に、日本海漁業振興基本方針を改定したところであります。

ナマコなどの密漁は、日本海のみならず、全道の漁業者の意欲的な取り組みや安定生産に大き

な影響を与えていることから、道としては、北海道水産業・漁村振興推進計画において、密漁の取り締まり体制の強化を位置づけ、取り締まり機関と連携して密漁防止対策を積極的に進めており、今後とも、水産資源の保護や漁業秩序の維持に取り組んでまいる考えでございます。

○浅野貴博委員 しっかりとお願いをします。

次に、漁船に係る諸課題について伺ってまいります。

まず、漁港整備についてですが、5月24日の北海道建設新聞に、国が管理する道内の8漁港で砂が入り込む問題に対して、定期的なしゅんせつを行う新たな計画をつくり、今後、取り組みを進めるとの記事がありました。

漁港に砂が入り込む問題は、道管理の漁港でも同様にあるのですが、まず、現状で、道が管理する第1種、第2種の漁港におけるしゅんせつはどのように行われているのか、伺います。

○塚本敏一委員長 漁港漁村課長相原正樹君。

○相原漁港漁村課長 第1種、第2種の漁港におけるしゅんせつについてであります。本道の漁港は、砂浜に建設されているものが多く、沿岸を漂流する砂が、波浪などの影響により、港の出入り口や港内に堆積する状況が見られるところでございます。

このため、道では、漁業に支障が生じないように、国の事業も活用し、航路などの水深を維持するためのしゅんせつを、優先度を勘案の上、実施しているところであり、平成29年度は、第1種、第2種の漁港の205港のうち、82港でしゅんせつを行ったところでございます。

○浅野貴博委員 優先度を勘案してとのことですが、私の地元の小平町にある鬼鹿漁港と初山別村にある初浦漁港は、特に砂の入り込みがひどく、現場の漁業者は頭を悩ませております。特に、初浦漁港では、時期になりますと、漁港の中に砂の島ができて、人がそこに行けるとい、海ではなくなってしまうぐらいひどいのです。

そうしたところへの対応をしっかりとやっていただいて、漁業経営を助けていただきたいと思うのですが、道の取り組みを伺います。

○塚本敏一委員長 水産基盤整備担当局長生田泰君。

○生田水産基盤整備担当局長 漁港における漂砂対策についてであります。漂砂に対しては、航路などに必要な水深を確保するしゅんせつのほか、漁港への砂の流入を防ぐ防砂堤などの施設を整備することが有効とされております。

一方で、砂の堆積は、周辺の河川や砂浜から供給される砂の量、波浪、潮流などの自然条件により、漁港ごとにさまざまな状況にございます。

このため、道といたしましては、現地の実態を把握し、費用対効果なども勘案しながら、それぞれの漁港に適したしゅんせつや防砂堤の整備などを効果的に実施し、漁業者が円滑に操業できるよう、漂砂対策を進めてまいる考えでございます。

○浅野貴博委員 今、防砂堤の整備などという答弁がありましたが、抜本的な対応を求める声もありますので、ぜひ、現場の状況に目を向けていただきたいと思います。

次に、漁船用燃油の価格の高騰への対応について伺いますが、今、ガソリンの価格が非常に高

くなっております。

漁船用燃油の価格も大変高くなっていると思うのですが、最近の原油価格の変動並びに漁業への影響について、道はどんな認識を持っているのか、まず伺います。

**○杉西水産経営課長** 原油価格の変動などについてであります。漁船用燃油の価格のもととなる原油価格は、平成28年1月に、1リットル当たり20円と底値になった以降、上昇傾向にあり、本年5月の価格は、1リットル当たり51円となっており、これに伴い、本道のA重油の価格も同月で82円と上昇しております。

漁業者におきましては、省エネ機器の導入や省エネ航行などの取り組みを進めているものの、国が平成28年度に実施した調査によりますと、経費に占める燃油費の割合が9%と依然として高いことから、燃油価格の高騰は漁業経営に大きな影響を与えると認識しております。

**○浅野貴博委員** 漁業者のコストの低減並びに経営安定を図る観点から、漁船用燃油に係る軽油引取税の免税措置がとられています。これは、たび重なる延長がなされてきましたけれども、平成32年度いっぱいまでひとまず終わる見通しになっております。

さらなる延長を求める声がありますが、このことについて、道は、どのように認識して取り組んでいきますか。

**○遠藤水産局長** 燃油価格の高騰に対する道の取り組みについてであります。漁業においては、経費に占める燃油費の割合が高く、近年、燃油価格の高騰が続く中で、漁船用燃油に係る軽油引取税の免税措置の適用期限が、平成33年3月31日まで3年間延長されましたが、この措置が廃止された場合には、漁業経営への大きな影響が懸念されるところです。

これまで、道では、燃油価格高騰時の価格補填制度である漁業経営セーフティーネット構築事業の加入促進を図ってまいりましたが、今後とも、漁業関係団体などと連携を図りながら、免税措置の恒久化や、省エネ機器導入への支援措置の拡充などを国に働きかけ、本道の漁業者が安心して漁業を営むことができるよう、取り組んでまいる考えでございます。

**○浅野貴博委員** ちょうど10年前の7月に全国一斉休漁が行われました。その当時の水準に徐々に近づいてきているぐらい、今、A重油の価格が高くなっております。安心して漁業経営ができるように、道としても尽力いただきたいと思っております。

以下、森林整備について伺ってまいります。

まず、政府の森林整備事業の造林と路網整備、並びに治山事業に係る予算の減額が現場の方々から非常に危惧をされておりますが、その状況について伺います。

**○塚本敏一委員長** 森林整備課長寺田宏君。

**○寺田森林整備課長** 国の予算の推移についてでございますが、国では、森林が有する多面的機能を発揮するとともに、山地災害対策の推進を図るため、林野公共事業を措置しており、当初予算の過去3年間の推移につきましては、毎年度、森林整備事業では1203億円、治山事業では597億円と、それぞれ同額となっておりますが、補正予算につきましては、森林整備事業では、平成28年度が310億円、29年度が125億円、治山事業では、28年度が100億円、29年度が195億円となっ

ておりまして、30年度は、いずれの事業も現時点では措置されていないところでございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 今、御答弁いただいたように、補正予算の措置状況が非常に厳しいものとなっております。

森林組合を初め、多くの林業事業者の方々は、今年度は事業ができるのだろうかと本当に不安に感じておりますが、今年度はどうなるのか、この点に対する道の認識について伺います。

○寺田森林整備課長 今後の事業実施の見通しについてであります。道では、これまで、当初予算と補正予算を合わせて、森林整備事業に必要な予算を確保してきており、今年度予算が大幅に減少した要因は、国が昨年度に措置した補正予算の規模が例年に比べて小さく、道が今年度に繰り越すことができた予算が少なかったためでございます。

本道では、人工林の多くが主伐期を迎えておりまして、伐採後の植林や保育、路網の整備などを着実に進めるためには、予算を有効に活用していくことが必要となりますことから、道といたしましては、予算の執行に当たりまして、地域の実情に応じて、緊急性や優先度を勘案して事業を進めますとともに、森林施業の低コスト化に一層取り組み、地域の森林整備を計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

○浅野貴博委員 ただいま、予算執行に際しては地域の実情に応じて進めるという答弁がありましたが、全道各地への配分はどのような基準でなされるのか、伺います。

○寺田森林整備課長 予算の配分方法についてでございますが、道では、森林の整備を計画的に進めるため、森林整備事業に関する5年間の計画に基づき、地域の実情を勘案しながら、毎年度、各振興局に予算を配分しております。

今年度につきましては、平成28年度の台風などにより被災した森林の早期復旧や伐採後の植林など、事業の緊急性や優先度を勘案して予算を配分しております。

以上でございます。

○浅野貴博委員 被災地の復旧などに優先配分をするのは当然ですけれども、全道的に必要としているものでありますので、公平な観点からの配分をぜひお願いしたいと思います。

この点について最後に伺いますけれども、山を育てる林業というのは、農業や漁業など全ての産業の源であり、命の源であると考えます。

今、御答弁いただいたように、政府予算が十分につかない中でも、しっかりと政府に対して予算措置を要望し、予算を確保して、森林整備並びに治山事業を安定的に行っていくことが必要だと思います。道の今後の取り組みを伺います。

○塚本敏一委員長 林務局長本間俊明君。

○本間林務局長 今後の取り組みについてであります。本道の人工林資源が利用期を迎える中、森林が有する多面的機能を持続的に発揮し、森林資源の循環利用を着実に推進するとともに、近年増加している集中豪雨等による山地災害の復旧・予防対策を強化していくためには、安定的な予算の確保が必要と考えております。

このため、道といたしましては、地域の要望を踏まえ、道内の林業関係団体と連携して、国に対し、本道の森林、林業の重要性や、山地災害対策の緊急性などをアピールしながら、今後必要となる事業量について丁寧に説明するなど、積極的に要請活動を行い、予算の確保に努めてまいります。

○浅野貴博委員 予算確保に関しては、私ども議会議員でつくる森林・林業活性化推進議員連盟などもしっかり動いていかなくちやいけないと思いますので、皆様とともに頑張ってもらいたいと思います。

次に、森林環境税と森林環境譲与税について伺います。

道も長年にわたり強く要望されてきた税制が新たにつくられることとなりました。

まず、市町村に対する道の支援について伺いますが、この税収は、市町村ごとに、それぞれ三つの要件に従って配分されると同時に、都道府県に対しても、市町村への支援のためとして一定額が配分されると伺っています。

本道に配分される額の見通しと、道として、具体的にどのような支援を市町村に行っていく考えでいるのか、伺います。

○塚本敏一委員長 森林計画課長服部浩治君。

○服部森林計画課長 市町村に対する支援などについてであります。道内の市町村と道に対する森林環境譲与税の配分は、未確定な部分がありますが、国が示した基準を踏まえて試算すると、制度が創設される平成31年度には十数億円となり、その後、徐々に増額される見込みです。

道としては、市町村が行う、森林所有者に対する森林経営の意向調査や、税財源を活用した取り組みの具体的な検討、さらには、地域の特性に応じた間伐などに対し、きめ細かな指導助言を行うとともに、森林情報を市町村と共有する森林クラウドシステムの充実を図るなど、市町村の取り組みを積極的に支援してまいる考えです。

○浅野貴博委員 この新税による税収については、森林組合の方などから、使途が森林整備から外れて、いろんなものに広げられるのじゃないかという懸念の声も寄せられております。

この点に対する道の認識を伺うとともに、本道の森林整備並びに林業振興を図る上で、道として、この税収をどのように活用する考えでいるのか、伺います。

○塚本敏一委員長 森林計画担当局長岡嶋秀典君。

○岡嶋森林計画担当局長 税の使途などについてであります。森林環境譲与税は、森林が有する公益的機能の発揮を図るため、森林整備とその促進に必要な財源を安定的に確保するものであり、道では、間伐などの森林整備を主体として、森林づくりを担う人材の育成や木材利用の促進など、幅広い取り組みに活用することができるものと認識をしております。

このため、道といたしましては、税財源が有効に活用されるよう、市町村が主体的に取り組む人工林の間伐などの森林整備や、人口の多い都市部などにおける公共建築物等への道産木材の利用、木育活動などの森林に対する理解の促進といった市町村の取り組みを支援し、本道の豊かな森林の整備と林業の振興に向けて、着実に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○浅野貴博委員 最後に、木質バイオマスの振興について伺います。

木質バイオマスは、カーボンニュートラルなものであり、その利用は地域の雇用創出にもつながると言われております。

最近、大規模な発電施設が、江別市、紋別市、苫小牧市で本格稼働を開始し、今後の需要増加が期待される場所でもありますけれども、本道における木質バイオマスの発電施設の整備状況について、まず伺います。

○塚本敏一委員長 林業木材課長工藤森生君。

○工藤林業木材課長 発電施設の整備状況についてであります。道内において、道産の木質バイオマスを原料として利用する発電施設は、平成29年度末現在で14施設あり、その内訳は、大規模な発電施設が4施設、工場などでの自家用の発電施設が10施設となっております。

また、今後稼働する予定の大規模な発電施設は9施設あり、その内訳は、道産木質バイオマスを原料として利用する発電施設が4施設、輸入材を原料として利用する発電施設が5施設となっております。

○浅野貴博委員 さまざまな施設が整備されている状況の中で、木質バイオマスの安定供給体制の構築は欠かせないと思います。

道としては、伐採や植林等の森林整備を進めるとともに、路網の整備、高性能林業機械の導入を図るほか、地域の林業・木材産業関係者などと、林地未利用材を効率的に集荷、搬出、輸送するための検討を進めているとされておりますが、道の取り組みについて改めて伺います。

○工藤林業木材課長 安定供給に向けた取り組みについてであります。道では、これまで、木材の効率的な集荷、搬出を促進するため、伐採から植栽までの一連の作業の中で、林地未利用材の集荷などをあわせて実施することによる経費の削減効果の検証に取り組んだほか、市町村などによる路網の整備、林業事業者による高性能林業機械の導入や、造材方法に応じた効率的な集荷を行う取り組みに支援してきたところであります。

また、輸送に関する取り組みとして、移動式チップper機を活用し、現地でチップを生産して、効率よく運搬する方法や、トレーラーなど、多様な輸送手段を活用した流通体制について、地域関係者と連携しながら検討を進めてきたところであります。

以上です。

○浅野貴博委員 私の地元・留萌管内の面積の8割が森林と言われております。今、管内に四つの森林組合がありますが、木質バイオマスを燃料とする施設までの距離が遠くて、そこに原材料を運搬する際のコストが悩みの種となっております。

先ほど申し上げたように、ガソリン価格も高い状況がありまして、この運搬コストに対して道から何らかの補助をいただけないかという声があります。

こうした方策をとることについての道の認識はどのようなものなのか、そして、今後、どのような取り組みを行う考えでいるのか、最後に伺います。



○本間林務局長 原材料の運搬についてであります。木質バイオマスを地域の熱源や発電の原料として有効に活用し、長期的に安定供給していくためには、原材料を利用施設まで運搬するコストの低減のみならず、林地未利用材を効率的に集荷、搬出するために必要な路網の整備や、林業機械を活用した作業システムの導入を図ることにより、集荷、搬出を含めたトータルでのコスト削減が必要と認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、国の事業を活用して、路網の整備や高性能林業機械の導入に支援するとともに、集荷、搬出のコスト低減につながる森林施業の手法や、広範囲からより効率的に原料を集荷し、輸送する方法の検討、普及に努めるなど、林地未利用材の安定供給体制の整備を進めてまいります。

○浅野貴博委員 林業の専門家の方に言わせると、木質バイオマスの安定供給は、民有林の資源に頼らざるを得ず、民有林をしっかりとつくっていくには、先ほど申し上げたように、政府の公共事業予算など、予算の確保に尽きるのだという声も聞かれます。

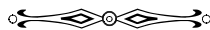
そして、今、輸送する方法の検討、普及という答弁がありましたが、例えば、今後、小規模港から海運によって搬出するとか、大胆な新しい方法なども考えてほしいという声も聞いておりますので、木質バイオマスの振興、本道の林業の振興、森林整備に向けて、今後、しっかりと取り組んでいただきたい、そのことを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○塚本敏一委員長 浅野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩



午後3時40分開議

○中川浩利副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

田中英樹君。

○田中英樹委員 通告に従いまして、以下、水産林務部所管事項についてお伺いいたします。

まず、道産木材の輸出についてであります。

本道のカラマツやトドマツなどの人工林は利用期を迎えておりますが、その一方で、人口減少が進み、住宅建築など、既存の木材需要の大幅な拡大が見込めない中では、木材を海外に輸出することが、道産木材の需要拡大を図る上で重要であると考えます。

木材の輸出に当たっては、地域の林業・木材産業の活性化を図る上でも、原材料としての丸太の輸出にとどまらず、付加価値が高い加工製品も含めた輸出拡大戦略に取り組むべきと考えます。

本定例会の一般質問において、我が会派の質問に対し、部長から、道産木材の輸出拡大に向け

た取り組みを進めてまいるとの御答弁をいただいたところではありますが、これに関して、以下、数点伺ってまいります。

まず、木材輸出の実績について、道内から海外への丸太や製品の輸出量はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○中川浩利副委員長 木材産業担当課長山野朋子君。

○山野木材産業担当課長 木材輸出の実績についてであります。平成29年の本道からの輸出量は7万9000立方メートルで、このうち、丸太が7万7000立方メートル、製材などの製品が2000立方メートルとなっており、丸太が98%を占めております。

丸太の主な輸出先といたしましては、中国が4万8000立方メートル、韓国が2万9000立方メートルで、両国で99%を占めており、製品の主な輸出先は、中国が1600立方メートル、インドネシアが200立方メートルで、両国で97%を占めております。

以上でございます。

○田中英樹委員 丸太が98%という現状の中、木材の輸出に当たっては、付加価値が高い製品を輸出していくことが重要と考えます。

道では、これまで、木材の輸出に関する勉強会を開催するなどの取り組みを行ってきたと承知しておりますが、昨年度は、輸出拡大に向けてどのような取り組みを行ったのか、伺います。

○中川浩利副委員長 林業木材課長工藤森生君。

○工藤林業木材課長 昨年度の取り組みについてであります。道では、木材関連企業などが参画する、木材の輸出に関する勉強会を昨年度に2回開催し、中国、韓国への輸出に取り組む本州企業の事例報告や、道内及び国内における木材輸出の現状と課題について、意見交換を行ってきたところであります。

また、主要な輸出先と見込む中国と韓国を対象として、木材の加工流通企業での道産木材の利用に関する意向確認や、展示会での建築資材に関する情報収集など、市場調査を行うとともに、木材輸出関係団体が、日本産の木材製品の認知度の向上や販路開拓等を目的として台湾に開設した展示施設に、道内の複数の企業と連携して、道産の木材製品を出展し、PRする取り組みを進めたところであります。

以上でございます。

○田中英樹委員 実際に中国と韓国に行き、市場調査を行ったとのことでしたが、木材輸出の拡大に向けては、相手国の市場ニーズを把握しながら取り組んでいく必要があるものと考えます。

それぞれの国における道産木材の販路拡大の可能性も含め、市場調査の結果についてお伺いいたします。

○工藤林業木材課長 市場調査の結果についてであります。道では、輸出に関心のある企業と連携して、中国と韓国において、トドマツやカラマツなどの製材のサンプルを提供し、企業の意見を聞くなど、市場調査を行ったところであり、中国の企業からは、木造建築に関する国内の基準が改正され、日本の在来工法により木造住宅を建てやすい環境が整ってきている、トドマツ製

材の品質は評価するが、他国の製材品と価格面での競争が厳しいのではないかなどの意見が出されたところであります。

また、韓国の企業からは、近年、健康や環境への意識、地震などへの防災意識の高まりなどにより、木造住宅の建設が毎年増加するなど、木材需要は高まっている、日本製品は品質がよいことから、信頼度が高い反面、高価なイメージがあるなどの意見が出されたところであり、双方とも、市場としての可能性はありますが、価格の面で課題となっております。

以上でございます。

○田中英樹委員 ただいま答弁があった市場調査の結果について、木材の輸出に関する勉強会の参加企業からはどのような意見があり、その意見をどう生かしていくのか、伺います。

○中川浩利副委員長 林務局長本間俊明君。

○本間林務局長 企業からの意見についてであります。道では、調査結果について勉強会で報告し、意見交換を行ったところであり、企業からは、輸出の可能性については、勉強会での情報を踏まえて、今後、輸出も考えていきたい、道産木材製品を海外へPRする機会が必要であるなど、輸出に前向きな意見が多く出された一方、道産木材を海外に供給する資源的な余裕があるのかなど、慎重な意見も出されたところでございます。

また、海外への販路拡大の具体策としましては、道産木材のブランド化やイメージ戦略、デザイン性の向上などの取り組みを進めるべき、展示会出展後の販売方法等に関するアドバイスがほしいとの意見が出されたところでございます。

道といたしましては、こうした勉強会への参加企業の意見も踏まえ、今月、木材関連企業や団体などで構成する、海外への販路拡大を検討する協議会を設立し、より戦略的な取り組みを進めていく考えでございます。

以上でございます。

○田中英樹委員 本道の林業・木材産業の活性化を図るためには、木材の輸出に戦略的に取り組み、道産木材の需要拡大を一層進めていくべきと考えます。

道は、木材の輸出拡大に向けて、今後、どのように取り組むのか、所見を伺います。

○中川浩利副委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、本道では、トドマツなどの人工林資源が利用期を迎えていることから、今後、国内での需要拡大を進めるとともに、製材や合板など、付加価値を高めた製品の輸出に取り組み、道内の林業・木材産業の活性化を図っていくことが重要と考えているところでございます。

このことから、道では、輸出拡大に向けた取り組みをより戦略的に行うため、新たに設立した協議会において、各国で必要とされる規格や品質などのマーケティング調査を行うほか、トドマツなど針葉樹の建築材、広葉樹の家具を韓国や中国の展示会に出展するとともに、海外バイヤーから情報収集を行い、道内企業と海外企業のマッチングを図るなど、効果的にPRするプロモーション活動に取り組み、その成果を広く普及することにより、道産木材の輸出拡大につなげてま

いる考えでございます。

以上です。

○田中英樹委員 次に、仮称・北海道立林業大学校についてであります。

近年、人工林が利用期を迎え、林業生産活動が活発化する中、適切な森林の整備から木材の加工といった、林業・木材産業の専門的な知識、技術を有する人材の育成確保が急務と考えます。

こうした状況を踏まえ、道では、本年3月に（仮称）北海道立林業大学校基本構想を策定し、これまで要請や提案のあった10を超える地域、有識者などから意見を伺いながら、基本構想の具体化に向けた検討を進め、さきの水産林務委員会において、「（仮称）北海道立林業大学校の運営体制などの具体的な姿」を報告されたものと承知しております。

我が会派では、本定例会の一般質問において、広域的なネットワークによる林業大学校の運営体制の構築について知事に伺い、産学官や地域と一体となったオール北海道での広域的なネットワークを構築し、効果的な運営に向けて取り組むとの答弁がありました。

そこで、以下伺ってまいります。

初めに、近年の道内の林業労働者数と新規就業者数の推移はどのようになっているのか、お伺いします。

○中川浩利副委員長 林業振興担当課長加納剛君。

○加納林業振興担当課長 林業労働者数などの推移についてであります。道が2年ごとに実施している林業労働実態調査によりますと、道内の林業労働者数は、長年、減少傾向にあり、平成17年度には3785人となりましたが、近年、人工林資源の充実に伴い、伐採量がふえたことなどから、増加に転じ、平成27年度には4272人となっております。

また、新規就業者数につきましては、平成20年度ころまでは240人前後で推移してきたものの、平成25年度には145人にまで減少しましたが、平成27年度には185人にまで回復してきたところであります。

以上でございます。

○田中英樹委員 今、近年の道内の林業労働者数は増加傾向にあるとの答弁をいただきましたが、林業・木材産業の現場では担い手不足が進んでいるとの話をよく聞いており、新規就業者の確保は喫緊の課題であると考えております。

道では、これまで、どのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

○加納林業振興担当課長 新規就業者の確保についてであります。本道では、トドマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、伐採や植林など森林づくりを担う人材を確保していくためには、若年層などの新規就業者の確保が重要であります。

このため、道では、平成28年度から、高校などの教育機関や林業事業体、地元市町村などが参画する地域協議会を各地域に順次設置し、高校生などを対象としたインターンシップや、下草刈りなどの作業負担を軽減する機械の実用化に向けた取り組みなどに支援してきたところであります。

また、道内外から森林づくりの担い手を確保するため、地域協議会と連携し、森林での仕事を実際に行い、地域での暮らしを実感してもらう就業体験プログラムの実施や、インターネットなどを活用した林業の魅力の発信などに取り組んできたところでもあります。

以上でございます。

○田中英樹委員 近年、京都府や高知県などが新たに林業大学校を開校するなど、全国で、新たな担い手の育成の取り組みが活発化しております。

他府県が定員を10名から20名程度としている中で、道は、3月に取りまとめた基本構想で定員を40名としておりますが、他府県の林業大学校では定員確保に苦勞しているという声も聞くところであり、こうした状況を踏まえると、定員の確保は非常に厳しく、入学者の確保が最も重要と考えます。

道は、入学者の確保に向けどのように取り組むのか、伺います。

○中川浩利副委員長 人材育成担当課長土屋禎治君。

○土屋人材育成担当課長 林業大学校の入学者の確保についてであります。林業大学校において、将来にわたり森林づくりを担う人材を育成していくためには、地域の多様な特徴を生かして、北海道ならではの魅力を広く発信し、道内はもとより、道外からも広く入学者を確保することが重要であります。

このため、道といたしましては、学生の募集に当たっては、希望する方が安心して入学できるよう、市町村、企業等と連携した学生の受け入れ体制や、就業先の確保につながる、全道各地の特徴を生かした実践的な教育やインターンシップの実施、さらには、U・Iターンなど、道外からの入学者も積極的に呼び込むための、豊かな自然の中での充実した教育環境や、木育といった北海道らしいカリキュラムなどの魅力を、道内及び首都圏などで広く情報発信し、幅広い入学者の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○田中英樹委員 林業大学校は、入学した学生を、即戦力となり、将来、企業等の中核を担う人材として育成し、しっかりと道内の林業事業体に送り出すことが求められております。

他府県の林業大学校での卒業生の進路などを踏まえ、道では、林業大学校において、就業につながるよう、どのように取り組み、道内の林業事業体などへの就職先をどのように確保していくのか、伺います。

○中川浩利副委員長 森林計画担当局長岡嶋秀典君。

○岡嶋森林計画担当局長 卒業生の就業先の確保についてであります。道といたしましては、提案をいただいております地域などと連携し、実践実習を行う全道各地の拠点などに、市町村、企業等の関係者から成る地域サポート会議を設置し、実習の受け入れに積極的な企業等を掘り起こし、長期の実習やインターンシップを実施することにより、地元への学生の就業を促進するとともに、全道各地に設置されている、森林づくりを担う人材を確保するための協議会とも連携を図りながら、地域との連携協力体制を構築し、就業先の確保に向けた取り組みを着実に進めてま

いる考えであります。

以上でございます。

○田中英樹委員 次ですが、現在まで、道に対して、10を超える地域から要請、提案があったと聞いておりますが、道では、このたびの「具体的な姿」を取りまとめるに当たり、要請、提案のあった地域との意見交換を行ったものと承知しております。

地域から、どのような提案、意見があったのか、その内容について伺います。

○土屋人材育成担当課長 地域からの提案や御意見についてであります。道では、林業大学の「具体的な姿」を取りまとめるに当たり、広域的な運営体制の考え方、地域との連携協力体制などにつきまして、有識者や、誘致の御提案をいただいております地域と、意見交換を重ねてきたところであります。

各地域の方々からは、広域的な運営体制に関しましては、学生の就業先の確保や、地域が提案している既存施設の十分な活用が必要であること、また、地域との連携協力体制に関しましては、市町村、林業・木材産業など、地域の関係者との連携や、地域サポート会議の運営、講師の育成に対する道の支援が必要であるといった御意見をいただいたところであります。

以上でございます。

○田中英樹委員 広大な北海道において、全道各地のさまざまな森林や施設を有効に活用し、効率的に大学を運営していくためには、各拠点を置く地域とのネットワークを構築し、オール北海道による運営・サポート体制づくりを進めていくことが何より大切であり、早急に取り組むべきと考えます。

道は、地域とのネットワークの構築に向けてどのように進めていくのか、伺います。

○岡嶋森林計画担当局長 地域とのネットワークの構築についてであります。道では、林業大学を円滑に運営し、地域に根差した人材を育成するためには、地域や産学官が一体となった広域的な運営体制づくりを進めることが必要と考えております。

「具体的な姿」では、各地の特徴を生かした長期実習やインターンシップなどを行う実践実習拠点を道内7地域に配置することとしており、道といたしましては、こうした全道各地の拠点において、市町村、企業のほか、国有林や教育・研究機関などの幅広い関係者が参画する地域サポート会議を設置して、連携協定の締結等を進め、各地域とのネットワーク化を図るなど、オール北海道による運営・サポート体制を構築してまいりたい考えであります。

以上であります。

○田中英樹委員 最後に、今後の取り組みについてですけれども、道は、これまで、平成32年度の開校を目指して検討を進めてきたと承知しておりますが、残された時間は余りに少ないと言わざるを得ないのであります。

早急に基本計画を示し、地域とのネットワークの構築などに向けた具体的な作業を進めていくべきと考えますが、道は、今後、どのように取り組むのか、部長の所見を伺います。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてであります。道では、基本構想の具体化に向

け、地域や有識者からの御意見を伺い、全道各地に拠点を設置し、広域的な運営体制や、産学官、地域との連携協力のもと、実践実習をサポートする体制づくりなどについて、先般、「具体的な姿」として取りまとめたところでございます。

道といたしましては、地域に根差した人材の育成に向けて、引き続き、有識者や、提案をいただいている地域との意見交換を重ねながら、平成32年度の開校に向け、産学官や地域と一体となったオール北海道によるネットワークの構築について検討を行い、具体的な拠点の配置や運営体制などを明らかにした基本計画を早急に示すことができるよう、取り組みを加速してまいりたいと考えております。

以上であります。

○田中英樹委員 平成32年度の開校に向けて、具体の準備を進めるためには、早急に基本計画などを明確にして、地域とのネットワーク構築に向けて取り組む必要があると考えますが、残念ながら、部長から明確なお答えはいただけませんでした。

この問題につきましては、知事のお考えを直接伺いたいと思いますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

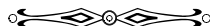
○中川浩利副委員長 田中(英)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後4時3分休憩



午後4時5分開議

○中川浩利副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 農政部所管審査

○中川浩利副委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

清水拓也君。

○清水拓也委員 それでは最初に、主要農作物の種子生産などについてですが、さきの我が会派の一般質問において、知事は、平成30年度の種子生産の検証を踏まえ、種子生産に対する、道、農業団体、生産者などの役割や責任を明確にするとともに、需要に応じた、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、生産現場や関係機関・団体などからの意見、議会での議論を十分踏まえ、新たなルールづくりに取り組むと答弁されました。

基幹産業であり、我が国の安定的な食料供給を担っている本道農業が、今後とも主要農作物を安定的に生産していくため、種子法廃止の背景なども踏まえ、その課題や方向性、具体的な対応などについて、道の考えを伺ってまいります。

道は、これまで、種子法のもとで、農業試験場や農業団体などと連携し、主要農作物の原種、原原種の生産や、優良品種の認定、種子審査を通じて、優良な種子を安全で安定的に供給してまいりましたが、道がこれまで担ってきた種子生産が、本道農業の振興や歩みにどのような役割を果たしてきたと考えているのか、伺います。

○中川浩利副委員長 農産振興課長山野寺元一君。

○山野寺農産振興課長 本道農業の振興と種子生産についてであります。本道農業は、寒冷積雪という厳しい気象や、火山灰、泥炭などの特殊土壌のもと、技術開発と土地改良を重ねながら、それぞれの地域条件を生かした生産に取り組んできたところでございます。

また、地域ごとの特色ある農業の展開におきましては、道総研農業試験場などで開発された、米では、寒さに強く、食味にすぐれた品種、小麦では、麺だけでなく、パンにも適した品種、大豆では、豆腐や納豆、煮豆など、それぞれに適した品種が大きく寄与しているところでございます。

道といたしましては、こうした主要農作物の安定生産を図るため、これまで、種子法に基づき、安全で優良な種子の安定供給に取り組んできたところでありまして、本道農業の振興において、種子生産は重要な役割を果たしてきたものと認識しております。

○清水拓也委員 種子法の廃止の受けとめについてであります。国は、都道府県の種子生産などの義務を廃止することで、民間との連携などにより、農業者や消費者の多様なニーズに応じた、よりよいさまざまな品種の開発、供給が進み、日本農業の競争力の強化につながるしておりますが、道として、今回の種子法の廃止をどのように受けとめているのか、伺います。

○中川浩利副委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 種子法の廃止に対する受けとめについてでございますが、国では、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築するため、稲や麦、大豆の種子の生産、普及を都道府県に義務づけていた主要農作物種子法を廃止したところでございます。

これにより、これまで都道府県が行ってきた、優良な品種を決定するための試験や、原種及び原原種の生産、種子生産圃場や生産物の審査などにおける義務はなくなりましたが、引き続き、生産者の皆さんに、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制を確保していくことが重要と考えております。

○清水拓也委員 道は、種子法が廃止された4月以降、新たな体制で種子生産を担うことになったわけですが、どのような根拠に基づいて、どのように種子生産を行っているのか、これまでの状況について伺います。

○山野寺農産振興課長 種子生産の状況についてであります。道では、生産者の皆さんに安心して営農に取り組んでいただくため、本年度につきましては、原種や原原種の生産に要する予算



を確保するとともに、種子の生産、審査などに関して必要な事項を定める要綱、要領等の整備を行い、これらに基づき、これまでと同様の種子の生産や供給に取り組んでいくところでございます。

なお、現在のところ、本年産の種子の生産に向けては、特に問題は起きていないところでございます。

○清水拓也委員 さきの一般質問における答弁では、平成31年度以降に向けては、30年度の種子生産の実施状況の検証を踏まえた上で、新たなルールづくりに取り組むとも述べておられましたが、今後、どのように検証を進めていくお考えか、伺いたいと思います。

○山野寺農産振興課長 種子生産の実施状況の検証についてであります。平成30年度の種子生産の実施状況に関する検証につきましては、北海道種子協議会のもとに設置している、道と農業団体、道総研農業試験場等で構成する、種子生産の在り方検討部会におきまして、原種、原原種の生産や採種圃での状況など、生産現場における課題、意見、改善事項などを確認しながら、必要に応じて現地に出向くなどして、検証作業を進めてまいりたいと考えております。

○清水拓也委員 道では、昨年、種子法廃止後の種子生産の対応方向について検討するため、北海道種子協議会のもとに、種子生産の在り方検討部会を設置し、議論を重ねてきておりますが、その中で明らかになった課題などについて伺います。

○山野寺農産振興課長 種子生産に係る課題などについてであります。道では、昨年度から、種子の生産体制等を協議していくための、種子生産の在り方検討部会におきまして、関係機関や農業団体等と議論を重ねてきた中で、現時点で出されている課題といたしましては、一部の地域でしか栽培されていない、作付面積が少ない品種などについての生産の進め方や、原原種の適正な備蓄、保管のあり方などが指摘されているところでありますが、こうした課題も含めまして、引き続き、部会において、関係団体との間で対応方策について検討していくこととしております。

○清水拓也委員 道は、種子法の廃止後、平成30年度はこれまでの体制を継続することとし、原種、原原種の生産に必要な予算の確保と、要綱、要領などを整備し、関係機関や農業団体などの意見を聞きながら、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、新たなルールづくりに取り組むとしておりますが、これまで、関係機関や団体からはどのような意見が出されているのか、伺います。

○山野寺農産振興課長 農業団体などからの意見についてであります。農業団体などからは、稲や麦などにおける種子の安定生産に向け、これまでの取り組みを継続するよう、道に対して求めていく、あるいは、道の開発品種は道がつくってきた財産であるので、しっかり守ることが重要、種子法の廃止について不安の声が高まっており、道に条例制定を求めていきたいなどといった意見が出されているところでございます。

○清水拓也委員 種子法の廃止に伴い、新たに制定された農業競争力強化支援法では、「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給

を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」と明記されており、これまで開発してきた有用な品種改良の材料などの流出が心配されるところですが、道は、道総研農業試験場とどのように連携し、対応しようと考えているのか、伺います。

○中川浩利副委員長 技術支援担当局長秋元勝彦君。

○秋元技術支援担当局長 農業試験場との連携についてであります。道総研農業研究本部では、種子などのいわゆる遺伝資源の外部への提供について、植物遺伝資源提供要領を定めており、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途などに限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について、第三者への譲渡や使用を禁止するなどの措置をとってきたところでございます。

道といたしましては、本道農業の発展を図っていく上で、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研農業研究本部との意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めてまいります。

以上です。

○清水拓也委員 優良な種子の安定生産に向けて、これまで、種子法のもとで国の予算が担保されてきましたが、種子法廃止後については、国会で、「都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底する」との附帯決議がなされております。

また、北海道農業・農村振興条例では、「農業・農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定されております。

道は、原種、原原種の生産に必要な予算の確保についてどのように対応していく考えか、伺います。

○宮田生産振興局長 種子生産に係る予算の確保についてですが、道では、これまでも、安全で優良な種子の安定生産と普及を図るため、優良品種の認定や、原種圃、原原種圃の設置、種子の審査など、主要農作物の種子生産に必要な予算を措置してきたところでございます。

道としましては、種子の生産、審査などを円滑に進めていく上から、国に対して、引き続き、地方交付税措置が継続されるよう求めるとともに、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○清水拓也委員 本道農業は、専門的な農家を主体とした土地利用型農業を中心に、生産性の高い農業を展開し、広範な産業と密接に結びつきながら、雇用と所得の確保など、道民の生活や地域経済を支える基幹産業となっております。

今後とも、本道農業が生産力と付加価値を高め、一層、競争力を強化していくためには、種子生産が重要な役割を担っていくと考えますが、道の認識を伺います。

○宮田生産振興局長 種子生産への取り組みについてであります。本道農業が、我が国の食料

の安定供給を担い、持続的に発展していくためには、稲や麦、大豆といった主要農作物の安定生産が重要であり、さらには、こうした作物の流通加工を通じ、地域の食品加工メーカーや飲食業を初め、観光業などとも幅広く結びつき、雇用と所得の確保に貢献していくことが必要と考えております。

道といたしましては、本道農業が競争力を強化し、今後とも地域経済を支えていく産業として成長していく上で、その基本となる優良な種子の生産と安定供給は不可欠と考えているところで

す。

以上でございます。

**○清水拓也委員** 安全で安定的な優良種子の供給体制を整備するためには、本道の地域特性を十分勘案し、これまでの議論を通して明らかになった課題などに対応した新たなルールづくりが必要と考えます。

知事は、議会議論などを十分に踏まえ、新たなルールづくりに取り組むと答弁をされておりますが、新たなルールづくりに向け、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

**○中川浩利副委員長** 農政部長梶田敏博君。

**○梶田農政部長** 主要農作物の種子の安定供給についてでございますが、本道農業は、厳しい気象条件や土地条件を克服しながら、食料の安定供給を担うとともに、食品加工、観光業などとも結びつくことにより、地域の基幹産業として発展してきたところでございます。

発展の背景には、農業試験場による、米や麦、大豆での品種開発と、農業者による、品種の特性を生かした生産への取り組みが一体的になされてきたことが大きく寄与してきたものと考えております。

このように本道農業が果たしている役割をさらに高め、地域経済の成長に貢献していく上からも、主要農作物の安定生産と、その基本となる優良な種子が安定供給されることが必要であります。

道といたしましては、こうした種子の重要性を踏まえ、平成31年度以降に向けましては、本道における種子生産に関する課題等への対応とともに、道、農業団体、生産者等の役割や責任を明確化するなど、需要に応じた、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、引き続き、生産現場等からの意見、議会議論を十分踏まえつつ、恒久的な枠組み制度について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○清水拓也委員** ただいま、梶田部長から答弁がありました。本道における主要農作物の安定生産に向け、安全で優良な種子を安定的に供給する体制を確立するための新たなルールづくりについては、さらに議論を深める必要があると考えますので、この件に関し、知事から改めて考え方を伺いたいと思います。委員長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

次に、農作業事故の防止について伺います。

本道農業も、各地で農作業が本格化し、これから秋の収穫まで、農家の皆さんには気の抜けな

い日々が続きますが、毎年、繁忙期の春と秋は農作業事故が多発する傾向にあります。

農作業事故は、ちょっとした不注意から起きることが多く、軽傷なものから、死に至る深刻なものまで、さまざまなケースがありますが、一旦、事故が発生すると、家族にとって、悲しみとともに、経営にも大きな影響があることから、農作業事故をなくすことが何より重要ですので、以下伺ってまいります。

まず、ここ数年の農作業事故の発生状況についてですが、道内の事故発生状況はどのようになっているのか、そのことに対する受けとめとあわせて伺います。

○中川浩利副委員長 農業環境担当課長河野勉君。

○河野農業環境担当課長 農作業事故の発生状況についてであります。近年の農作業事故の発生件数の推移を見ますと、件数全体では、平成26年度が2241件、27年度が2181件、28年度が2207件となっており、その中で、死亡事故は、平成26年度が20件、27年度が18件、28年度が12件と、減少しているところでございます。

一方で、年齢別に見ますと、60歳以上の占める割合は、死亡事故で8割、負傷事故で4割となっており、年齢層の高い農業者の方が被害に遭われている状況にあります。

次に、事故の発生時期では、各年とも、9月から10月にかけての秋の収穫期に、死亡事故、負傷事故ともに最も多く発生しており、続いて、播種や移植時期の5月に多く発生しているところでございます。

また、事故原因につきましては、各年とも、農業機械の操作中や整備作業中のケースが大半を占め、死亡事故では、トラクターによるものが3割、負傷事故では、家畜の管理作業によるものが3割となっております。

事故件数としては減少傾向にありますものの、死亡事故が依然として発生している状況にありますことから、引き続き、関係団体が密に連携しながら、事故防止に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○清水拓也委員 道では、これまでも、農業団体などと連携して、農作業事故の防止に向けた取り組みを進めてきていると思いますが、事故防止には、何よりも農家の意識改革が必要と考えます。

農作業事故の防止に向けて、具体的にどのような取り組みを進めてきたのか、これまでの課題とあわせて伺います。

○河野農業環境担当課長 農作業の安全に向けた取り組みなどについてであります。これまで、道では、農業団体等と連携して、道段階に北海道農作業安全運動推進本部を、振興局ごとに地区本部を設置し、事故防止に向けた農作業安全運動を展開してきたところでございます。

道段階では、春と秋に安全運動強調月間を設定し、ポスターやリーフレットを配付するなど、集中した啓発活動の取り組みや、研修会の開催、ラジオ放送による注意喚起など、全道的な対策を推進しているところでございます。

また、地域段階では、市町村やJ A、農業改良普及センターなど関係者が連携して、農業者に対し、事故を起こさないための注意喚起や、危険防止に向けて農業者みずからが取り組める方策についての啓発や指導を行っているところでございます。

こうした中で、高齢化の進行や労働力不足から、高齢者、運転技術が未熟な方々が農業機械を運転する機会が増加していることへの対応や、万が一、事故に遭われた場合に、経営の継続に支障を及ぼさないようにすることが課題となっております。

以上でございます。

**○清水拓也委員** 農作業事故は、決して起きてはならないもの、起こしてはいけないものでありますが、不幸にも事故が起きてしまった場合、作業に従事できず、減収や治療費など、大きな負担を招くことになることから、そのためにも、共済制度や労災保険の加入促進を図るべきと考えます。

4月からは、労災保険の適用範囲が拡大され、集荷や出荷、販売の作業中の事故も対象とされたことから、事故防止の取り組みとあわせ、こうした補償制度の普及啓発にも積極的に取り組む必要があると考えますが、道の認識を伺います。

**○秋元技術支援担当局長** 補償制度の普及啓発についてであります。労災保険は、本来、雇用労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障がい、死亡に対して保険給付を行う制度であります。農業者にあっても、特別に任意加入が認められており、治療費の負担や治療中の収入減などに対し、補償が受けられることとなっております。

道といたしましては、農作業による不慮の事故により障がいを負ってしまった場合、さらには、不幸にして亡くなられた場合などのケースでは、その後の農業経営に大きな影響を及ぼすことから、これまでも、研修会などで、労災保険への加入の必要性について説明するなどしてきたことにより、道内では、平成27年度末で約5万6000人が加入しており、農業就業人口の約6割となっております。

今後とも、北海道農作業安全運動推進本部と連携し、農作業事故の防止に向けた啓発運動などに取り組むとともに、万が一の事故に備え、引き続き、労災制度への加入促進などに積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

**○清水拓也委員** 大変残念な出来事ではありますが、5月に、オホーツク管内で、とうとい命が失われる農作業事故が発生しております。このような悲しい事故を二度と繰り返さないためにも、農作業事故ゼロを目指し、関係者が一丸となって取り組みを進めることが極めて重要です。

これから、事故なく無事に収穫作業を終え、農家を初めとする関係者の方々がともに豊穡の秋を迎えることができるよう、事故防止対策に万全を期す必要があると考えますが、農作業事故ゼロに向けた今後の取り組みについて伺います。

**○梶田農政部長** 今後の取り組みについてでございますが、農作業事故の発生は、年々、経営規模が拡大している中であって、大切な働き手を失うばかりか、経営の継続に大きな支障を及ぼす

など、大きな課題となっており、地域農業の振興の上からも、農作業事故の防止に向けた取り組みを進めていくことが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、全道的な取り組みの展開に向けた農作業事故ゼロ運動研修会や、公道でのトラクターの安全走行を確保していくためのマナー、マーク、保険——これは、頭文字をとってMMHと私どもは呼んでおりますけれども、こうした運動や、市町村、JA、農業改良普及センターなどが連携した事故防止に向けた啓発や指導などについて、農業者にさらに浸透していくよう、効果的な取り組みを行うとともに、引き続き、道内で発生した農作業事故の要因分析を進めまして、その結果を事故防止対策に反映するなどして、とうとい命が失われるような痛ましい農作業事故の発生ゼロに向けて、関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○清水拓也委員 ぜひ、関係団体とより連携して進めていただきたいと思います。

またあわせて、先ほど、普及啓発にも積極的に取り組まれると答弁をいただきましたが、車庫が火災で燃えてしまったりということもありますので、火災保険の関係も、同時に普及啓発に努めていただきたいと思います。

次に、農業農村整備事業の推進について伺います。

農業の国際競争が一層厳しさを増す中、本道においても、農家戸数の減少や高齢化、担い手不足などが深刻化しており、これらの課題に対し、農畜産物の生産性の向上、経営の安定を図り、本道農業を持続的に発展させていくためには、規模拡大に向けた大区画化や、冷害、湿害などに対応する排水設備整備など、農業農村整備事業が重要な役割を担うことから、以下伺います。

まず、農地・施設保全整備情報についてであります。農業農村整備事業では、これまでも計画的に事業を推進してきており、戦略的な保全管理を推進するため、農地、農業水利施設などの整備履歴や機能診断情報など、地図情報と一体的に蓄積、活用する農地・施設保全整備情報の取り組みが進められておりますが、これまでに、どのようなデータが、どの程度蓄積されてきたのか、伺います。

○中川浩利副委員長 農村計画課長坂井松信君。

○坂井農村計画課長 農地・施設保全整備情報についてであります。道では、道営農業農村整備事業等で実施した、暗渠排水の配置、区画整理などの農地整備や、用排水路などの施設整備につきまして、施工区域、工事内容などに関するデータを、整備履歴として、施設の補修に係る情報とあわせて、地理情報システムを用いて一体的に蓄積しているところでございます。

これまで、主に整備履歴を中心としまして、農地では、平成14年以降に整備した16カ年分、施設では、平成23年以降に整備した7カ年分のデータが整備されており、農地・施設保全整備情報として活用しております。

以上でございます。

○清水拓也委員 農地・施設保全整備情報として蓄積されたデータは、地域の関係者に積極的に

提供することとされておりますが、具体的にどのように活用されているのか、伺います。

○坂井農村計画課長 蓄積されたデータの活用についてであります。農地・施設保全整備情報は、地理情報システムを用いて一体的にデータ整備がされていますことから、当該農地などの整備履歴に、土壌の特性や農地の耕作状況などに関するデータも重ね合わせることが可能となっております。

これにより、排水改良を必要とする圃場や、地域の担い手による農地集積の状況などをつぶさに見ることができますことから、農村地域における課題について、いわゆる見える化が進むものと考えております。

さらには、農業者、関係機関による、基盤整備に関する将来構想や具体的な事業計画の策定について話し合う検討会などでも活用されており、事業推進に向けた地域でのコンセンサスの形成などに寄与しております。

以上でございます。

○清水拓也委員 これらの蓄積データは、農業農村整備事業を効果的、効率的に実施していくための重要なツールとなっておりますが、国営事業における整備履歴なども効率的に活用できるよう、体系的に整理をしていく必要があると考えます。

今後の活用に向けてどのように取り組んでいく考えか、伺います。

○中川浩利副委員長 農村振興局長橋本智史君。

○橋本農村振興局長 今後のデータの有効活用についてでございますが、効果的、効率的な整備を進めていく上では、農地や農業用施設に係るライフサイクルコストの低減も重要となっております。そのためには、機能診断に基づく計画的な補修、更新に係る戦略的な保全管理に取り組むことが必要となっております。

このため、道では、戦略的な保全管理の推進に当たって、農業水利施設などの劣化状況などに関する機能診断の結果や、補修・更新計画の情報について、農地・施設保全整備情報として蓄積を図ることとしており、また、国とも連携して、国営事業の整備実績も収集するなど、体系的なデータ整備に努めながら、地域の実態に即した効果的な整備に取り組んでまいります。

○清水拓也委員 今後とも、事業を効果的に推進する上で、農地・施設保全整備情報の整備に加え、近年、技術革新が著しいGPSやリモートセンシングなど、ICTを活用した新たな整備技術や手法などを開発していく必要があると考えますが、今後、どのように取り組むお考えか、伺います。

○中川浩利副委員長 農政部技監足立一郎君。

○足立農政部技監 新たな整備技術の開発についてであります。近年、衛星やドローンを活用したリモートセンシング技術が発達し、圃場の土壌水分、作物の生育状況を適時に把握することが可能となってきております。

この技術を活用すると、排水性の悪い箇所に暗渠排水を効果的に配置するなど、整備コストの低減を図りながら、圃場条件に応じた、きめ細かな整備が可能となりますことから、道では、大

学や試験研究機関と連携し、調査を進めているところでございます。

道といたしましては、今後も、こうした新たな技術を活用した整備手法の開発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○清水拓也委員** 本道農業の生産力、競争力の強化のためには、農作業の効率化を図る大区画化や、高収益作物の生産拡大に必要な暗渠排水の配置、老朽化した農業用施設の適切な保全整備を初め、飼料自給率の向上のための飼料生産基盤整備などを計画的、効果的に展開していくことが重要と考えます。

本道の農業・農村づくりを一層推進し、持続的に発展させていくため、今後、どのように農業農村整備事業に取り組んでいくのか、最後に伺います。

**○梶田農政部長** 農業・農村整備の推進についてでございますが、国際環境が厳しさを増す中で、農業基盤整備は、農作業の効率化や生産コストの低減、農作物の収量、品質の向上など、本道農業の競争力の強化を図る上で極めて重要であり、道では、農家負担の軽減対策を実施するなど、整備促進に取り組んでいるところでございます。

このような中、担い手が将来に向けて安定した生産基盤を確保していく上で、圃場の大区画化や、老朽化した農業水利施設の長寿命化、草地整備などに対する要望が多く寄せられているところでございます。

道では、こうした要望を踏まえまして、農地・施設保全整備情報の有効活用と戦略的な保全管理の推進、さらには、ICT等を活用した新たな整備技術を導入するなど、計画的、効果的な整備に取り組むとともに、国に対しまして、当初予算を初めとした予算総額の安定的な確保を求め、生産性の高い農業と活力のある農村づくりに向けまして、一層取り組んでまいる考えであります。

以上です。

**○清水拓也委員** 終わります。

**○中川浩利副委員長** 清水委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

笹田浩君。

**○笹田浩委員** 私からも、種子法廃止に伴う対応について聞いてまいります。

清水委員の質問と重複するところをなるべく省いていきたいのですが、質問がほとんどなくなってしまうと困るので、それなりに質問したいと思います。

種子法が廃止されて、農業者を初め、関係団体から、良質な原種の確保や圃場管理、品種改良などがこれまでどおり維持されていくのかといった強い不安の声が上がっています。

我が会派の一般質問における、条例制定に向けた提案に対し、かたくなに避けていることから、きょうは、農政部の皆さんに、腹を割って、条例制定に向けた考え方などを伺ってまいりたいと思います。

まず、地域からの要望についてであります。



生産現場から我が会派に対し、条例制定に向けた声が寄せられておりますけれども、道に対しては、地域からどのような要望が寄せられているのか、お伺いいたします。

○中川浩利副委員長 農産振興課長山野寺元一君。

○山野寺農産振興課長 地域からの要望などについてであります。地域などからは、稲や麦などにおける種子の安定生産に向け、これまでの取り組みを継続するよう、道に対して求めていく、あるいは、道の開発品種は道がつくってきた財産であるので、しっかり守ることが重要、種子法の廃止について不安の声が高まっており、道に条例制定を求めていきたいなどといった意見が出されているところでございます。

○笹田浩委員 地域から、道に対しても、条例制定の要望が寄せられているということでありませうけれども、道として、そうした地域からの要望をどのように受けとめているのか。知事は、さきの答弁で、地域から意見を伺うとしておりますけれども、今後、どのような方法で地域から意見を求めるのか、お伺いいたします。

○山野寺農産振興課長 地域からの意見などについてであります。これまで道に寄せられている意見では、本道における現行の種子生産の体制を生かし、その取り組みを後退させることなく、優良な種子の安定的な生産、普及が図られるよう、条例を制定すべきだという意見があることは承知しております。

道では、現在、今後の種子生産に関し、各振興局を通じて、生産現場からの意見を収集しているところでありますが、今後の検討に当たりましては、必要に応じて、生産現場に出向くなどして、じかに関係の皆様から意見を伺うなど、広く道民の皆様方の声を聞くことが重要と考えているところでございます。

○笹田浩委員 市町村議会等からの要望書があるかどうか、確認したいのですけれども、どれくらいの市町村から知事に対する要望がありますか。

○山野寺農産振興課長 市町村議会から知事に対する意見書についてであります。昨日までで、52の市町村議会から、道条例の早期制定などを求める意見書が提出されているところでございます。

○笹田浩委員 179市町村の中で52市町村からの意見書というのが多いかどうか、微妙ですけれども、海しかないところと言ったら失礼ですが、農業がないところもあるわけですから、かなりのボリュームだと思いますし、その中身は、きっと、条例制定を求めているというのがほとんどだと思います。

それで、道は、条例制定について、肯定もせず、否定もせず、新たなルールづくりが必要であるというふうにしているわけです。

例えば、種子生産について議論する受け皿や、新たな優良品種の選定のあり方、さらには、生産者が心配している、安定した生産に向けた予算の確保などということ盛り込むべきだと考えますけれども、今後、何を新しいルールに反映させようとしているのか、お伺いいたします。

○中川浩利副委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 種子生産に関する課題などについてであります。道では、平成31年度以降に向けまして、本年度の種子生産の実施状況の検証を踏まえ、道と農業団体、道総研農業試験場などで構成する、種子生産の在り方検討部会で明らかになった、作付面積が少ない品種などについての生産の進め方や、原原種の適正な備蓄、保管のあり方などの課題を含め、生産現場から出される意見や改善事項を幅広く議論していくこととしておりまして、種子生産に対する、道、農業団体、生産者等の役割や責任の明確化とともに、需要に応じた、安全で優良な種子を供給できる体制の確立に向け、引き続き、議会議論を十分に踏まえつつ、対応してまいる考えでございます。

○笹田浩委員 ここで、遺伝資源の流出のことも聞こうと思いましたが、省略して、国への提言といえますか、附帯決議のことについて聞きたいと思えます。

国会の附帯決議では、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定めること、種子法廃止後においても、都道府県の取り組みが後退しないようにすること、民間事業者が参入しやすい環境を整備することなどが決議されています。

そうだとするのであれば、種子生産に向けた国の責任や道の役割の明確化などについて、国に強く求めるべきであると考えますが、所見を伺います。

○宮田生産振興局長 国に対する要望などについてであります。昨年の4月13日に参議院農林水産委員会で採択された、主要農作物種子法を廃止する法律案に対する附帯決議には、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用することや、都道府県が、これまでの体制を生かして、主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き、地方交付税措置を確保することなどが盛り込まれていると承知しております。

道といたしましては、今後とも、安全で優良な種子の安定供給を図るため、国に対して、地方交付税措置が継続されるよう、引き続き求めてまいる考えでございます。

○笹田浩委員 時間も時間でもありますので、種子生産の役割という質問もスルーさせていただいて、この項目の最後になります。

これまで、種子法廃止後の対応に係る認識などについて伺ってまいりましたが、議論すればするほど、要綱、要領だけでは、今後の種子生産の安定確保に懸念が強まるばかりであります。

北海道が築き上げてきた農業の基盤である種子生産に、道が責任を持ってしっかりと取り組み、生産者の不安の払拭はもとより、食料供給基地としての使命や責務、北海道の農産物のブランド力の強化に向けて、道として、種子条例の制定に早急に取り組むべきと考えますけれども、部長の所見を伺います。

○中川浩利副委員長 農政部長梶田敏博君。

○梶田農政部長 主要農作物の種子の安定供給についてでございますが、本道農業は、厳しい気象条件などを克服しながら、食料の安定供給を担うとともに、食品加工などとも結びつくことによりまして、地域の基幹産業として発展してきたところでございます。

こうした、本道農業が果たしている役割をさらに高めていくためには、主要農作物の安定生産と、その基本となる優良な種子が安定供給されることが必要でございます。

道といたしましては、種子の重要性を踏まえ、平成31年度以降に向けましては、本道における種子生産に関する課題等への対応とともに、道、農業団体、生産者等の役割や責任を明確化するなど、需要に応じた、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、引き続き、生産現場等からの意見、議会議論を十分踏まえつつ、恒久的な枠組み制度について検討していく考えでございます。

以上でございます。

**○笹田浩委員** 一般質問のときの、新たなルールづくりという表現から、恒久的な枠組み制度という表現になりました。条例を制定してくださいと言っているのに対し、恒久的な枠組み制度ということで、私の感覚では条例なのですけれども、そこは、なかなか条例と言えないのかなということも踏まえつつ、この部分については、再度、知事に確認させていただきたいので、委員長の御配慮をよろしくお願いします。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材提供などについて聞いてまいります。

2年後に控えた東京オリパラの開催は、安全、安心な道産農林水産物を国内外に向けて発信する絶好の機会であり、道や関係団体が一体となって、東京大会への道産食材の提供と販路拡大に向けた取り組みを進めていくことが重要であることから、何点か伺ってまいります。

本年5月、道を初め、関係機関・団体から成る、2020年東京オリンピック・パラリンピック道産農林水産物供給北海道協議会において、東京大会を契機とした道産農林水産物の販路拡大を目指した、東京オリパラに係るPR戦略を公表いたしました。

PR戦略では、東京大会への食材供給に向けて、ケータリング事業者などと情報交換を積極的に進めるとしておりますけれども、メニューの決定が来年の予定という中で、具体的にどのように進めようとしているのか、お伺いいたします。

**○中川浩利副委員長** 食品政策課長瀬川辰徳君。

**○瀬川食品政策課長** 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材供給に向けた取り組みについてでございますが、東京大会における飲食提供業務につきましては、本年度中に、大会組織委員会が、ケータリング事業者などの委託事業者を選定いたしまして、来年度にメニューを決定した後、正式に委託事業者による食材の調達が見込まれてございまして、参加を計画している事業者は、組織委員会の意向も踏まえながら、事前に、調達可能な食材を調査、選定して、メニュー開発を進めるものと聞いているところでございます。

一方、東京大会へ供給される食材の調達基準では、第三者認証GAPの取得など、一定の要件を満たすことが必要となっておりますが、ケータリング事業者などにおいては、通常取引がないGAP取得農場等の産地情報が不足しているところございまして、こうした状況を踏まえて、道では、関係団体と連携いたしまして、他県に先駆け、道内で供給が可能な食材リストによ

るPRに加えて、新たに作成した、食材の豊富さなど北海道の魅力をアピールする映像やパンフレットを活用して、ケータリング事業者を初めとする大会関係者との情報交換を積極的に進め、安全、安心で品質が高い道産食材が活用されるよう取り組んでまいるところでございます。

○**笹田浩委員** 東京大会を契機として、道産農林水産物のさらなる販路拡大に向けて、大会関係者に向けたレセプションを開催するということですが、単なるPRではなく、北海道の強みを積極的に打ち出すことが重要だと考えます。どのように実施しようとしているのか、伺います。

○**中川浩利副委員長** 食の安全推進局長立花智君。

○**立花食の安全推進局長** レセプションの開催についてでございますが、東京大会は、本道の豊かな農林水産物を国内外に向けてアピールし、食の北海道ブランドの一層の強化を図る絶好の機会であり、大会関係者を初め、大会期間中に首都圏を訪れる国内外の観光客などに、道産食材の魅力を認識してもらうことが重要と考えております。

このため、道では、関係団体と連携し、東京大会への食材供給に向けた取り組みとともに、大会後にもつながる販路拡大に向け、本年10月、東京都内のホテルを会場に、大会関係者を初め、首都圏のホテルやレストランの関係者など約200名を招聘したレセプションを開催し、映像、パンフレットの活用、道産食材を使った料理の試食、道産子オリンピックによる北海道のPRを通じて、安全、安心で品質が高い道産農林水産物を戦略的に売り込んでまいります。

○**笹田浩委員** 東京大会への食材供給に当たっては、GAPの認証取得が条件となっています。道としても支援を行っているわけですけれども、GAPについては、東京大会で終わることなく、その後も販路拡大につなげていくことが重要だというふうに思います。

GAPを強みとした販路拡大にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○**立花食の安全推進局長** 道産農産物の販路拡大についてでございますが、GAPは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みであり、安全な農産物の供給や経営の改善などが図られるとともに、消費者の信頼の確保、国内外での競争力の向上などにつながる重要な取り組みであると認識しております。

このため、道では、農業団体と連携しながら、普及指導員等によるGAP指導員資格の取得など、指導体制の強化や、認証取得経費への支援などによる農業者の負担軽減等に取り組む、GAP認証の取得を推進しているところであります。

道といたしましては、東京大会への食材供給のためのレセプションに、先進的にGAP認証を取得した生産者の農産物を活用するなどし、大会を契機に、GAPを強みとした道産食材の積極的なPRに取り組み、本道でのGAP認証の一層の取得を推進してまいります。

○**笹田浩委員** いよいよ最後の一問でございますけれども、東京大会には、海外からの選手を初め、大会関係者、観光客等が多く訪れることから、本道食材をPRする絶好の機会になるわけがあります。

さまざまな取り組みを通じて、効果的に情報を発信するとともに、東京大会後においても、販路拡大につなげていくことが重要だと考えますが、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺

いたします。

○中川浩利副委員長 農政部食の安全推進監甲谷恵君。

○甲谷農政部食の安全推進監 今後の対応についてでございますが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、大会期間中に、国内外から、1000万人を超える、大会関係者や観戦客、各国の要人などが訪れることが想定されておまして、本道の豊かな農林水産物をアピールし、食の北海道ブランドの一層の強化を図る絶好の機会と認識しております。

このため、道では、関係団体と連携し、本年5月に、東京大会への食材供給と、大会後にもつながる販路拡大を2本柱としたPR戦略を策定したところでございます。

東京大会への食材供給に向けては、ケータリング事業者を初めとする関係者との情報交換を積極的に進め、他県に先駆け、食材リストを活用した産地の売り込みなどを行うとともに、本年10月には、東京都内で、北海道の強みを生かしたPRを行うレセプションを開催することとしております。

このレセプションには、大会関係者に加え、大会期間中などに各国の要人や観光客をお迎えする首都圏のホテル、レストランの関係者もお招きいたしまして、道産食材の魅力への理解を深めていただくほか、大会スポンサー企業などとの連携により取り組みを進めるなど、東京大会を契機に、大会後にもつながる、道産農林水産物のさらなる販路拡大に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○笹田浩委員 頑張らしましょう。終わります。

○中川浩利副委員長 笹田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川浩利副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

7月2日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時5分散会